

過疎地域持続的発展計画



令和8年3月

山形県小国町

はじめに

小国町は、今日に至るまで、地域の諸条件に基づき、地域社会の仕組みを構築し、また環境の変化やそれらに起因する住民の生活様式の多様化などを的確にとらえながら、まちづくりの取り組みに努めてきた。その基本姿勢として、小国町の特性である豊かな自然と、自然とともに暮らしてきた人々が育む生活の知恵、ワザ、そして文化を大切に守りつつ、自然の恵みと地域に根ざした産業を起こし、心を豊かにする生活空間と多彩な人々が行き交う交流空間の形成を掲げてきた。そして、この永続的な取り組みの成果を「白い森の国おぐに」と位置づけている。

過疎地域に位置づけられる小国町では、こうした方向を踏まえ多様な過疎対策に取り組んできたが、人口減少、少子高齢化のさらなる進行、またこれらを要因とする課題や問題などは、まちづくりにおける様々な面で影響を及ぼしており、引き続き町民、民間、行政が協働、連携しながら懸命な取り組みを進めている。一方で、こうした状況に対し、すぐに解決できることや、また取り組みの効果がすぐに表れることが多くないのも事実である。

しかしながら、小国町には、自然の条件に歩調を合わせ、一方で自然に対し意識的に手を加えてその環境を創り、維持、保全してきた人々の力や思いが残されている。また、マタギたちが山中でクマを捕獲すると、共同狩猟に参加した全ての人たちで平等で獲物を分配したように、山や森の恵み等に対する共有や、共同所有という考え方が古くからある。自然とともに生きてきた人々の思いや「あるものを生かす」力とあわせ、このような集落における仕事や暮らしの中に存在する知恵、紡がれてきた言葉をもう一度掘り起こし、まちづくりの力として結集することは、改めて小国町のまちづくりにとってとても重要である。民俗学者・宮本常一の著作「忘れられた日本人」所収の「対馬にて」では、集落の皆が納得のいくまで幾日もかけて話し合う寄り合いの様子が描かれている。これは、自分たちに関わることについて、皆で情報を共有して、一生懸命に考え、十分に議論し、答えを導き出すという姿勢が連綿と受け継がれていたことと、話し合いの大切さを示すものであり、現在における課題解決手法の一つにもつながるものととらえられる。

小国の人々が、自然の中で四季の変化を上手に生かし、自立して生活してきたのは、自然の厳しさをバネにして強靱な力を蓄え、近隣と力を合わせて先祖伝来の土地を守り、伝統文化と技術を守り、家を守り、村を守るといった協働の精神と強い意志、そしてふるさとをこよなく愛する心があったからといえる。こうした人々の心に加え、小国の自然、文化、人などに魅了され、小国に関わり続けてくれる人々を「協働人口」ととらえ、さらには世界に誇る製造業の企業が立地しているという優位性も含め、ともにまちづくりを展開する大切な仲間と認識しながら、多様な人々による協働と連携、そして小国を形作ってきた人々の仕事や暮らしのあり方を踏まえ、人口減少、少子高齢化による様々な課題などに立ち向かうことで、「みんなで未来を描こう 白いキャンバスに みんなで暮らそう 彩りゆたかな白い森で」をスローガンとしたまちづくりを取り組むことが可能となる。

例えば、現在町内では企業等を中心に労働力の確保が大きな課題となっているが、この状況に対し民間事業者が外部から人材を呼び込むため自ら居住環境の整備を図ろうとする動きがみられる。民間の発

想と力によって課題解決に向けた取り組みが進んでいる事例である。元々、町内中核企業の立地の背景には、小国の豊富な水資源を活用して事業を行うことから始まっており、このこと自体が「あるものを生かす」精神により新しい要素をつくりだすことにつながっているものといえる。一方、移住者や協働人口に連なる外部人材と労働力の確保に着目し、仕事の調整を通じて小国らしい暮らし方、働き方を提案する仕組みづくりが町内で展開されている。これは、民間と行政が情報を共有し、連携しながら進めているものであり、これに外側からの視点が加わった協働の取り組みとして、新しい形を生み出そうとしているものである。こうした協働の力は、過疎地域の持続的なまちづくりの根幹となるものであり、本小国町過疎地域持続的発展計画とそれに示した取り組みにより、その力を高め、輪を広げ、そして連関を強めていくこととする。

まちづくりを進めるうえで、「想像力」はとても大事である。小国町の将来の姿、あり方をデザインするには「想像力」が必要である。そして、その姿を目指して、新しいモノ、新しい考え方、新しい仕組みを創り上げる「創造力」に結びつけていくことが、これからのまちづくりに求められる考え方であるといえる。こうしたことを前提としながら、小国の人々が生きてきた息吹に目を向け、小国の多様な資源の価値を見直し、高め、生かし、そして外に向かって発信していくとともに、これまで進めてきたまちづくりの方向と同調し、持続可能な取り組みを一步ずつ継続していくことにより、小国に住む町民をはじめ、関わる全ての人々が豊かな幸福を感じるウェルビーイング(*1)につなげることを目指していくものとする。

*1 ウェルビーイング

・・・心身と社会的な健康を意味する概念で、満足した生活を送れる状態、多面的な幸せを意味する。「持続的な」という意味が含まれていることもあり、瞬間的な幸せを表す英語である Happiness (ハピネス)とは異なる。

目次

第1章 基本的な事項

第1節 小国町の概況

- 1 自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 過疎の状況・・ 3
- 3 産業構造の変化、地域の経済的な立地特性、社会経済的発展の方向の概要・・・ 8

第2節 人口及び産業の推移と動向

- 1 人口の推移と動向・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
- 2 産業の推移と動向・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13

第3節 行財政の状況

- 1 行政の状況・・ 15
- 2 財政の状況・・ 17
- 3 主要公共施設の整備水準の現況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20

第4節 持続的発展の基本方針

- 1 計画の背景・・ 23
- 2 小国町の未来像とまちづくりの基本目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24
- 3 持続的発展のための基本目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28
- 4 計画の達成状況の評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28
- 5 計画の期間・・ 28
- 6 小国町公共施設等総合管理計画との整合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28

第2章 持続的発展施策区分ごとの振興方針

第1節 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

- 1 現況と問題点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 31
- 2 対策・・ 31
- 3 持続的発展計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 33
- 4 小国町公共施設等総合管理計画との整合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 33

第2節 産業の振興

- 1 現況と問題点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 34
- 2 対策・・ 40
- 3 持続的発展計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 44
- 4 産業振興促進事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 47
- 5 小国町公共施設等総合管理計画との整合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 47

第3節 地域における情報化

1 現況と問題点	48
2 対策	50
3 持続的発展計画	51
4 小国町公共施設等総合管理計画との整合	51

第4節 交通施設の整備、交通手段の確保

1 現況と問題点	52
2 対策	54
3 持続的発展計画	56
4 小国町公共施設等総合管理計画との整合	56

第5節 生活環境の整備

1 現況と問題点	57
2 対策	61
3 持続的発展計画	63
4 小国町公共施設等総合管理計画との整合	65

第6節 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

1 現況と問題点	66
2 対策	67
3 持続的発展計画	71
4 小国町公共施設等総合管理計画との整合	73

第7節 医療の確保

1 現況と問題点	74
2 対策	77
3 持続的発展計画	78
4 小国町公共施設等総合管理計画との整合	79

第8節 教育の振興

1 現況と問題点	80
2 対策	83
3 持続的発展計画	86
4 小国町公共施設等総合管理計画との整合	88

第9節 集落の整備

1 現況と問題点	89
2 対策	90
3 持続的発展計画	93

4	小国町公共施設等総合管理計画との整合	93
第10節 地域文化の振興等		
1	現況と問題点	94
2	対策	94
3	持続的発展計画	96
4	小国町公共施設等総合管理計画との整合	96
第11節 再生可能エネルギーの利用の促進		
1	現況と問題点	97
2	対策	98
3	持続的発展計画	99
4	小国町公共施設等総合管理計画との整合	99
第12節 その他地域の持続的発展に関し必要な事項		
1	現況と問題点	100
2	対策	102
3	持続的発展計画	105
4	小国町公共施設等総合管理計画との整合	105
事業計画（令和8年度～12年度）過疎地域持続的発展特別事業分		106
(参考資料)		
SDGs（持続可能な開発目標）と各節の関連性		107

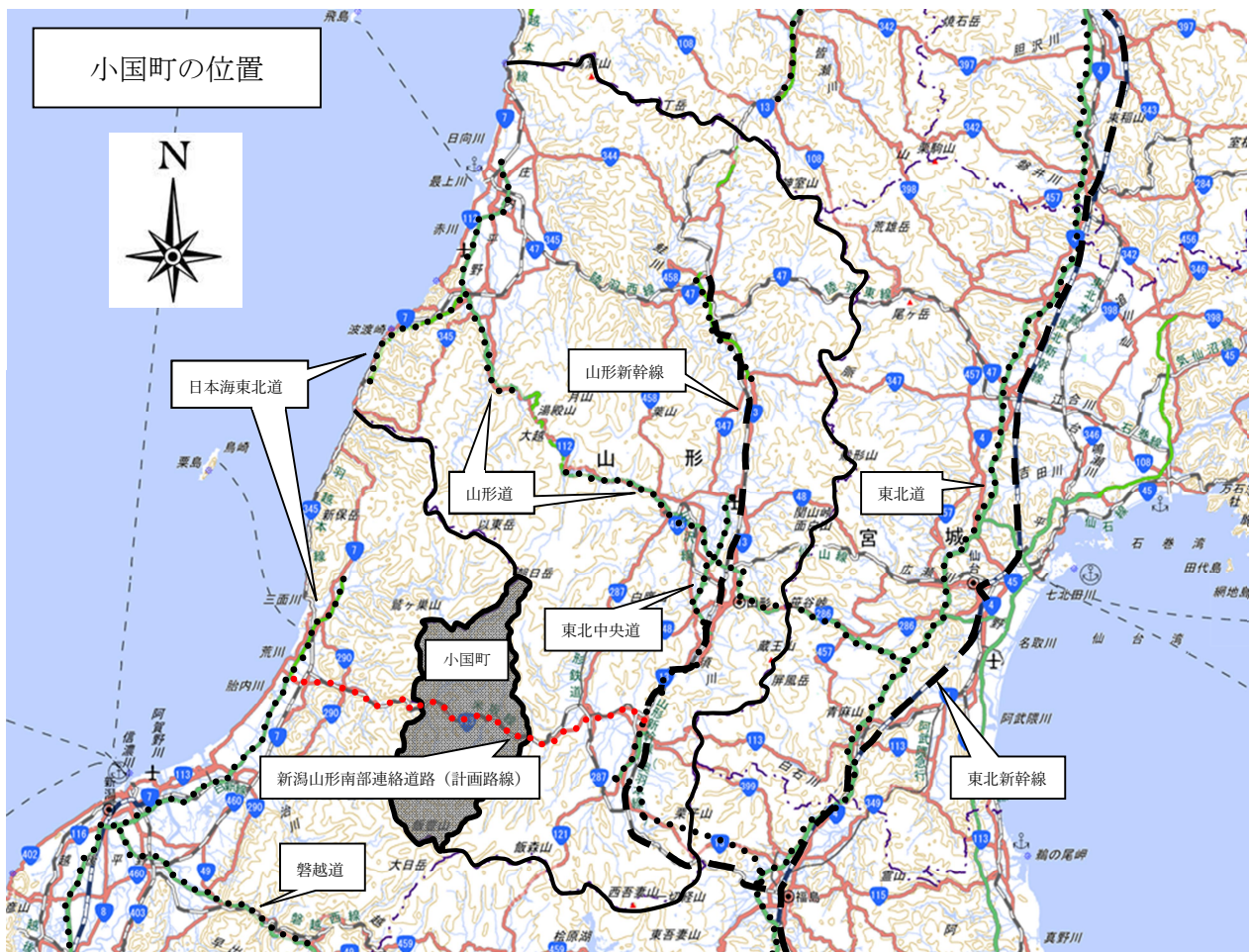
第1章 基本的な事項

第1節 小国町の概況

1 自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要

(1) 自然的条件

小国町は、山形県の西南端、新潟県境に位置し、両県庁所在地である山形市と新潟市までそれぞれ約80kmの地点にある。面積は737.56km²で山形県総面積の7.9%を占め、県内で2番目に大きな行政区画を有し、東京23区よりもやや広い。生活の舞台となる平地は全町域のおよそ2%で、町土の90%以上は山林で占められている。



地勢は越後山脈にできた断層盆地で、北方の大朝日岳、南方の飯豊山を主峰とする1,000m級の連山に囲まれ、他地域と隔絶した文字どおりの「小国」を形づくっている。気候は地形的な制約を受け複雑であるが、概略的には典型的な日本海側気候に属し、しかも四方を山地丘陵に囲まれているため、盆地特有の気候の面も見せている。日本海からの湿潤な気流が高い山岳にぶつかり、地形的な上昇気流が起こるため日照時間の少ない天候が多く、夏季には驟雨性の豪雨を降らせ、秋には秋霜現象が目

立っている。特に、冬季には全国屈指の豪雪をもたらし、積雪は町中心部で2mを超える年も珍しくなく、山間奥地の集落では4mにも及ぶことがある。

過去10年間(平成27年～令和6年)の平均気温は11.4℃で、最高気温は37.4℃(平成30年8月)である。年間の平均降水量(平成27年～令和6年)は3083.7mmで、1日当たりの最大降水量は287mm(令和4年8月3日)である。

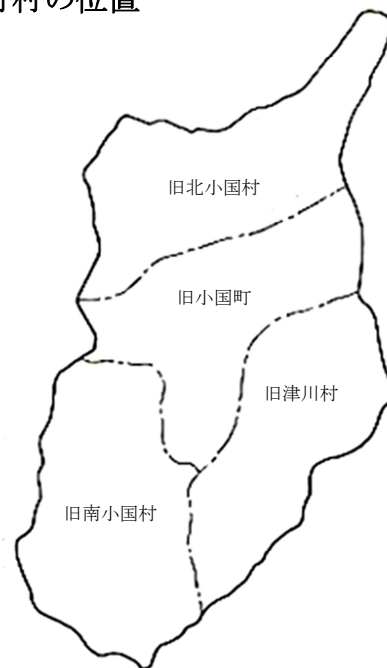
(2) 歴史的条件

小国町は先史時代から拓けた小国本村を中心に、越後(新潟)と置賜(米沢)を結ぶ旧越後米沢街道沿いや荒川とその支流域に拓けた町で、古くから小国郷と呼ばれてきた。領境の地であった小国郷は、要塞の地として長く治められ、慶長3年(1598年)からは上杉景勝が所領し、代官をおいて民政を治めた。

明治4年、廃藩置県により米沢県に属することとなった小国郷は、以後、置賜県を経て明治9年に山形県に合併された。

明治22年、市町村制施行により、小国郷を構成していた59カ村(自然村)がそれぞれ4つの村(行政村)に再編され、小国本村、南小国村、北小国村、津川村となる。昭和17年、小国本村が町制を施行した後、昭和29年に、県内最初となる南小国村、北小国村と小国町の合体合併を行い、さらに昭和35年に津川村を編入合併して現在の小国町となる。

旧町村の位置



(3) 社会的条件

町域の中心部を東西に横断する国道113号とJR米坂線は、小国町と主要都市を結ぶ交通路であり、本町の発展にきわめて重要な役割を果たしている。かつては、旧越後米沢街道が、日本海側と太平洋側の文化交流や物資の輸送路として利用されていた。旧越後米沢街道は大小13もの峠で結ばれていたため、往来するには困難な街道であった。このため、峠越えの集落(玉川、小国、市野々、白子沢、沼沢)には宿駅が置かれ、宿場の里として栄えた。

明治9年に初代山形県令に就任した三島通庸は、新道の開削を計画し、同18年に現国道113号の前身となる小国新道の新潟・山形間が全通した。これにより、町民生活は大きく変転することとなったが、依然として冬季における交通障害は解消されなかった。

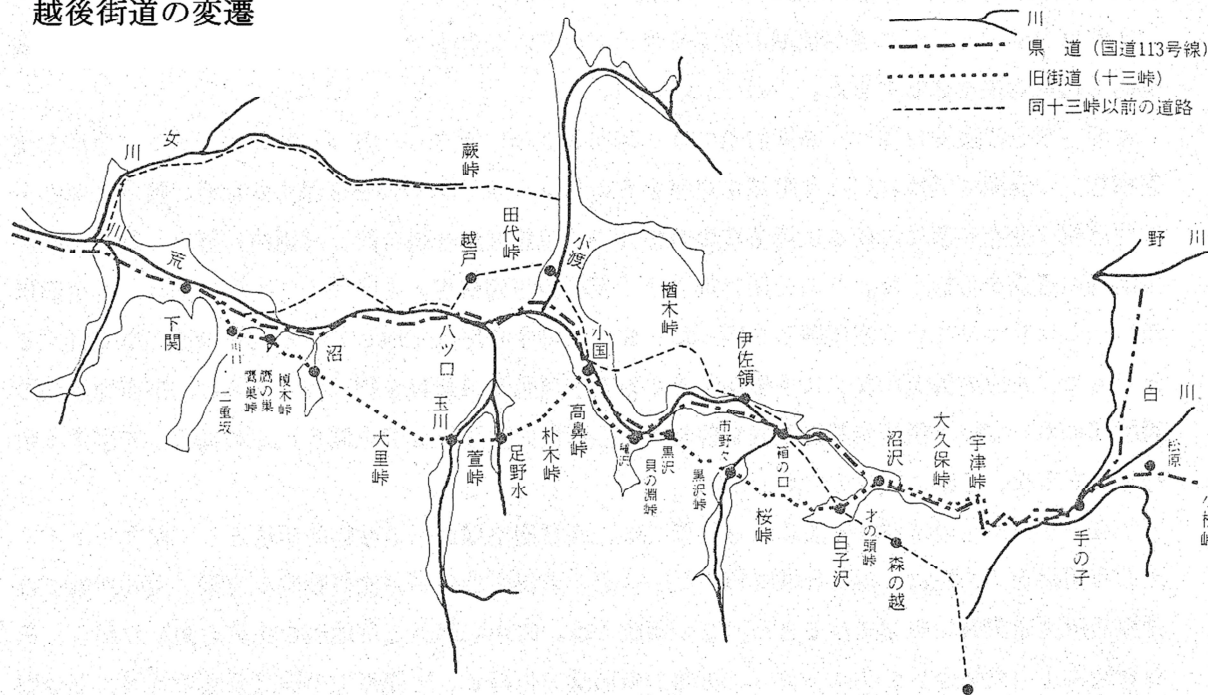
昭和11年8月の国鉄米坂線の開通は、本町に驚異的な変革をもたらすこととなった。翌12年に現在のクアーズテック合同会社と日本重化学工業株式会社の前身である日本電興株式会社が長者原に水力発電所を整備し、重化学工場を町中心部に立地した。この後、本町は急激に工業化の道を歩むこ

ととなり、背後集落においては農業の低生産と企業の好況とが相まって急速に農業の兼業化が進んだ。また、町中心部では、かなりの社会的・経済的集積をもつようになった。

昭和50年11月、国道113号の全面改修と完全除雪による冬季交通の確保は、産業活動と地域住民の日常生活に大きな影響を与えた。町中心部と各集落を結ぶ県道や町道の除雪も飛躍的に進み、町内の主要な生活関連道の冬季交通が確保されるようになった。しかし、まだ道路整備水準が低いため円滑な交通確保に支障をきたしており、暮らしや産業活動に制約を与える要因にもなっている。

昭和57年の上越新幹線開業、平成4年の山形新幹線開業により、町中心部と首都圏との時間距離は大きく短縮し、首都圏日帰りが可能となった。平成2年には、都市間交通（新潟－山形：新潟－仙台）が開業し、小国町にその停留所が設置されたが、現在は新潟－山形線のみでの運行となっている。高速交通網は、日本海東北自動車道の中条インターチェンジが平成14年に、さらに荒川胎内インターチェンジが平成21年に供用開始された。また、東北中央自動車道が平成29年の福島－米沢間の開通に加え、平成31年には南陽高島－山形上山間が開通し縦軸道路の整備が進んでいる。一方横軸道路となる「新潟山形南部連絡道路」も整備が進んでおり、梨郷道路、鷹ノ巣道路に続き、平成31年4月には小国道路が事業化され、事業推進に大きな期待が寄せられている。

越後街道の変遷



2 過疎の状況

(1) 人口の動向

町の人口は、昭和30年の18,366人をピークに減少を続け、平成17年には9,742人、平成22年には8,862人となり9,504人(51.7%)の減少を示している。減少率が最も高かったのは、昭和40～45年までの5年間で12.4%となっている。

昭和50年代に入り生活環境の向上や産業構造の変化などにより、昭和60年までの人口減少率は鈍化する傾向にあったが、昭和60年から平成2年には一転して6.5%減少した。その後、平成2年から

平成7年までは5.3%、平成7年から平成12年までは4.2%、平成12年から平成17年までは5.1%、平成17年から平成22年までは9.0%、平成22年から平成27年までは11.2%、平成27年から令和2年までは9.7%減少している。昭和45年から令和2年までの50年間では、6,892人(49.2%)減少している。

人口の動向

(単位 人・世帯)

区分	昭和35年	昭和40年	昭和45年	昭和50年	昭和55年	昭和60年	平成2年
総人口	17,787	15,983	13,999	12,649	12,221	12,096	11,315
世帯数	3,520	3,584	3,447	3,345	3,325	3,337	3,217

区分	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
総人口	10,715	10,262	9,742	8,862	7,868	7,107
世帯数	3,163	3,209	3,277	3,036	2,845	2,810

(資料：国勢調査)

(2) これまでの過疎法に基づく対策

小国町では、昭和45年に過疎地域の指定を受けてからこれまで、地域社会の基盤強化、住民福祉の向上、雇用の増大、地域格差の是正といった過疎対策の基本的な推進目的に基づき、効果的、効率的な施策の展開を図ってきた。

昭和45年からの過疎地域対策緊急措置法(昭和45年法律第31号)に基づく前期対策においては、昭和41年に樹立したまちづくりの柱である「生活圏整備構想」の展開に努め、シビルミニマムを確保するため、町中心部と一次生活圏の拠点集落における生活諸環境の整備や克雪対策に総合的、計画的に取り組み、新しい社会生活圏の形成を図った。この構想において、町中心部は高いレベルの都市的利便性を享受できる空間として位置付け、その拠点として「おぐに開発総合センター(昭和43年経済企画庁単独モデル事業第1号)」を建設した。また、いくつかの周辺集落からなる一次生活圏を設定し、その中心となる集落には基幹集落センターをはじめ公共施設等の集積を図った。一方、将来にわたり生活の維持が困難と見込まれる集落については、一定の基準で診断を行った結果、昭和45年に地域住民の意志決定に基づいて夏山冬里方式の集落再編成を行い、新興地におけるコミュニティの再生を試みた。さらに、後期対策では、「産業圏整備構想」をまちづくりの中心に据え、生活圏整備構想の上部に位置づけていく産業おこしに努めた。町中心部に立地している既存企業の支援のほか、農業基盤整備を進めながら積極的に第1次産業基盤の構造改善を行い、これによって生ずる余剰労働力を第2次産業、第3次産業に吸収していった。

続く昭和55年からの過疎地域振興特別措置法(昭和55年法律第19号)による対策では、「自然教育圏構想」を柱に、農工地域でのコミュニティの再生と、山間地域における資源活用型産業おこしを展開してきた。ここでは、町中心部における「中央総合レクリエーション基地」と、国立公園を背後にした「ふるさとファミリー村」、「ふるさと子ども村」、「ふるさと学生村」の形成を目指し、緑地空間の整備と多面的な交流機能の充実を図ってきた。

平成2年からの過疎地域活性化特別措置法(平成2年法律第15号)においては、「ぶな文化交流

圏構想」を戦略構想として事業展開を図ってきた。施策の柱を、①交流社会に対応できる基盤の整備 ②地域資源活用型産業の創出と育成 ③「新生活圏」の形成 ④人材の育成と確保 ⑤高齢社会への対応 の5つとし、荒川リバーサイドパークの整備、白い森国際文化フェスティバルの開催、包括ケアタウンの形成、新しい住宅団地の造成などの具体的事業に取り組んできた。

平成12年からの過疎地域自立促進特別措置法では、平成9年度に策定した第三次小国町総合計画「白い森の国おぐにの基本構想」に基づき、多様な人々との協働の力によって、自然と人々が一緒に暮らすことを可能とする、美しく自立した生活空間の形成を図るという基本的な考え方に立ち、施策展開を進めてきた。目標実現のために、①風格のある町を目指した人づくり ②利便性の高い町を目指した環境づくり ③持続的発展が可能な町を目指した暮らしづくり の3つの柱に沿ったまちづくりの推進を図ることとし、横川ダム水源地域の整備、あけぼの団地の造成、小中高一貫教育の推進、高齢者専用住宅の整備、森林セラピー事業の推進、木質バイオマスエネルギー導入事業などを展開してきた。

平成22年に6年間、平成24年にさらに5年間延長され期限が平成33年（令和3年）3月となった過疎地域自立促進特別措置法では、平成20年度に策定した「第四次小国町総合計画基本構想」に基づき、①培ってきた知恵と技が生きる力を育むまちづくり ②地域資源に磨きをかけた次代の“しごと”を生み出すまちづくり ③支えあいの心が暮らしやすさをつなぐまちづくり ④確かな豊かさを実感できるまちづくり の4つの柱を立て、「人と自然が織りなすやさしい暮らしがあるまち“白い森の国おぐに”」を目指して、前期は新小国小学校の建設や緑のふるさと協力隊受け入れ事業、中学生までの医療費無料化事業などに取り組み、後期では、松岡黒沢峠線整備事業、道の駅機能拡充事業、電子カルテ更新事業などを展開した。令和3年からの過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）においては、令和元年度に策定した「第5次総合計画基本計画」に基づき、①白い森の国を担う「人」づくり、②白い森の魅力を磨く「環境」づくり、③白い森を舞台とした「暮らし」づくり、まちづくりの指針を実現するために④持続可能な行財政運営に取り組むことを4つの柱として、「自然を愉しみ みんながわくわくする 白い森の国おぐに」を目指して、「白い森まるごとブランド構想」を展開し、前期では次期総合センター建設や町道西田沢頭線道路改良事業、歴史民俗資料館整備事業などを展開したほか、将来にわたり安全に安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図るため、過疎地域持続的発展計画（ソフト事業）として、保小中高一貫教育支援事業や人工透析患者送迎事業を展開した。

こうした継続的な過疎対策によって、社会基盤の改善や地域資源に立脚した産業の拡大発展などが進行するとともに、小国町の特性を活かしたまちづくりの展開が図られ、町民や民間との協働やその主体的な取り組みによる地域づくり活動が活発に推進されるなど、豊かな町民生活の実現に向け、着実な成果を上げている。

昭和45年から令和6年度に過疎対策事業に投資した実績額は、1,158億9,968万円に達し、このうち、過疎対策事業債を充当した事業実績額は252億5,528万円である。

これまでの過疎対策の実績

(単位：千円)

区分	過疎地域対策緊急措置法に基づき対策 (S45~54)						過疎地域振興特別措置法に基づき対策 (S55~H1)						過疎地域活性化特別措置法に基づき対策 (H2~I1)						過疎地域自立促進特別措置法に基づき対策 (H12~R2)						過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づき対策 (R3~R6)						総計 (昭和45年~令和6年)	
	計画額A		実績額B		B/A		計画額A		実績額B		B/A		計画額A		実績額B		B/A		計画額A		実績額B		B/A		計画額A	実績額B	B/A					
1. 交通通信体系の整備	1,859,821	1,753,110	94.3%	4,013,216	4,308,171	107.3%	7,561,854	7,326,031	96.9%	10,444,668	7,931,667	75.9%	1,992,790	1,503,009	75.4%	25,872,349	22,821,988	88.2%														
2. 教育文化施設の整備	1,522,844	1,764,778	115.9%	2,100,651	2,396,295	114.1%	2,993,046	2,434,838	81.3%	6,687,691	6,739,867	100.8%	1,965,585	2,333,610	118.7%	15,269,817	15,669,388	102.6%														
3. 生活環境施設及び福祉・医療の確保	1,739,720	1,772,654	101.9%	1,629,594	2,200,542	135.0%	13,787,212	13,843,041	100.4%	41,684,789	36,844,419	88.4%	14,878,271	11,811,098	79.4%	73,719,586	66,471,754	90.2%														
4. 産業の振興	1,348,385	1,309,438	97.1%	2,508,235	3,178,304	126.7%	8,207,125	8,965,387	109.2%	10,072,612	7,445,918	73.9%	2,166,347	1,766,135	81.5%	24,302,704	22,665,182	93.3%														
5. 集落の整備	214,492	134,752	62.8%		34,756	皆増	191,000	162,910	85.3%	450,428	217,081	48.2%	55,726	44,500	79.9%	911,646	593,999	65.2%														
6. その他			0.0%	1,449,665	1,882,350	129.8%	783,914	1,163,643	148.4%	1,193,532	512,628	43.0%	4,580,735	1,639,896	35.8%	8,007,846	5,198,517	64.9%														
合計	6,685,262	6,734,732	100.7%	11,701,361	14,000,418	119.6%	33,524,151	33,895,850	101.1%	70,533,720	59,691,580	84.6%	25,639,454	19,098,248	74.5%	148,083,948	133,420,828	90.1%														

(3) 現在の課題と今後の見通し

小国町では令和7年度に、令和8年度から17年度までの10年間を計画期間とする「第6次小国町総合計画基本構想」を策定した。この基本構想では、白い森の国おぐくにに受け継がれてきた生きるための知恵や技、多様な人財をはじめ、産業や暮らし、教育などあらゆる分野で有する地域資源を価値あるものとして発信し、多方面から選ばれる地域を築き上げる「白い森まるごとブランド構想」をまちづくりの基本理念とし、実現したい未来像を「みんなで未来を描こう 白いキャンバスに みんなで暮らそう 彩りゆたかな白い森で」と掲げた。

その中で、まちづくりの課題を次の5点に整理した。

- ① 人口減少と地域の持続性
- ② 暮らしを支える基盤の揺らぎ
- ③ GX・DXによる社会変革への対応
- ④ 気候変動と自然災害への柔軟な対応力
- ⑤ 地域経済・産業構造の変化

上記に加え、高度経済成長期から公共施設等の整備が本格的に進められ、半世紀が経過し、本町においても公共施設等の老朽化が進み更新時期を迎えている。今後、全ての施設を改修・更新していくことは非常に困難な状況であることから、公共施設の現状を踏まえた維持管理等のあり方について、「小国町公共施設等総合管理計画」等に沿った管理が求められる。

また、持続可能なまちづくりや地域活性化に向け、国連が定めたSDGs（持続可能な開発目標）の理念に沿った取り組みを進めることにより、地域課題解決の加速化を目指すことが可能となる。SDGsにおける17のゴールやターゲット、指標などを活用しながら、住民、民間、行政などの連携の強化と持続的な取り組みに結びつけるための方策が必要とされている。

これらのことから、日々変化する上記の点もまちづくりの課題として捉え、基本構想で定めた町の未来像を実現するため、実効性のある計画の策定が求められる。以上を踏まえ、次の3点もまちづくりの課題として整理し、基本構想策定時と合わせ8つの課題として整理する。また、各分野における施策の連携が重要であり、横断的な視点からの取り組みを図るため、SDGsの17のゴールとの関連性を持たせながらその推進を目指すものとする。

- ⑥ 公共施設等の維持管理
- ⑦ アフターコロナ時代への対応と持続可能なまちづくり
- ⑧ 基本構想の実現

町では、「第6次小国町総合計画基本構想」に基づき、「第6次小国町総合計画基本計画」と「第3期小国町地域創生総合戦略」を一体的に策定して諸施策を展開するものである。人口減少等の諸課題はますます深刻化しているが、新たな技術を活用するなどの確に対応できる柔軟性を持ちあわせたりなやかなまちづくりを進め、町の未来像の実現を目指し、「白い森まるごとブランド構想」の前進に向けて、指針に沿った事業展開を図っていく。

3 産業構造の変化、地域の経済的な立地特性、社会経済的発展の方向の概要

(1) 産業構造の変化

小国町の産業構造は、第2次産業が主産業であり、山村にはまれな就業構造になっている。かつては、農林業を主とする第1次産業中心の純農山村であったが、昭和13年に日本電興株式会社が、本町が有する豊富な水資源を活かし、発電所を設置して工場を立地、操業開始して以来、第2次産業の占める割合は年々高くなり、昭和50年以降は就業者数でも第一位の構成比を持つようになった。しかし、平成22年以降は、第3次産業が約半数を占める構成となっている。

第1次産業は、認定農業者や農業生産法人が中心的担い手となり、稲作を基幹作物として施設園芸やきのこ、山菜等との複合経営と併せ、雑穀の生産や消費者との契約栽培など、新しい農業経営手法を目指した実践が展開されてきている。

第2次産業は、前述した二大企業を中心にその関連企業や、昭和40年以降に誘致した企業などが産業活動を営んでおり、引き続き、町経済の基幹を担っている。また、急激な社会経済情勢の変化に対応した事業の再編、再構築や新たな分野への取り組みも進められている。

第3次産業は、市街地の整備拡大による都市化や、ぶな文化交流圏構想に基づく各交流基盤の整備に伴ってサービス業が着実に伸びている。商業においては、平成9年にオープンした共同店舗が牽引役となり町内消費の要となってきたが、令和7年度においてその中心的な役割を担ってきたスーパーが休業し、その他の飲食店等においても担い手不足などが深刻な状況となっている。

(2) 地域の経済的な立地特性

小国町は置賜広域圏に属しているが、新潟県境に位置しているという立地特性から、町民の生活行動は新潟県への依存度が高い。

市街地を走る国道113号は、新潟県から宮城県・福島県を結んでいるが、これを經由すると山形市と新潟市までの時間距離はほぼ同じである。JR米坂線は、山形、上越両新幹線との接続により、東京圏への日帰りが可能になった。また、小国町には大規模な企業が立地しており、これら企業の原材料も日本海沿岸の重要港湾が基地になっており、環日本海経済圏と密接な関連があるという特徴がある。

このように小国町は、置賜圏域に属するとともに、交通交易的には日本海沿岸地域との関連が強いという経済的な特質を有している。

平成6年に計画路線の指定を受けた、地域高規格道路の新潟山形南部連絡道路は、日本海東北自動車道、東北中央自動車道を結ぶ高速交通ネットワークにおける、環日本海経済圏と環太平洋経済圏とを結ぶ物流の主要ルートである。山形県側については、平成21年に南陽バイパス、令和6年には梨郷道路が開通して米沢南陽道路とのアクセスが向上し、平成31年に事業化された小国道路の整備も進められている。また新潟県側については、平成9年に鷹ノ巣道路、平成12年に荒川道路がそれぞれ事業着工され、平成21年には荒川道路が供用開始されている。さらに平成14年には日本海東北自動車道中条インターチェンジ、平成21年には同荒川胎内インターチェンジが完成し、新潟市までの時間距離は大幅に短縮されてきている。このように小国町は、新潟山形南部連絡道路の中間の地点に位置し、その地域経済に及ぼす効果は大きいものがある。

(3) 社会経済的発展の方向の概要

山形県では、令和2年3月に「第4次山形県総合発展計画長期構想」を策定し、「人と自然がいきいきと調和し、真の豊かさと幸せを実感できる山形」を基本目標として、時代の潮流が大きく変化する中、本県ならではの人と自然の調和に基づいて、将来にわたり、活力に満ち、質の高い“新しいやまがた”の暮らし、社会経済、地域の姿を目指している。社会経済環境は、下記のとおり大きく変化しており、発展に向け変化を的確に捉えてその先を見据え、中長期的な視点に立った県づくりの方向性を描いていくことが重要であるとしている。

【人の暮らしに係る変化】

○人口減少の加速 ○人生100年時代の到来と人口構造の変化 ○価値観・暮らし方の多様化

【グローバル化の進展と技術の進歩】

○グローバル化の進展と国際環境の複雑化 ○技術革新の進展

【地球環境の変化】

○気候変動等に伴う災害の頻発・激甚化 ○地球環境への意識の高まり

また、本町を含む置賜地域の発展方向を、下記のとおりとしている。

○地域の技術力を結集したイノベーションにより新たな価値が創出され、ブランド力を活かして産業の収益力が向上している。

○「人生100年時代」の到来に向け、多様な主体と連携した健康づくり活動拠点の形成が進み、誰もがいきいきと活躍できる地域づくりの取り組みが進展している。

○宮城・福島両県や関東・首都圏との近接性を活かした「県南ゲートウェイ」としての発展基盤の確立に向け、交通アクセスの強化が進展している。

基本目標を実現するため、5つの政策の柱を設定しさらに、主要な取り組みの方向性を示すとともに、目標指標やKPIを設定した実施計画を策定し、具体的な施策の方向展開を明らかにしている。

本町が策定した「第6次小国町総合計画」は、「第4次山形県総合発展計画長期構想」と同一の基調にあり、町の未来像、まちづくりの基本目標、基本理念、施策体系、まちづくりの指針と主要プロジェクトについては、第1章第4節に整理する。

第2節 人口及び産業の推移と動向

1 人口の推移と動向

(1) 総人口、年齢別階層・男女別人口の推移

町の人口は昭和30(1955)年に18,366人と20,000人近くまで増加したが、その後は減少に転じ、平成17(2005)年には9,742人と10,000人を割り込んだ。減少率では、昭和35(1960)年から50(1975)年までの15年間で28.9%と著しく、昭和50年から平成2(1990)年までの15年間は10.5%とやや鈍化した。しかし、平成2年から17(2005)年までの15年間で13.9%となり、平成17年から令和2(2020)年の15年間で27.0%と再び著しい減少率となっている。平成20(2008)年以降、日本の人口は減少局面に突入していることから、本町の人口減少の状況も続くものと思われる。なお、過疎要件となる昭和50(1975)年から平成27(2015)年の減少率は、37.8%となっている。

年齢階層別の人口を見ると、年少人口(0~14歳)及び生産年齢人口(15~64歳)は減少の一途をたどっている。年少人口は、平成27年には1,000人を割り込み、昭和55(1980)年から令和2(2020)年の40年間で1/3以下に減少し、生産年齢人口は、令和2年には3,537人となり、昭和55年からの40年間で半減以下となっている。一方、老年人口(65歳以上)は平成2(1990)年には年少人口と逆転し、平成17(2005)年には3,000人を超えたが、以降は自然減が進み、減少傾向にある。

人口の推移(国勢調査)

(単位 実数:人 率:%)

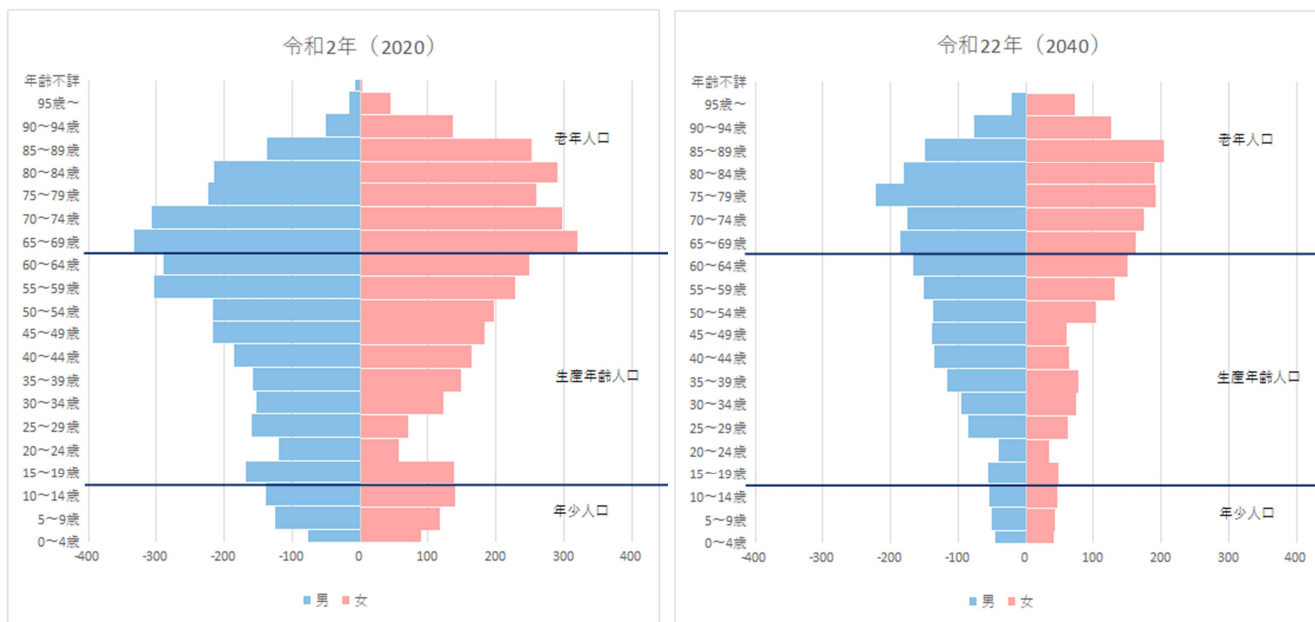
区分	昭和55年	平成2年		平成17年		平成27年		令和2年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	12,221	11,315	-10.5	9,742	-13.9	7,868	-19.2	7,107	-9.7
0歳~14歳	2,342	1,941	-28.4	1,294	-33.3	866	-33.1	691	-20.6
15歳~64歳	8,463	7,218	-17.8	5,411	-25.7	4,106	-24.1	3,534	-13.9
うち15歳~29歳(a)	2,341	1,628	-35.2	1,147	-29.5	826	-28	711	-13.9
65歳以上(b)	1,416	2,156	86.2	3,037	40.9	2,896	-4.6	2,882	-0.5
(a)/総数 若年者比率	19.2	14.4	-	11.8	-	10.5	-	10	-
(b)/総数 高齢者比率	11.6	19.1	-	31.2	-	36.8	-	40.6	-

(資料:国勢調査)

町の人口ピラミッドの推移をみると、令和2(2020)年の時点で年少人口が少なく高齢人口が多い「つぼ型」となっている。第一次ベビーブーム世代(1947~1949年生まれ)に次いで人口が多い第二次ベビーブーム世代(1971~1974年生まれ)について、他世代をしのぐ人口の厚みはみられない。また、大学進学などによる20代前半の転出が顕著にみられる。さらに、社人研の推計による令和22

(2040) 年の町の推計人口をみると、特に女性の高齢化が顕著になり、20～40代の女性が著しく減少する。

小国町の人口ピラミッドの推移



(資料：令和2年国勢調査)

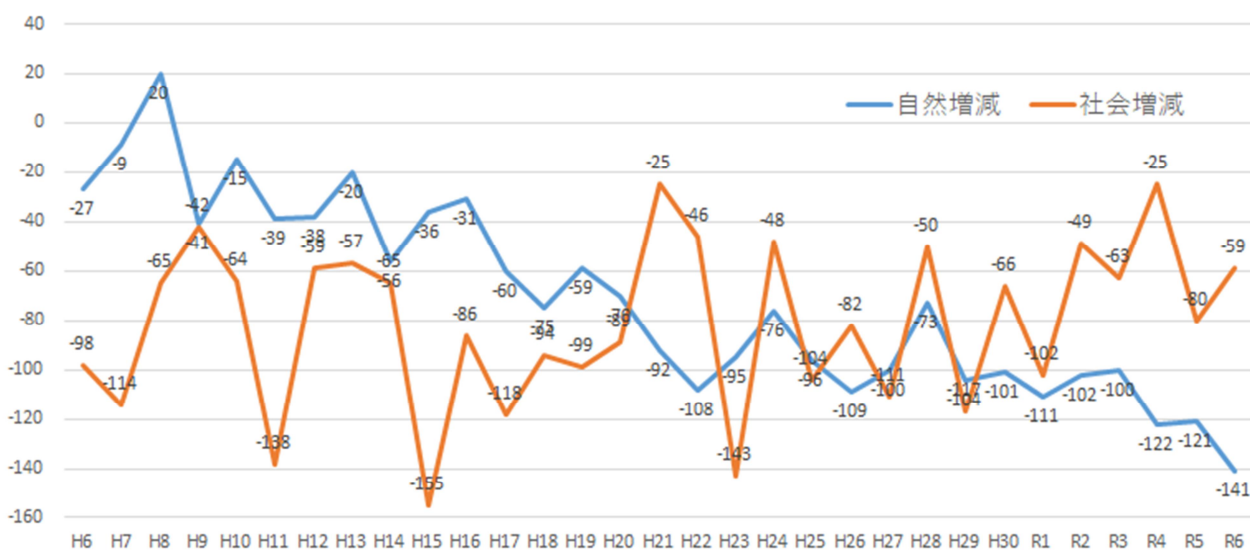
(資料：令和5年公表 社人研推計)

(2) 人口動態

自然動態では、平成元(1989)年に初めて自然減に転じ、その後何度か自然増と自然減が入れ替わった状態となりつつも、出生数は減少傾向をたどっており、平成9(1997)年からは自然減の状態が続いている。

社会動態では、年によって差はあるものの昭和54(1979)年以降一貫して100人前後の社会減となっていたが、令和2年以降は社会減が縮小傾向にある。

小国町の人口における自然増減・社会増減の推移

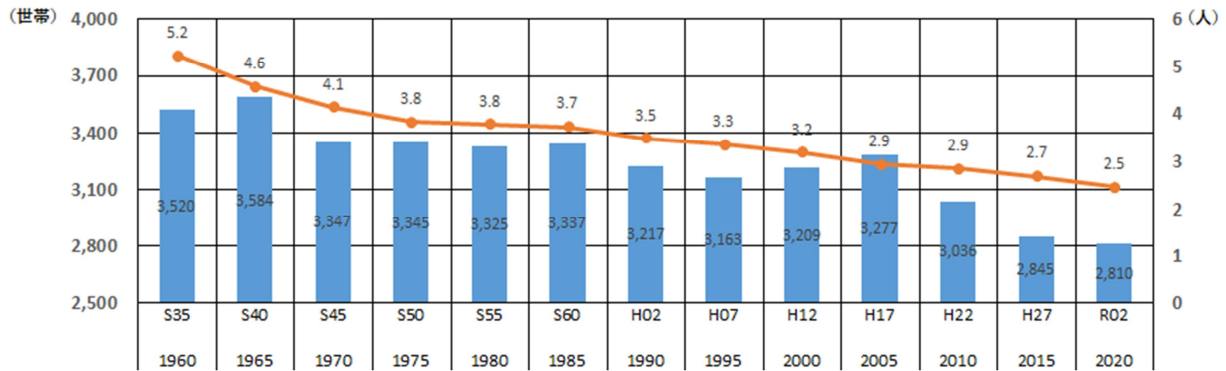


(資料：住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査)

(3) 世帯数と世帯人員

世帯数は、3,100～3,300 程度で推移しており、平成 27 (2015) 年には 3,000 世帯を割り込んだが、人口の急激な減少に比べると世帯数の減少は緩やかである。また、1 世帯あたりの人員は昭和 35 (1960) 年の 5.1 人/世帯から平成 22 (2010) 年には 3 人/世帯を割り込み、令和 2 (2020) 年には 2.5 人/世帯まで減少している。

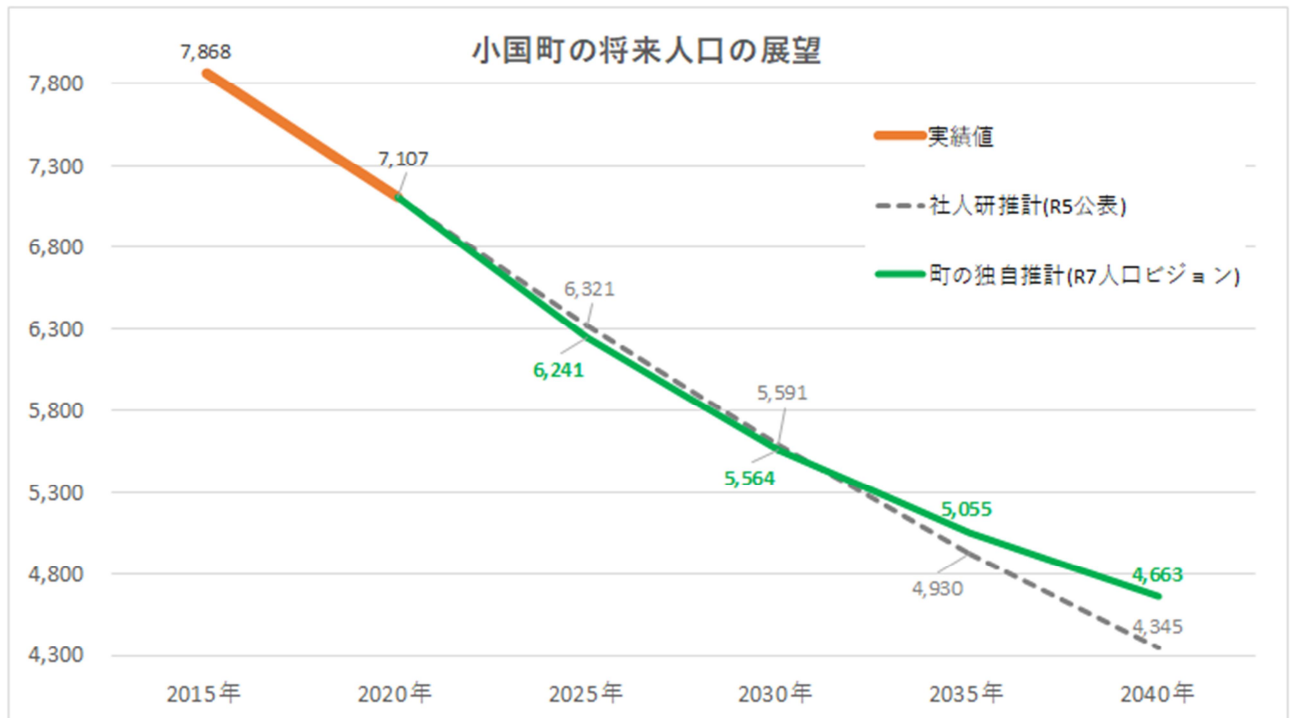
小国町の世帯数及び 1 世帯あたり人員の推移



(資料：国勢調査)

(4) 人口の見通し

人口減少は今後も続くものと予測されるが、「第 6 次小国町総合計画基本構想」に基づく施策展開や「第 3 期小国町地域創生総合戦略」の着実な実行により、小国町人口ビジョンでは 2040 年には 4,663 人（令和 5 年公表社人研推計では 4,345 人）を維持すると推計している。



(資料：小国町人口ビジョン (令和 7 年 3 月改訂))

2 産業の推移と動向

(1) 産業別就業人口の推移

各年の国勢調査により、町の実業者数の推移をみると、昭和60年をピークに減少し続けており、特に第1次、第2次産業が大きく減少している。第3次産業も、平成7年までは増加していたが、その後は減少に転じている。

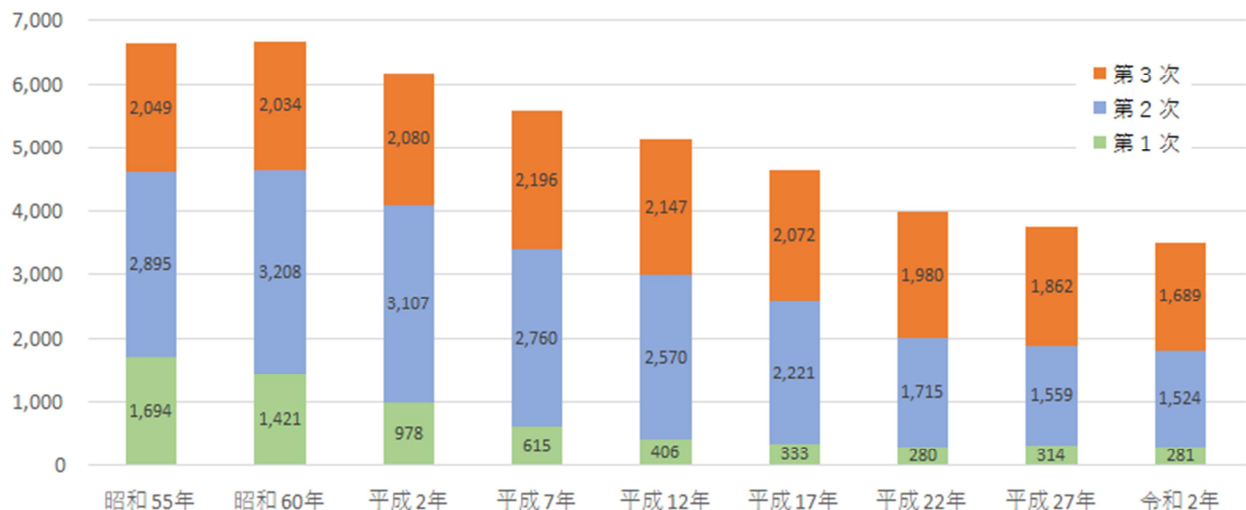
構成比をみると、昭和55年には25.5%を占めていた第1次産業が、平成22年には7.0%にまで減少し、令和2年においても8.0%である。このことは、農用地及び豊富な森林資源など、町土を守り、育てていくための人材が大きく減少していることを示している。

第2次産業の実業人口の減少は、人口減少による相対的な現象を示しているものと考えられ、構成比は40%から50%前後で推移している。このことは、昭和初期に立地した企業とその関連企業の雇用吸収力の大きさを表しており、本町の就業構造の特徴である。

第3次産業の構成比は増加し続けており、平成22年には第2次産業を上回り49.8%、令和2年でも48.3%と町内の就業人口のほぼ半数を占めている。

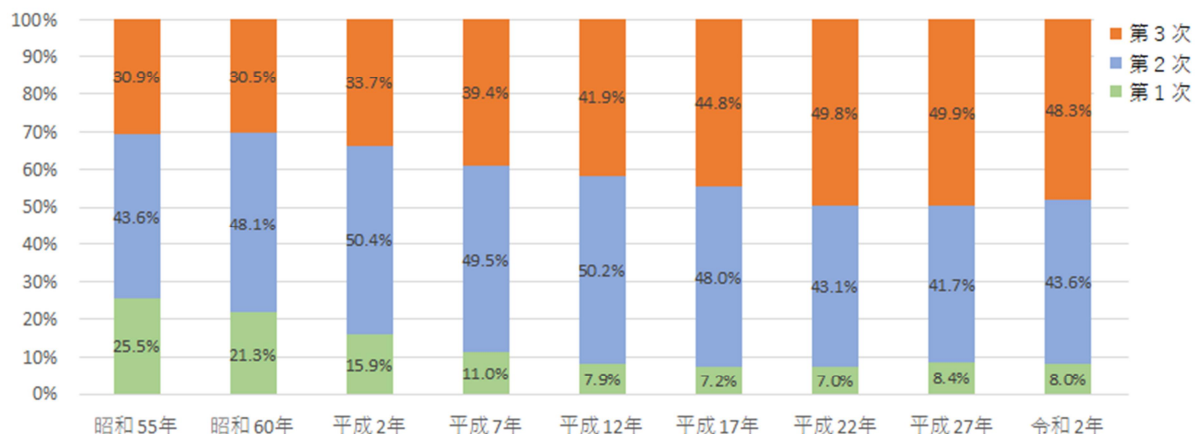
小国町の産業別実業者数（15歳以上）の推移

(単位：人)



(資料：国勢調査)

小国町の産業別実業者（15歳以上）構成比の推移



(資料：国勢調査)

(2) 産業別純生産の推移と動向

平成20年にアメリカ合衆国に端を発し、連鎖的に世界規模の金融危機が発生したことにより、日本経済も大きな影響を受けた。本町の中核企業においても例外ではなく、第2次産業では生産額の落ち込みが見られたが、令和2年の産業別純生産額の総額は349億円で、平成27年と比較して約60億円の増、約20%の伸びを示している。第1次産業及び第3次産業は同水準で推移しているが、第2次産業の生産額は大きな伸びを示しており、中核企業が堅調であったことがうかがえる。

構成比をみると、山形県全体と比較して第2次産業の割合が非常に高く、本町の基幹的産業であることを示している。第3次産業の構成比は低下しているものの、第2次産業の生産額が増加した影響によるものであり、生産額に大きな差はみられない。

本町の中核企業では、世界規模での競争に勝ち抜くための設備投資や事業拡大を展開していることから、第2次産業の生産額は増加が見込まれる。第1次産業及び第3次産業の生産額は、同水準で推移するものと見込まれるため、構成比については第2次産業の生産額に左右されると予想される。

産業別純生産額の推移

(単位：生産額 百万円、構成比 %)

区分	平成27年		令和2年		令和4年		山形県(令和4年)	
	生産額	構成比	生産額	構成比	生産額	構成比	生産額	構成比
第1次産業	488	1.7	696	2.0	644	1.9	116,421	2.7
第2次産業	14,955	51.4	21,182	60.8	20,419	59.7	1,379,512	32.0
第3次産業	13,644	46.9	12,983	37.2	13,131	38.4	2,810,713	65.3
計	29,087	100.0	34,861	100.0	34,193	100.0	4,306,646	100.0

(資料：山形県市町村民経済計算)

第3節 行財政の状況

1 行政の状況

(1) 行政運営

現在の自治体を取り巻く環境は、国内及び国際的な社会経済システムの変革、人口減少・少子高齢社会の急激な進行、地域社会の活力低下や激甚化する自然災害への対応、さらにより厳しさを増す財政事情など、大きな変動が続いている。それに伴い、住民の意識も変化しており、行政需要はますます高度化、多様化してきている。加えて、現在も取り組みが進む地方分権改革や過去の三位一体の改革、市町村合併等で国と地方の関係が見直されてきたことを受け、自己決定、自己責任の原則のもと、地域における主体的かつ総合的な施策が展開されている。地方自治体は、一層住民福祉の向上を目指しながらも、簡素で効率的・効果的な行政体であることが求められている。

このため、本町では、令和7年度に「第6次小国町総合計画基本構想」を策定し、新しい時代に向けた行財政運営の方向と、多様な主体との協働のまちづくりを進める行動指針を明らかにしている。この計画に基づいた目標達成のための事業と推進手法については、毎年事業ヒアリング及び予算編成で意志決定している。さらに、事業の実施にあたっては「事前協議制」に基づいて庁内関係課が多角的に検討を加えているほか、特に重要な案件等については、「管理職会議」、「課長会議」、「政策会議」を開催し、施策の総合的な調整、適時・的確な推進を図っている。

上水道・下水道・簡易水道・工業用水道・病院といった公営企業については、特に、コストの低減を求めながらサービスを向上させていくという二律背反的な課題を負っている。それぞれの事業を経営する主体において、高度なサービス提供と収益の確保に努めているが、施設維持や更新等のための費用が上回っているのが現状である。このため、上水道事業を除き一般会計からの負担、繰り出して収支の均衡を保っている。

人口減少・少子高齢社会や産業の構造変化が進む中であって、それぞれの企業体が果たしていくべき役割を明確にしながら、独立採算の原則に基づき、サービス提供と負担の考え方を含め、総合的な見直しによる経営改善と企業努力が求められる。

(2) 行政組織

住民の行政に対する要求は、情報化の進展と経済社会の発展などに伴って増大しており、膨大な事務量を生んでいる。このため、本町では、たえず行政需要の動向に見合うよう行政事務を見直し、時代の要請に対応できる組織機構づくりに努めてきた。

平成16年度には、横の連携を強化した担当業務制を取り入れ、効率的で迅速な対応を可能とする大幅な組織機構の再編を行った。その後、社会情勢の変化や特定課題に的確に対応するため随時組織の見直しを行いながら、組織力や公務能率の向上を図っており、現在、次頁に示す組織機構で経営的視点に立った行政事務の執行にあたっている。

令和7年度小国町組織機構図(令和7年10月1日時点)



(3) 広域行政

急速に進展する情報・交通ネットワーク整備は、住民の生活行動範囲を拡大していくため、いくつかの近隣市町村にまたがる広域的な課題も多くなっている。

町では、平成 15 年 6 月に「当面は合併をせず、自立したまちづくりを進める」という方針を示し、特色あるまちづくりや地域コミュニティ、基礎集落圏の活性化を優先させてきた。

しかしながら、住民生活の舞台は広範にわたっており、情報通信技術の進展とともに、行政の広域的な対応は一層重要になってきている。地方分権が進み財源確保が難しくなる中、効率性や経費の節減に照らし合わせ、近隣自治体と共同処理できる事務も見られる。

現在、昭和 63 年に共立養護老人ホーム組合（昭和 40 年設立）と、西置賜広域消防事務組合（昭和 47 年設立）を編入した西置賜行政組合を設立し、福祉と消防を中心として、圏域の中で相互に協調し合いながら課題解決にあたっている。

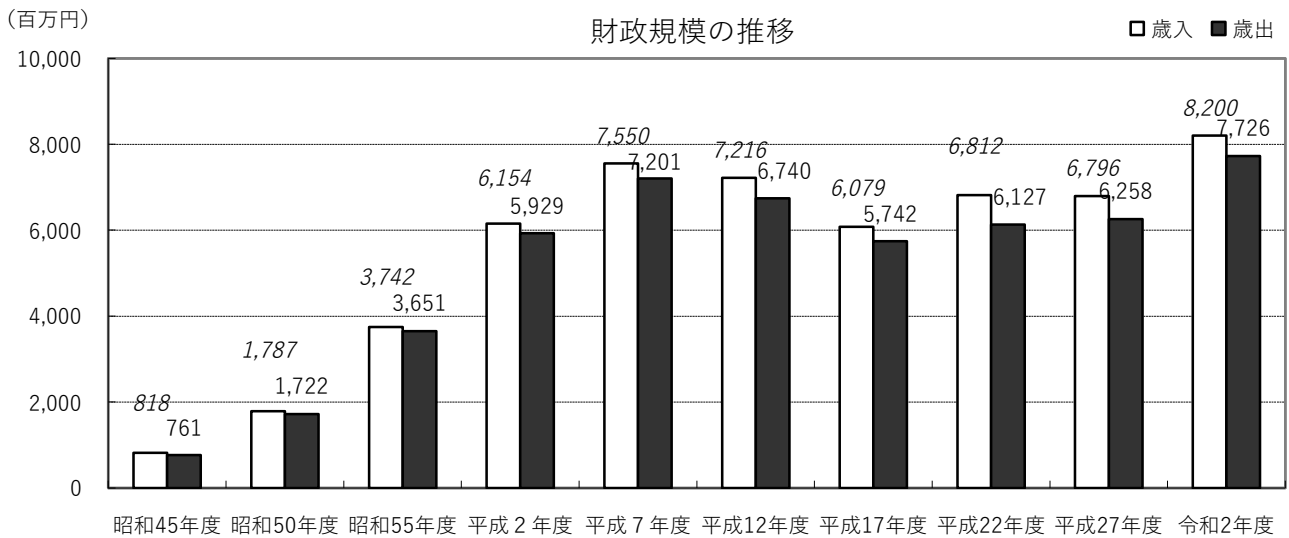
また、置賜広域行政事務組合（昭和 46 年設立）では、主に、ごみやし尿の広域処理と、広域的な振興計画を担っているほか、コンピューターによる行政事務の共同処理を行っている。平成 24 年に策定した「第 5 次置賜広域ふるさと市町村圏計画」では、様々なネットワークを強化して広域交流活動を進めると同時に、広域的な人材の育成を図ることを基本方針として、活力ある圏域の創造を目指している。

さらに、平成 30 年度に米沢市を中心市とし近隣市町が連携して都市圏への人口流出を防ぐとともに、定住を進めるために「置賜定住自立圏」を形成することとし、各市町が連携・役割分担して、地域の活性化に向けた取り組みを推進することで、定住に向けた機能の充実や地域の魅力向上を目指している。また、同年「置賜定住自立圏共生ビジョン」の策定を行い、置賜地域における定住自立圏の将来像や、その実現のために、圏域内の市町が連携して推進する具体的な取り組み内容を示している。その後、令和 6 年 3 月には「置賜定住自立圏第 2 次共生ビジョン」を策定し、引き続き置賜地域の広域連携を推進する定住自立圏の取り組みを図っている。

2 財政の状況

(1) 財政規模の推移

一般会計の財政規模は、行政ニーズの多様化と高度化に伴う行政需要が拡大したことと、国と連動した景気対策として公共事業を追加したことにより拡大を続けてきたが、平成 12 年度以降は一転して縮小傾向が続いている。財政規模縮小の原因は、交流施設や医療・保健・福祉施設の整備等の大型事業が完了したことに加え、三位一体改革など行財政構造改革の進展に伴う歳出抑制の影響が大きい。平成 20 年には 53 億 8 千 50 万 2 千円まで減少したが、平成 24、25 年度は新小国小学校の建設に伴い 80 億円を超え、平成 26 年度は 61 億 8 千 19 万 7 千円であった。平成 19 年 6 月に成立した地方公共団体の財政の健全化に関する法律の施行に伴い、更なる財政の健全化、効率化が求められており、財政規模は今後も縮小していくものと予測される。しかしながら、令和 2 年以降は新型コロナウイルス感染症対策関連の予算が執行されたため、大幅な増額となった。また、令和 6 年度には、同年着工した（仮称）次期総合センターの建設事業に伴い、81 億 9 千 474 万 1 千円となった。同事業が完了した後は、大規模投資事業のあり方を含め実施事業の精査、また予算執行の効率化が一層求められる。



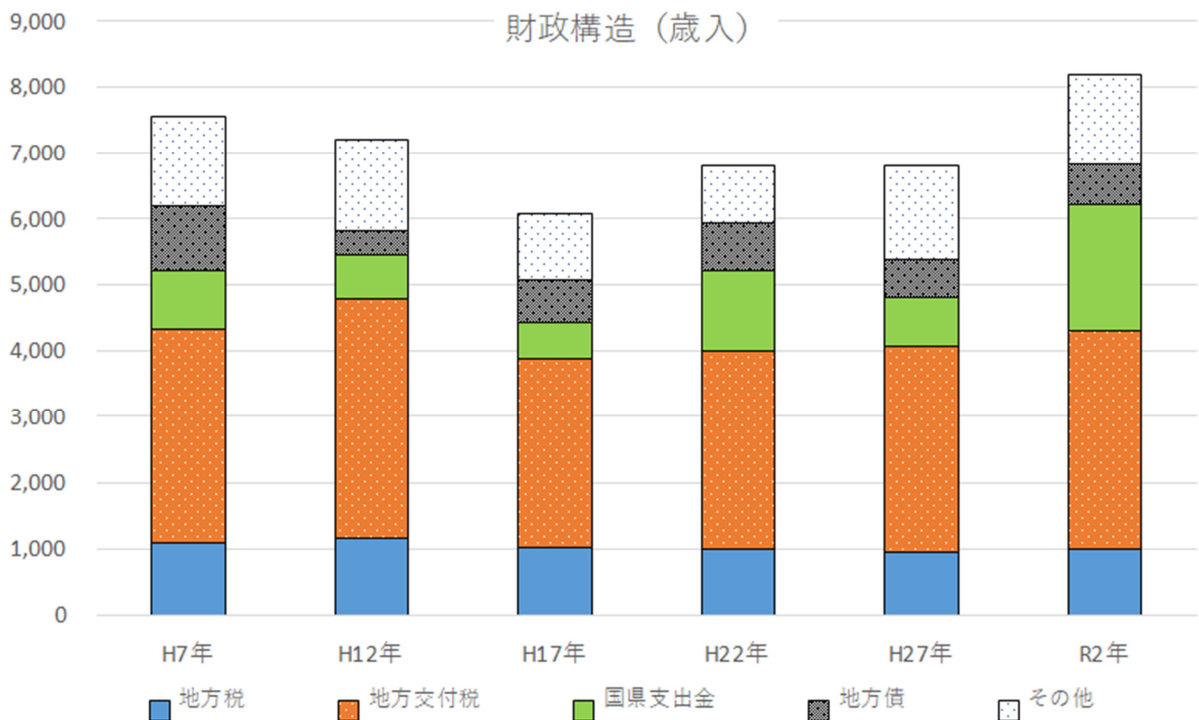
(資料：総務企画課資料)

(2) 財政構造の変化

公債費については、平成15年度に償還のピークを越え、平成20年度以降減少していた。その後、平成25年度に竣工した新小国小学校に係る元金償還に伴い、公債費が増加していたが、令和5年度以降再び減少している。人件費は、令和2年度からの会計年度任用職員制度の導入により一時増加したものの、現在は横ばいで推移している。

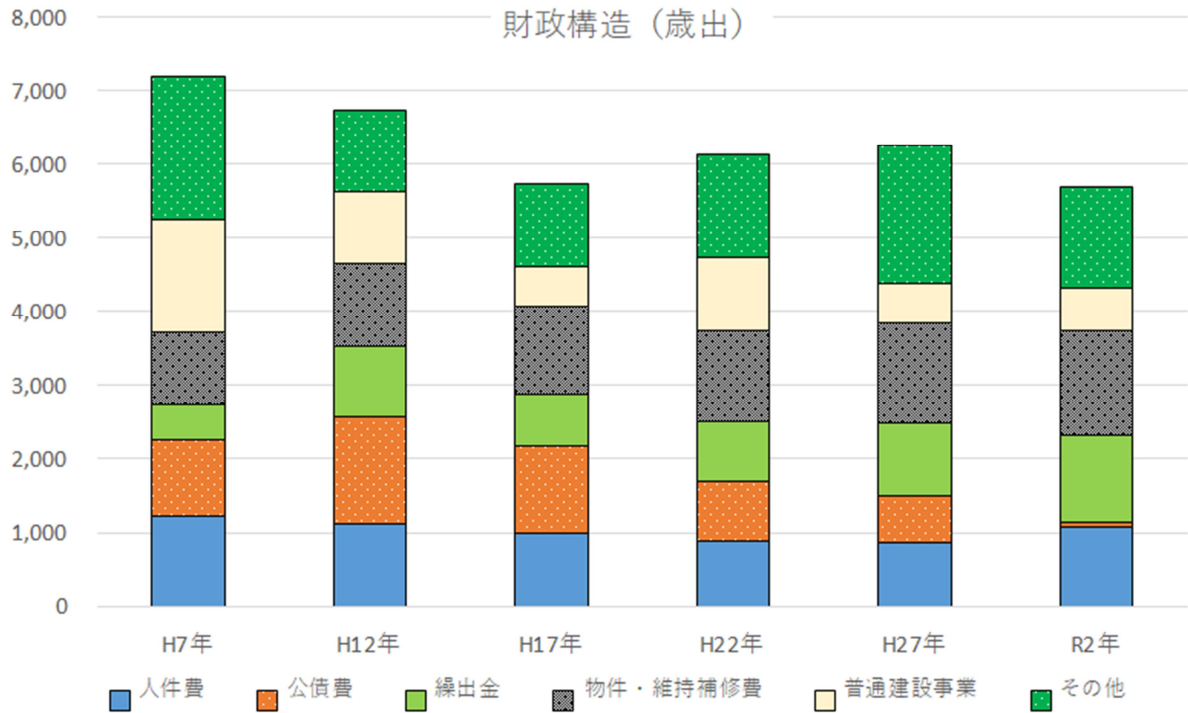
一方、安定した財政運営を行うためには、歳出全般にわたるスリム化と効果的な事業展開を図りより一層簡素で効率的な財政運営を実現することが喫緊の課題となっている。

(単位：百万円)



(資料：総務企画課資料)

(単位：百万円)



(資料：総務企画課資料)

(3) 歳入歳出の推移

歳入においては、町税収入について平成29年度までは10億円を割り込んでいたが、それ以降、町内中核企業の好況等を反映して10億円を超え、ここ数年は12億円にも上る実績となっている。地方交付税についてはピークの平成12年度から平成17年度には28.9%減少し、平成22年度からは再び上昇傾向となり平成26年度には平成17年度比で11.9%の増となった。町税等を含めた一般財源では平成17年度以降、増減はあるものの40億円前後を確保している。また、財源調整のため財政調整基金の繰り入れが増えており、同基金の残高減少が懸念されるため、財源を確保した事業の推進が一層求められる。

歳出においては、公債費において交流施設や医療施設などの償還が進み、平成25年度に竣工した新小国小学校の元金償還に伴い一時増加したが、償還ピークを過ぎ現在は減少している。また、社会保障関係費の増加、下水道や医療、介護といった行政需要の拡大を反映し特別会計及び企業会計への繰出金が増加しており、人件費、扶助費及び繰出金が決算額の多くを占めるようになっている。

この結果、財政運営の弾力性の指標である経常収支比率は依然として高く、財政の硬直化が進んでいる。

市町村財政の状況

区分	平成 22 年度	平成 27 年度	令和 2 年度
歳入総額 A	6,811,804	6,795,882	8,199,963
一般財源	4,193,704	4,305,658	4,578,402
国庫支出金	874,050	430,337	1,619,902
県支出金	345,953	327,993	299,907
地方債	724,400	554,800	613,300
うち過疎対策事業債	256,700	179,900	240,000
その他	673,697	1,177,094	1,088,452
歳出総額 B	6,126,810	6,258,067	7,726,265
義務的経費	2,292,640	2,052,891	2,458,427
投資的経費	1,026,074	534,996	636,203
うち普通建設事業	1,010,764	529,053	579,019
その他	2,808,096	3,670,180	4,631,635
過疎対策事業費	300,748	217,764	366,054
歳入歳出差引額 C (A-B)	684,994	537,815	473,698
翌年度へ繰り越すべき財源 D	103,413	10,945	26,589
実質収支 C-D	581,581	526,870	447,109
財政力指数	0.306	0.248	0.271
公債費負担比率	15.7	12.0	15.6
実質公債費比率	—	—	12.2
起債制限比率	9.1	—	—
経常収支比率	84.4	81.3	90.1
将来負担比率	—	—	—
地方債現在高	5,968,384	8,829,800	8107027

(資料：総務省地方財政状況調査)

3 主要公共施設等の整備水準の現況

小国町は広大な面積を有し、加えて全国屈指の豪雪地帯という厳しい自然環境下におかれているため、各種施設の整備水準は相対的に低い水準にある。

(1) 道路

道路の整備状況をみると、令和 5 年度末の町道改良率が 50.3% (舗装率 55.4%) で、県内市町村平均 68.4% (舗装率 81.3%) を大きく下回っている。本町の場合は、ほぼ中心部に市街地が形成され、そこから東、南、北へ集落が散在しているため、これまでは幹線となる道路を中心に整備をしてきたが、今後は町内はもとより町外の多様な人々と交流・連携・協働を促進する道路ネットワークの整備とともに、市街地周辺における狭隘な道路及び早期に整備を行った道路の二次改良が必要である。

(2) 生活環境施設

本町の水道普及率は、広大な町土に 100 もの集落が散在しているため、全町に水道施設を敷設することが難しく、令和 5 年度末で 74.0%であり県内市町村の平均 98.9%を大きく下回っている。また、令和 6 年度末の水洗化率は 86.6%となっているが、これも県平均の 92.5%を下回っている。

平成 30 年には新たな水源地と配水池を整備し供用開始したところであり、安定的な給水に努めているところであるが、配水管の老朽化対策とともに、気候の影響に伴い水道供給に不安定な地域があることから、その対応策の検討を進めなければならない。

(3) 保健・医療・福祉・介護施設

平成 11 年に町立病院と健康管理センターを、平成 12 年に介護老人保健施設を開設し、保健・医療・福祉・介護の一体的なサービスを提供していくための包括ケアタウンの形成を進めてきた。既存の特別養護老人ホームと合わせ「癒しの園」として、高齢社会に対応した拠点が完成し、それぞれの分野及び関係機関と連携を図りながら、総括的なサービス提供に努めてきた。しかしながら、想定を上回る高齢社会を迎え、介護予防事業や生きがいづくりなど、要介護状態になる前の段階からの施策がより一層重要となっている一方、医療介護人材等の確保の課題などを踏まえ、令和 7 年度において介護老人保健施設の機能を町立病院に開設した介護医療院に移管し、より一体的なサービス提供を図っている。

(4) 文教施設

町内の小・中学校は、児童・生徒数の減少により段階的に統廃合を進め、現在小国小学校、小国中学校、叶水小中学校の 3 校となっている。統合による閉校後の校舎については、地域住民の意向も踏まえながら検討していくこととしており、老朽化が進み安全に使用することができない校舎は解体を実施している。活用できるものは、その用途について検討を進めていく。

主要公共施設等の整備状況

区分	昭和 55 年度末	平成 2 年度末	平成 12 年度末	平成 22 年度末	令和 2 年度末
市町村道					
改良率 (%)	20.1	37.3	43.1	50.5	50.3
舗装率 (%)	23.1	43.0	49.2	55.5	55.3
農道 (*1)					
延長 (m)	33,751	27,726	97,588	97,069	97,069
耕地 1ha 当たり農道延長 (m)	18.7	16.3	67.0	69.7	—
林道 (*2)					
延長 (m)	151,826	149,145	189,188	202,704	209,570
林野 1ha 当たり林道延長 (m)	2.2	2.1	2.7	2.9	—
水道普及率 (%)	50.8	51.6	63.7	70.7	73.7
水洗化率 (%)	5.5	11.1	41.5	68.8	80.9
人口千人当たり病院、診療所の病床数 (床)	6.5	6.2	5.4	6.2	7.7

(資料：公共施設状況調査 ほか)

* 1：農道延長は、農道整備状況調査による

* 2：林道延長は、民有林、国有林の合計延長

第4節 持続的発展の基本方針

1 計画の背景

過疎地域は、食料、水及びエネルギーの安定的な供給、自然災害の発生の防止、生物の多様性の確保その他の自然環境の保全、多様な文化の継承、良好な景観の形成等の多面にわたる機能を有し、これらが発揮されることにより、国民の生活に豊かさと潤いを与え、国土の多様性を支えている。

また、東京圏への人口の過度の集中により大規模な災害、感染症等による被害に関する危険の増大等の問題が深刻化している中、国土の均衡ある発展を図るため、過疎地域の担うべき役割は、一層重要なものとなっている。

しかしながら、過疎地域においては、人口の減少、少子高齢化の進展等他の地域と比較して厳しい社会経済情勢が長期にわたり継続しており、地域社会を担う人材の確保、地域経済の活性化、情報化、交通の機能の確保及び向上、医療提供体制の確保、教育環境の整備、集落の維持及び活性化、農地、森林等の適正な管理等が喫緊の課題である。

一方で、近年における過疎地域への移住者の増加、革新的な技術の創出、情報通信技術を利用した働き方への取り組みといった過疎地域の課題の解決に資する動きが見られる。これらの動きを加速させ、過疎地域における持続可能な地域社会の形成及び地域資源等を活用した地域活力の更なる向上が実現するよう取り組むことが重要である。

昭和45年に過疎地域対策緊急措置法が施行されて以来、これまで50年間にわたり、社会基盤の整備等をはじめとした総合的な過疎対策が講じられてきた。これにより、産業基盤や生活環境等については、着実な整備が図られてきたところである。

国では、令和3年4月に「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」を施行し、法の理念もこれまでの「自立促進」から「持続的発展」へ見直された。また、計画の施策項目として「移住・定住、人材育成」「地域情報化」「再生可能エネルギー」等が追加されるとともに、目標設定、達成状況の評価の時期及び手法を定めるなど過疎対策の実効性を確保するため制度の見直しが行われた。

こうした流れを受け、令和3年度に持続可能な社会の形成及び地域資源等を活かした地域活力の向上のため「小国町過疎地域持続的発展計画」を策定し、引き続き地域の住民のいのちと暮らしを守るとともに、地域の支え合いと活性化を持続的に発展させ実効性ある対策を講じてきた。

2 小国町の未来像とまちづくりの基本目標

本計画における対策は、総合的なまちづくり施策であるので、その基本的な指針は、町総合計画で示した小国町の未来像と基本理念に沿って設定するものとする。小国町では、令和7年度に「第6次小国町総合計画基本構想」を策定し、今後におけるまちづくりの方向性を明らかにしている。

また、「第6次小国町総合計画基本計画（目標年次令和12年度）」と「第3期小国町地域創生総合戦略」を一体的に策定し、人口減少対策や地方創生に具体的に取り組んでいる。

(1) 小国町の未来像

「みんなで未来を描こう 白いキャンパスに みんなで暮らそう 彩りゆたかな白い森で」

(2) まちづくりの基本理念と施策体系

「第6次小国町総合計画」では、第5次までに引き続き、白い森の国の「人」「環境」「暮らし」が生み出す様々なモノ・コトの魅力を磨き上げ、それらを連関させて発信し評価を獲得することで「誇り」を確立する「白い森まるごとブランド構想」を基本理念とした。その「白い森まるごとブランド構想」を展開し、小国町の未来像を実現するためのまちづくりの指針を、①白い森の国を担う「人」づくり、②白い森の魅力を磨く「環境」づくり、③白い森を舞台とした「暮らし」づくりとし、この3つの指針を横断する2つの視点として①白い森の暮らしを守る～人・暮らし・環境の再構築～、②白い森の未来を拓く～内外とのつながりで町を豊かに～を取り入れ、各施策の取り組みを図ることとしている。なお、未来像、基本理念、まちづくりの指針と視点に基づいて組み立てた計画の体系は、次のとおりである。

○10年後に
実現したい
未来像

**みんなで未来を描こう 白いキャンバスに
みんなで暮らそう 彩りゆたかな白い森で**

○基本理念

白い森まるごとブランド構想

白い森の国の「人」「環境」「暮らし」が生み出す様々なモノ・コトの魅力を磨き上げ、それらを連関させて発信し評価を獲得することで「誇り」の確立をめざす「白い森まるごとブランド構想」をまちづくりの基本理念に据える。

▶ 基本理念に込めた想いを達成するために必要な視点と
まちづくりの目標及び取り組みの方向性

	視点[1] 白い森の暮らしを守る ～人・環境・暮らしの再構築～ (=地域の暮らしを守る視点)	視点[2] 白い森の未来を拓く～内外との つながりで町を豊かに～ (=地域の枠を越えて活力を 取り込む視点)
1) 白い森の国を担う 「人づくり」の推進	<p>▶ 目標1 地域を支える人財 とつながりの育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・方向性① 次代を担う 子どもたちの育成支援 ・方向性② 地域の未来を 創る人財の育成と世代を 超えた学びの場づくり 	<p>▶ 目標2 多様な人財と 協働人口の創出・拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> ・方向性① 若者や女性など多様な人財 が活躍できる場づくり ・方向性② 伝統文化を継承し地域資源を 活用する人財の発掘と育成
2) 白い森の魅力を磨く 「環境づくり」の推進	<p>▶ 目標1 自然と共生するウェル ビーイングな暮らしの創造</p> <ul style="list-style-type: none"> ・方向性① 災害に強い安全 安心な生活環境づくり ・方向性② 暮らしを支える社会基盤の 保全と産業の振興 	<p>▶ 目標2 新技術の活用と 生活満足度の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・方向性① 多様な主体と共創するための 新たなスキームづくり ・方向性② GX・DXの推進による暮らし の利便性向上
3) 白い森を舞台とした 「暮らしづくり」の推進	<p>▶ 目標1 日常の営みを支える 地域デザインの構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ・方向性① 保健、医療、福祉の充実と 包括ケア推進体制の確保 ・方向性② 多様な地域活動 を支える仕組みの構築と 新たな地域社会のデザイン 	<p>▶ 目標2 地域資源の高付加 価値化と地域経済の活性化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・方向性① 白い森のブランディングと 新たな価値の創出 ・方向性② 心のふるさととして 選ばれるまちづくり



▶ 上記の取り組みを支えるための行政運営の視点

視点[1] 健全で計画的な行財政の推進

視点[2] 広域連携による地域経営の効率化と強化

(3) まちづくりの指針と主要プロジェクト

まちづくりの指針に沿って、未来像の実現に向けた取り組みを進めるにあたり、戦略的な位置づけとなる主要プロジェクトを設定し、それらを軸としながら、取り組みを展開する。

1) 白い森の国を担う「人」づくり

視点1 白い森の暮らしを守る～人・環境・暮らしの再構築～

「地域を支える人財とつながりの育成」を目標とし、目標を達成するために、次の事項に重点的に取り組む。

- ① 次代を担う子どもたちの育成支援
- ② 地域の未来を創る人財の育成と世代を超えた学びの場づくり

視点2 白い森の未来を拓く～内外とのつながりで町を豊かに～

「多様な人財と協働人口の創出・拡大」を目標とし、目標を達成するために、次の事項に重点的に取り組む。

- ① 若者や女性など多様な人財が活躍できる場づくり
- ② 伝統文化を継承し地域資源を活用する人財の発掘と育成

2) 白い森の魅力を磨く「環境」づくり

視点1 白い森の暮らしを守る～人・環境・暮らしの再構築～

「自然と共生するウェルビーイングな暮らしの創造」を目標とし、目標を達成するために、次の事項に重点的に取り組む。

- ① 災害に強い安全安心な生活環境づくり
- ② 暮らしを支える社会基盤の保全と産業の振興

視点2 白い森の未来を拓く～内外とのつながりで町を豊かに～

「新技術の活用と生活満足度の向上」を目標とし、目標を達成するために、次の事項に重点的に取り組む。

- ① 多様な主体と共創するための新たなスキームづくり
- ② GX・DXの推進による暮らしの利便性向上

3) 白い森を舞台とした「暮らし」づくり

視点1 白い森の暮らしを守る～人・環境・暮らしの再構築～

「日常の営みを支える地域デザインの構築」を目標とし、目標を達成するために、次の事項に重点的に取り組む。

- ① 保健、医療、福祉の充実と包括ケア推進体制の確保
- ② 多様な地域活動を支える仕組みの構築と新たな地域社会のデザイン

視点2 白い森の未来を拓く～内外とのつながりで町を豊かに～

「地域資源の高付加価値化と地域経済の活性化」を目標とし、目標を達成するために、次の事項に

重点的に取り組む。

- ① 白い森のブランディングと新たな価値の創出
- ② 心のふるさととして選ばれるまちづくり

4) 持続可能な行財政運営

「社会に即応した効率的な行財政運営」を目標とし、目標を達成するために、次の事項に重点的に取り組む。

- ①健全で計画的な行財政の推進
- ②広域連携による地域経営の効率化と強化

3 持続的発展のための基本目標

地域の持続的発展の基本方針に基づき、本計画期間内において達成すべき計画全般に関わる基本目標を次のとおりとする。

事業の目標（成果指標）	基準値（R6）	目標値（R12）
人口（住民基本台帳人口）	6,398 人 (R7.3.31 現在)	5,564 人 (人口ビジョン将来展望)
出生数（暦年での合計出生数）	21 人	20 人

4 計画の達成状況の評価

本計画については、「小国町総合計画策定会議」により進捗管理を行い、毎年度の PDCA サイクルにより、施策や事業の効果を検証し、その結果を計画に反映させ、優先順位を決めて実施していく。さらに、定期的なアンケート調査等により町民の満足度等を把握し、評価を行うとともに、その結果についてホームページ等で公開する。

また、検証の結果、計画の大きな見直しが必要となった場合は、外部有識者により構成される「小国町振興審議会」に諮ることとする。

5 計画の期間

計画期間は、令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日までの 5 箇年間とする。

6 小国町公共施設等総合管理計画との整合

高度経済成長期から公共施設等の整備が本格的に進められ、半世紀が経過し、本町においても保有している公共施設等の老朽化が進み、今後集中的に更新時期を迎えようとしている。また、人口構成等の変化に伴う町民ニーズの多様化、社会状況、経済情勢等が急激に変化しているとともに、災害に起因した防災対策・危機管理等の新たな行政需要の拡大など、財政面においても厳しい状況にある。一方で、何もしなければ老朽化はさらに進み、安心して利用できない公共施設が増加するなど町民サービスの低下を招く恐れがある。

このような状況を踏まえ、限られた財源の中で様々な課題に対応し、どのようなまちづくりを目指していくかを考慮し、望ましい公共施設等を次世代に引き継ぐため、人口や財政の将来を見通したうえで、公共施設等の今後の維持管理等のあり方について基本的な方針を示すため、平成 29 年 3 月に「小国町公共施設等総合管理計画」を策定し、平成 30 年 5 月には「小国町公共施設等用途別管理計画」を策定した。今後はこれらの計画に基づき、施設の長寿命化や施設の耐震化、適正な新規整備と量の縮減、整備手法などの視点から、今後も長期間使用していくもの、処分や譲渡を検討するもの、今後の情勢変化の中で検討していくものに大別し管理していくこととしている。

小国町過疎地域持続的発展計画では、「小国町公共施設等総合管理計画」との整合を図りながら、関連する公共施設等の計画的な管理を推進するとともに、過疎対策に必要となる事業を適切に実施する。

【小国町公共施設等総合管理計画（平成 29 年 3 月策定 令和 4 年 3 月改訂）】

第 3 章 基本方針より抜粋

(1) 建物に関する基本方針

(1) - 1 行政財産

① 施設の長寿命化

老朽化が進んでいる施設のうち継続して使用する施設については、今後定める「公共施設用途別管理計画」及び「公共施設個別計画」に基づき、各施設に係る有形減価償却資産の耐用年数の半分を経過する前に大規模改修を行うことを検討していくことと併せて、計画的な修繕を行いながら可能な限り長寿命化を図っていきます。

また、壊れてから直すという「事後保全型」の維持管理から、計画的に保全を行う「予防保全型」の修繕を行うことにより、長寿命化を図っていきます。

② 施設の耐震化

新耐震基準（昭和 56 年 6 月 1 日施行）以前に建設した施設については、利用状況の高い施設や重要度に応じて耐震診断を行い、必要に応じて耐震化を図っていきます。

③ 適正な新規整備と量の縮減

既存施設の有効利用を図り、既に整備に向け計画的に取り組みが進められているものや各種計画等において機能統合を含め、施設利用状況や地域等の意向を踏まえながら適正な量と規模による整備を行うものとします。

また、新たなニーズに対応する場合には、既存施設の多目的化や複合化、転用、民間譲渡等を検討し政策的に必要不可欠と判断し、新規整備が必要となる場合は施設総量の縮減を図りながら応えていくように努めます。

併せて、「耐震化されていない施設」、「未利用施設」、「老朽化した施設」について、町の施設としての必要性等を「公共施設用途別計画」に反映させるとともに、施設の機能に応じた重要度を鑑み、施設の状態とあわせて優先度を総合的に判断していくことにより施設総量の縮減を図ります。

④ 整備手法の検討

従来型の公共施設の整備手法のほか、「PPP/PFI」など民間活力を活用した整備手法を検討し、改修・更新コストや管理運営コストを縮減します。

(1) - 2 普通財産

普通財産上で管理している建物には、老朽化が進み耐震基準を満たさない構造的な欠陥を有する建物が多く、今後使い続けていくためには安全管理上からも問題が多いことから、譲渡や廃止を前提に検討していきます。

(2) インフラ系施設に関する基本方針

① 施設の長寿命化

定期的な点検・診断を行い、劣化・損傷が軽微な段階で対策を講じるなど計画的に修繕を行いながら、可能な限り長寿命化を図っていきます。

併せて、ライフサイクルコストに配慮した設計・工法を導入し、適切な耐久性の確保に努めることにより施設の長寿命化を図ります。

既に策定済みの「小国町橋梁長寿命化修繕計画」では、橋梁点検や橋梁診断により橋梁の健全度を把握しながら日常的な維持管理を実施し、掛け替えや大規模補修が難しい長大橋（橋長 90m 以上）については耐久性の高い資材の使用や早期補修などの長寿命化対策により経費の縮減を図るとしており、「小国町公共下水道小国浄化センターストックマネジメント計画」では事業成果を見る長期目標を 50 年としながら、定期的な見直し、改善を図ることを目的に 5 年で短期目標、10 年で中間目標とし、点検・調査及び修繕・改築、施設種類別事業量に数値目標を設定して進めることとしています。また、「小国町道路トンネル長寿命化基本方針」では道路トンネル及びトンネル内附属物について早期の対策や修理、部品交換で長寿命化が図れるとし、新技術等の活用を検討しながら点検、対策にあたり効率化と費用縮減に努めるとしています。その他の計画等未整備のインフラ系施設についても、順次計画等策定しながら長寿命化を図っていくこととします。

② 施設のユニバーサルデザイン化

障がい者や高齢者、妊婦、子ども連れ、外国人等を含めた全ての人にとって、暮らしやすい、優しいまちづくりを目指し、施設の改修及び更新等にあっては、ユニバーサルデザイン化を進めます。

なお、ユニバーサルデザイン化の推進に当たっては、国が定める「ユニバーサルデザイン 2020 行動計画（平成 29 年 2 月）」の考え方を踏まえつつ、取り組みを進めます。

第2章 持続的発展施策区分ごとの振興方針

第1節 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成



1 現況と問題点

平成20(2008)年以降、日本の人口は減少局面に突入し、本町では年間約180人(自然動態：△107人/年、社会動態：△74人/年(平成27年～令和6年の平均))が減少しており、2045年には3,803人まで減少すると推計(令和5年12月 国立社会保障・人口問題研究所)されている。

人口減少や少子高齢化は、住民生活にも大きな影響を及ぼしてきており、近年、祭りや共同作業の規模縮小、災害対応の難しさなどにも影響している。また、農地や山林の管理、施設管理、除雪など様々な分野で課題が生じている。

これらは全国的な課題であると同時に、本町のような山間部の過疎地域においては特に影響が大きい。一方で、全国的に農山漁村への注目が高まっており、離島や山間部に移住して地域に積極的に携わっている事例も多く報告されており、半農半Xや特定の地域に住み、地域づくりに関わって暮らしていきたいという就村(しゅうそん：村に就く)という考えも生まれている。しかし、新型コロナウイルス感染症の影響により、継続的に実施してきた都市部の学生との連携や本町のファンとの交流など地域間の往来は一時的に制限された。アフターコロナを迎え、人口減少に適した地域社会の構築が求められるとともに、U・Iターンし地域に積極的に関わる若い世代に対し、地域に根付いた知恵と技を伝える仕組みと場づくりが重要である。こうした動きを踏まえ、移住に向けた相談体制の構築や、支援制度などの取り組みを進めている。

本町においては、移住者が抱える不安をやわらげ、定住の促進を目的とした移住者コミュニティが組織され、約140人のメンバーがメッセージアプリのグループに登録している。定期的なイベントの開催で、移住者同士の親睦を深める活動だけでなく、町民に移住者を知ってもらうための活動が実施されるなど、地域と移住者の橋渡しとしての役割が期待される。

また、令和3年8月には特定地域づくり事業協同組合制度を活用した「おぐにマルチワーク事業協同組合」が設立され、マルチワーカー(季節毎の労働需要に応じて複数の事業者の事業に従事)に係る労働者派遣事業を実施している。これにより、安定的な雇用環境と一定の給与水準を確保した職場を作り出し、地域内外の若者等呼び込むことができるようになるとともに、地域事業者の事業の維持・拡大の推進を図っている。

2 対策

本町が基礎自治体として地域において包括的な役割を果たし、地域活力の維持・向上を図るためには、これまで以上に積極的な施策展開を図り、必要な行政サービスを提供できるだけの人口規模を維持していくことが重要である。

また、本格的な人口減少時代の到来に伴い、大幅な人口の増加を見込むのは難しくなっていることか

ら、定住人口だけでまちづくりを進めるのではなく、町外からの通勤・通学者や頻繁に来訪し地域に関わっている方など、他地域に居住しながら小国町で活動する「協働人口」を含めたまちづくりを推進していく。そのため、「白い森まるごとブランド構想」の展開により協働人口の増加を図り、多様な交流の視点から白い森の国おぐにの活力の向上を図っていく。

さらに、人財の確保・育成は特に重要である。町内に在住し、次世代を担う人財の育成に取り組むとともに、町外に在住する協働人口についても掘り起こしと育成を進め、まちづくりの重要な柱として取り組みを強化していく。

(1) 移住・定住

好きになり、来てもらい、選んでもらえるまちにするために、地域をより知ってもらうこと、そこに住む住民と訪れる人の接する機会を創出するため、地域活動や移住に関する情報発信を継続して実施する。さらに、訪れる人それぞれのニーズに応じた移住・定住のための選択肢を確保するため、移住希望者が気軽に生活体験する場の提供や、移住者の多様な働き方とマルチワークを可能にする「おぐにマルチワーク事業協同組合」の運営を支援する。

また、移住者コミュニティの活動支援を含め移住者に対する相談体制の充実や、移住者と地域住民の交流の場づくりに努める。

(2) 地域間交流の促進

首都圏の学生と取り組んできた域学連携事業や、地域と学生が直接つながり継続している新潟大学のダブルホーム、県立小国高等学校で実施している全国小規模校サミットでの交流などを通じ、地域ならではの人や技、知恵などを交流の資源として再評価する。その資源を活用し、観光から移住・定住までのさまざまなステップの場を用意するとともに、他自治体とも連携しながら協働人口の一層の拡大を図る。また、町内の企業において外国人技能実習生の受け入れ企業が増えてきていることから、多文化共生社会の実現へ向けた取り組みを進める。さらに、ふるさと納税及び企業版ふるさと納税の活用のほか、ふるさと住民登録制度の導入を進め、都市部や遠隔地との連携を深めて、人的、物的な交流を促進する。

(3) 人材育成

まちづくりへの関心を高め自分事として関わるができるよう、公民連携で学びの機会を創出し、その成果や意欲が地域づくりに発揮できるよう支援していく。特に、次代を担う若い世代を対象とし、熱意と特徴のある個人が活躍できるよう、多様性を受け入れ、多彩な挑戦意欲が認められる土壌をつくっていく。また、小中高生については、保小中高一貫教育の推進や地域に根差した白い森地域学校協働本部運営による学校と地域の連携協働を推進し、地域に愛着を持ち、次代を担う人財となることを目指して心豊かで健やかな成長を図っていく。一方、将来的なUターンに結びつけるため、町内中学卒業生と連絡できる体制や、情報共有できる仕組みづくりの検討を行う。

また、小国町で培われてきた「ぶな文化」を現在に受け継ぎ、未来に受け継いでいくため、住民による担い手育成に加え、外部人材について地域おこし協力隊等の制度を活用し、育成と確保に努める。

持続的発展のための分野別目標

事業の目標（成果指標）	基準値（R6）	目標値（R12）
移住者数（県内からの移住者含む）	51人	50人
大学機関等との連携協定数（累計）	2件	3件
ワカモノプロジェクト補助金活用件数（累計）	5件	10件

3 持続的発展計画

本計画において、移住・定住・地域間交流の促進、人材育成に関する持続的発展計画を次のとおり定める。

事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展施策 区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考	
1 移住・定住・ 地域間交流の 促進、人材育 成	(1) 移住・定住				
		移住定住促進事業	町		
		特定地域づくり事業協同組合支援事業	町		
	(3) 人材育成				
		ワカモノプロジェクト	次代の地域の担い手育成	町	
		ふるさとミライカレッジ事業	大学や企業等との連携による人材育成	町	
	教員養成事業		町		

4 小国町公共施設等総合管理計画との整合

移住・定住に関する施設については、民間においてゲストハウスやコワーキングスペース等の整備が進められていることから、建物に関する基本方針に基づき、町の施設としての必要性等を総合的に判断し進めていくこととする。

第2節 産業の振興



1 現況と問題点

(1) 農業・水産業

小国町は、町土の93.8%が山林で占められており、生活の舞台となる平地はわずか2.2%に過ぎず、このうち農用地は1.8%である。本町は、年間降水量がおよそ3,000mmに達するなど、日照時間が少ない多雨豪雪という気象条件下にあるため、水稲を基幹作物として畜産、その他山菜を加えた複合経営を進めてきた。また、山村には稀な第2次産業中心の町として発展してきたことによる専業農家と第二種兼業農家の両極化が進んでいる状況である。

本町では、高齢化等に伴う農業者の離農が急速に進行し担い手不足が顕在化しているほか、農地の集約化等に伴う労働力不足が深刻であり、各農業者の営農環境は一層厳しくなっている。

また、水稲の作付面積は減少傾向にあり、令和6年度現在で転作率が約44%となっている。作物構成では、最大の作付面積となっている大豆及びそば等の土地利用型作物、次いでアスパラガス、山菜類を含めた高収益作物がともに100haを超え、飼料用米、稲発酵粗飼料用稲(WCS)及び牧草等の飼料用作物が和牛増頭方針に伴い拡大基調にある。

一方、町内の酒造事業者との連携により町内の酒米を使った日本酒が製造されるなど、他産業との連携による新たな取り組みが見られる。

【農家戸数】

農林業センサスによると本町の総農家数は、令和2年調査では360戸で、10年前の平成22年より156戸、5年前の平成27年より80戸減少した。減少率は、平成22年から平成27年が14.7%、平成27年から令和2年が18.2%であり、減少率が拡大している。しかし、販売農家と自給的農家の内訳では、販売農家が平成27年に比べ83戸の減少（減少率31.6%）で、自給的農家は横ばいで推移している。山形県全体の総農家は14.3%の減少、販売農家は17.2%の減少であり、本町での減少率はいずれも上回る結果となった。

総農家数

(単位：戸)

年	総農家	
	販売農家	自給的農家
昭和40年	1,565	
昭和45年	1,476	
昭和50年	1,301	
昭和55年	1,220	
昭和60年	1,087	
平成2年	949	758
平成7年	768	614
平成12年	680	528
平成17年	584	414
平成22年	516	342
平成27年	440	263
令和2年	360	180

(資料：農林業センサス)

【農業従事者の年齢】

本町の農業従事者（個人経営体）を年齢階層別にみると、60～69歳が最も多いが平成27年と比べると27人、29.3%の減少となった。また、平成27年に2番目に従事者の多かった75歳以上は、54人、60%の減少となった。

年齢階層別の基幹的農業従事者数（個人経営体）

（単位：人）

年	15～19	20～29	30～39	40～49	50～59	60～69	70～74	75～	計
平成27年	－	3	8	7	29	92	47	90	273
令和2年	－	3	9	7	10	65	31	36	161

（資料：令和2年山形県の農業）

【経営耕地面積】

農業経営体の経営耕地面積は、令和2年に781haで平成27年の867haから86ha（10.0%）減少している。田が151ha（18.8%）の減少に対し、畑は65ha（103%）の増加である。

経営耕地面積

（単位：a）

年	総面積	田	畑	樹園地
平成2年	117,332	106,132	11,002	198
平成7年	103,682	94,309	9,066	307
平成12年	98,277	90,880	7,172	225
平成17年	89,558	83,057	6,476	25
平成22年	82,468	75,751	6,717	－
平成27年	86,691	80,427	6,263	1
令和2年	78,101	65,318	12,765	18

（資料：令和2年山形県の農業）

【耕地】

中山間地域直接支払制度や多面的機能支払交付金事業の活用により、共同作業が継続され耕作や農地、農道、水路などの維持管理が図られてきた。しかし、農家の担い手不足、農村地域の高齢化、過疎化が進み、農地や農業用施設の保全・維持管理が困難になってきており、それに伴う耕作放棄地の増加が引き続き懸念される。

【畜産】

本町の畜産は、肉用牛の繁殖と肥育を中心に「米沢牛」の主産地の一つとして、稲作と併せた複合化の柱として振興を図っている。また、令和元年に協定を締結した置賜定住自立圏共生ビジョンにおいて、米沢牛の振興の取り組みを実施していくこととしている。本町における令和7年当初の肉用牛飼育戸数は5戸で、飼育頭数は371頭である。しかし、飼料価格の高騰による生産コストの上昇に伴い、畜産農家の経営悪化が懸念される。

肉用牛だけでなく、地鶏の生産販売や、養鶏業者が立地するなど、畜産振興の広がりが見られる。

【水産】

飯豊・朝日両連峰の雪どけ水を集めて流れる清流は、イワナをはじめ淡水魚の宝庫として知られており、町の地域特産品として高い評価を得ている。小国町漁業協同組合では、イワナなどの稚魚を放流し交流人口の増加へ向けた取り組みを展開している。また、町が持つ豊富な水資源を利用した事業

者がイワナ等淡水魚の養殖に取り組んでいるが近年の異常気象による豪雨災害、高温障害によりイワナの生育に甚大な被害が生じている。さらに飼料代の高騰による生産コストの上昇は経営状況を悪化させている。また、県が開発した大型マス「ニジサクラ」の養殖においては、ブランドの認知度向上と消費拡大の出足が鈍く、販売に工夫が必要となっている。

さらに、平成 20 年に竣工した横川ダムによりできた白い森おぐに湖にワカサギが放流され、例年 1 月中旬から 3 月中旬頃までワカサギ釣りが冬期間のレジャーとして定着した。

(2) 林業

令和 5 年度山形県林業統計によると、本町の林野面積は 69,368ha で、町土の総面積に占める林野率は 94.1% であり、県の 71.9% を大きく上回っている。林野面積の内訳は国有林が 49,961ha で全体の 72.0% を占めており、民有林が 19,407ha で 28.0% となっている。

本町の林業事業体による素材生産量は 31,371 m³ であり（2025 年山形県林業事業体ガイドブック）、主な用途としては、針葉樹では建築材や合板、木質チップを中心に利用されており、広葉樹では家具材のほか、木質チップなどへ利用されている。

また、脱炭素社会の実現に向けて、木質バイオマスエネルギーの需要が高まっており、木材の利用が増加していくことが予想されることから、伐採後には適切な再造林を行うことにより、森林資源の循環利用を進めていくことが重要となっている。県内では、木質バイオマスを利用した発電事業が拡大しており、酒田市、長井市、米沢市などで県内産の間伐材などを燃料とする発電所が稼働するなど、これまで利用が困難であった間伐材等の新たな需要が生じている。

建築の木質化では、令和 3 年 6 月に改正された「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」（建築物木材利用促進法）により、公共建築物だけでなく、民間の建築物についても木材利用促進の対象とされたほか、同年に改正された「建築物省エネ法」や関連する JAS 規格・建築基準法告示の見直しを通じ、木造建築物の普及や木質化を後押しする動きが続いている。

本町においても、積極的に地域産材の利用を拡大するために建築物の木造化や木質化を図り、森林資源の地産地消を進めていく必要がある。

【林家構成及び所有形態】

令和 4 年度の小国町森林整備計画によると、本町の森林所有者数は 2,059 人であり、森林の保有規模は、5ha 未満の所有者が 81.2% を占めており、極めて零細な林家構成となっている。保有山林面積 1ha 以上の林家数は、令和 4 年度で 595 戸であり、平成 29 年度の 736 戸と比較して 141 戸減少している。林業経営体数は令和 2 年度で 11 経営体であり、うち法人化しているのは 2 経営体である。

また、木材価格の低迷や所有者の世代交代などによる、林業に対する関心の低下に伴って、森林所有者の森林管理に対する意欲が薄れてきている。所有者不明森林が増加していることにより里山の荒廃が進み、森林における公益的機能の低下が懸念される。

保有山林面積規模別経営体数

(単位：経営体数)

計	保有なし	3ha 未満	3~5ha	5~10ha	10~20ha	20~30ha	30~50ha	50ha~
11	1	—	3	2	2	2	1	—

(資料：令和 2 年山形県の農業)

【林業基盤】

適正な森林管理や林業生産の向上を図るため、生産基盤となる林道や作業道を整備することで、森林施業の効率化を図っていく。

なお、林道については、林業生産の向上を主目的に計画的な整備を進めており、令和7年度における町管理の林道（併用林道は含まない）は、29路線で92.8 km、林道密度は4.8m/haで、県の6.96m/haより低い状況にある。また、作業道は13路線で、17.8 kmの整備状況である。

林道及び作業道の開設状況（R7年4月1日現在）

区分	路線数	延長
林道	29 路線	92.8 km
林道密度	4.8m/ha	
作業道	13 路線	17.8 km
計	42 路線	110.6 km

（資料：農林振興課資料）

【特用林産物】

最新の統計である令和5年山形県林業統計によると、本町の特用林産物の生産量はナメコなどのきのこ類は13.0t、木炭類が1.4tであり、山菜類※は令和4年度の統計で154.4tとなっている。前過疎計画に掲載した令和元年山形県特用林産物生産統計による生産量と比較すると、山菜類で5.0tの増、きのこ類で6.2tの増、木炭類で0.3tの減である。特に、キノコ類は菌床販売の需要が多く、生産量が大幅に増加した。

また、平成29年に町内で採取された野生きのこから放射性物質が検出されたことから、県の出荷自粛要請に応じているが、国内で多く出荷されているきのこ11品目を対象として、出荷自粛解除に向け取り組んでいる。令和7年11月現在、ナメコを含め6品目は出荷自粛解除となっているが、それ以外の品目について町内全域で採取することが困難であり、出荷自粛解除となる基準を満たさないことから、キノコ販売量の減少につながっている。

令和5年度 特用林産物生産量 (単位： 竹材：千束 桐材：m³ うるし：kg 他：t)

栗	くるみ	しいたけ		なめこ		ひらたけ	まいたけ	たけのこ	
		乾	生	原木	菌床			モリツク	ネカリタケ
—	—	—	4.1	0.1	7.1	0.1	1.6	—	—
わらび	乾ぜんまい	ふき	うど	たらのめ	あけび	みず	こごみ	ふきのとう	あざみ
9.0	0.1	0.1	—	0.0	—	0.0	0.1	—	—
木炭					薪				
白炭	黒炭	竹炭	粉炭	計					
0.8	0.6	—	—	1.4					

（資料：令和5年山形県林業統計（単位未満四捨五入のため合計が一致しない場合もある。））

※わらびについては令和5年より統計方法に変更があったことから、本文中の山菜類は令和4年の数値を採用

【森林被害と保全】

本町で平成17年から発生したナラ枯れ被害については、平成21年をピークに減少し、平成29年度以降国有林・民有林ともに新たな枯死木は確認されていない。県内では庄内を中心に松くい虫による被害が発生しているが、町では森林病虫害による目立った被害は発生していない。

近年はツキノワグマによるクマハギ被害が町内各地で確認されている。木の芽や苗木などに被害を及ぼすニホンジカについては、目撃情報は少ないものの、生息が確認されている。林縁を中心に除伐等による緩衝帯整備を実施することで、森林の保全を推進するとともに、ニホンザルやイノシシによる農作物被害の防止を図っている。

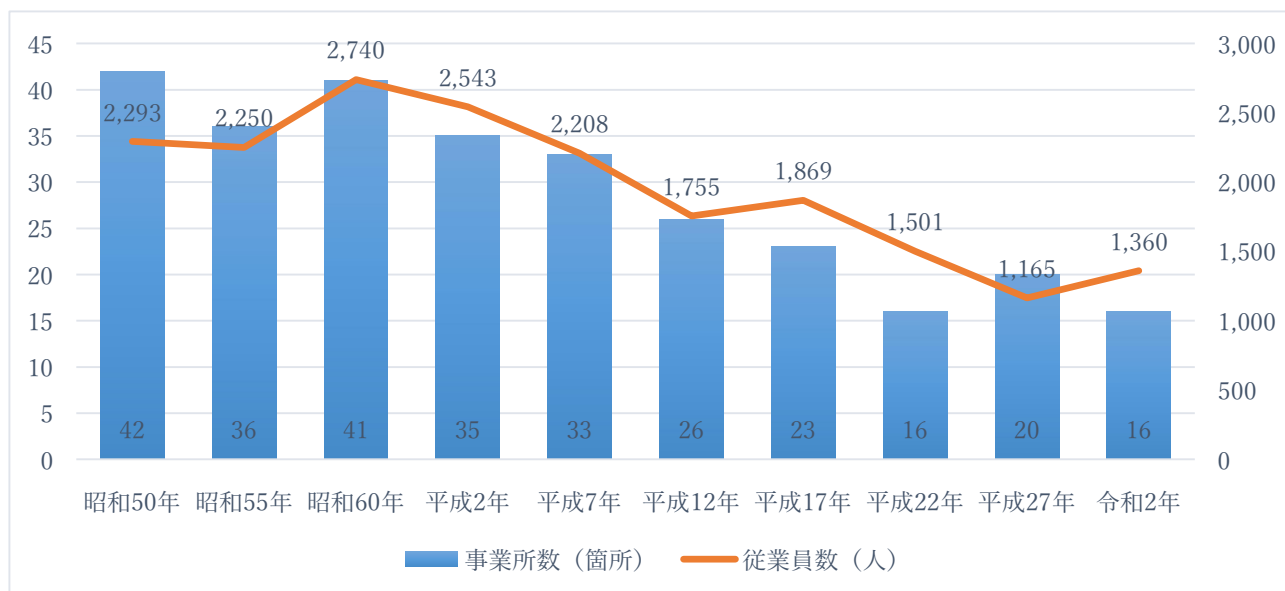
また、やまがた緑環境税や森林環境譲与税を活用して間伐などの森林整備を行うことで、森林の公益的な機能を発揮させるとともに、小中学生を対象にした森づくり体験事業などを実施し、森林と触れ合いながら学びを深めていく機会づくりがより一層必要である。

(3) 地元立地産業

本町は、農山村には稀な第2次産業を主産業とする就業構造となっている。産業別就業者の構成比は、令和2年国勢調査時点で第1次産業が8.0%、第2次産業が43.6%、第3次産業が48.3%となっている。第2次産業の中核をなしているのが製造業であり、昭和13年に日本電興株式会社として立地、操業を開始した現在のクアーズテック合同会社、日本重化学工業株式会社の2大企業を中心に、世界規模での競争に勝ち抜くための設備投資や事業拡大を展開し、順調な発展を遂げてきた。町でも、工業用水道の給水や設備投資への支援などを通じ、その発展を支える取り組みに努めている。

一方で、労働環境は、非正規雇用の比率の増加や必要な部門への求職者が不足するミスマッチが顕在化している。こうしたことから、企業の人材確保に向けた情報発信、PR活動を支援しているほか、新社会人への就職お祝い金の交付や交流会を実施するなどの取り組みを進めている。

事業所・従業員数の推移



(資料：山形県工業統計調査結果報告書)

(4) 起業の促進と継業

近年、過疎地域への移住者の増加、革新的な技術の創出、情報通信技術を利用した働き方への取り組みといった過疎地域の課題解決に資する動きが見られる。本町にも、伝統的な文化であるマタギヤ炭焼き、つる細工を生業とし生活している移住者や、自らのスキルを活かし起業する若者が見られる。

また、地域経済の活性化や、新たな商品・サービスの提供、町民所得の向上へ向け、白い森ブランド構想の核となる「小国町地域総合商社」が令和2年6月に立ち上がり、事業者と連携しながら地域資源を活用して地域外から利益を獲得するための取り組みを進めている。

一方、全国的に、後継者が不在等の理由から事業継続が困難となり廃業の選択を迫られる事業者が増加傾向であり、本町においても例外ではなく対応が求められる。

（５）商業

消費構造の変容や人口減少、インターネット通信販売の普及による購買形態の変化や、大手ドラッグストアの進出により、中心市街地の商店街においても個店の撤退が相次ぎ、特にまちなか中核施設である商業施設においては、令和7年4月に運営母体であった事業者が破産手続きに入り、同年9月には、町内唯一のスーパーマーケットが休業状態となった。さらに、飲食店や宿泊業を営む事業所も新型コロナウイルス感染症の感染拡大以降、客足が戻らない状況にあり、極めて厳しい状況下にある。

また、中心商店街の事業者で組織する小国町買い物応援事業運営グループでは、移動販売、御用聞き、配達サービスを実施しているが、町土が広く集落も点在している本町では、宅配事業等における採算性は低く、主たる事業者の経営状況の悪化、休業なども重なり、活動を休止している状況である。

（６）観光の振興

令和6年度の山形県観光者数調査によると、山形県全体では41,289.7千人で対令和5年度2,625.7千人の増加となり、本町の観光者数も292.1千人で35.4千人（13.8%）増加した。観光客数は、新型コロナウイルス感染症発生前の水準に回復しつつあり、本町においても令和4年度から一部の観光わらび園が再開、令和7年度には8つの観光わらび園が開園し、令和5年度からは「小玉川熊まつり」が再開された。

そのような中、町内の観光団体等はそれぞれが単独で事業を実施している状況であり、PR面や運営面で課題があったことから、令和3年度より「やまがたアルカディア観光局」に参画し、近隣市町と一体となった観光PRや旅行商品造成、受入体制整備等を行い、地域の魅力づくりと交流人口の増加を図るための取り組みが開始された。

しかしながら、町内の観光施設は経年劣化による老朽化が著しい施設や休館している施設が増加傾向にあり、施設機能の再編が求められている環境にある。平成10年に認定を受けた「道の駅白い森おぐに」は、新潟県から山形県への入り口として、観光の拠点施設となっており、平成29年度に策定した道の駅改修計画に基づき、直売所施設等を整備した。

また、飯豊・朝日連峰は本町が誇る地域資源であり、登山者からは変わらない支持と評価を得ているものの、登山道や吊り橋等の維持管理は課題が多く関係者とのさらなる連携が必要である。

このほか、平成18年4月に全国初の森林セラピー基地として認定された温身平でのセラピー体験や横川ダムの上流における白い森おぐに湖でのワカサギ釣りやパークゴルフは、小国町でのレジャーとして定着している。

2 対策

(1) 農業・水産業

【農業経営基盤の確立】

水田農業においては、今後とも稲作を中心とした水田農業が基幹産業として持続的に発展するよう、生産者を中心として、関係機関、団体が連携し、地域の特色を活かした農産物づくりを展開していく。具体的には、「小国町地域農業再生協議会水田収益力強化ビジョン」に基づき各種、取り組みを推進していく。基幹作物である水稲に加え、アスパラガスなどの高収益作物の作付、畜産農家との連携による WCS 等との複合経営を振興するとともに、品質、収量、生産性を拡大し、加工などの 6 次産業化の取り組みとあわせ農業経営の安定化と所得向上に繋げていく。また、完熟たい肥を活用した新たな地域資源循環型耕畜連携を図り、安定的な生産を目指す。一方、酒造事業者との協働による酒米生産にみられるような他産業、他分野との連携である「農×○○」の方向性を踏まえた農業のあり方を整理しながら、新たな取り組みにつなげていく。

【農業・農村基盤の整備】

昭和 54 年度に完成し約 40 年以上が経過した井の下頭首工については、経年劣化が激しい状況であるため、改修工事が実施され、農業用水及び維持用水並びに流雪溝用水の確保が期待される。また、幹線用水路についても将来にわたり機能を安定的に発揮させるため、長寿命化に係る事業を実施していく。さらに、小規模な農林業施設整備に対し町独自の補助制度により、農業者等の支援を展開する。また、農業用水路の閉塞等によるかんがい及び生活用水の取水に支障をきたしている地区があることから、治山工事等必要な事業について実施を検討する。

町営の市野沢放牧場は、毎年 50 頭ほどが放牧され、畜産の振興に大きな役割を担っている。また、草地の生育状況が限界にきていることから、更新を図るとともに新たな放牧形態の導入の可能性について検討していく必要がある。

【農用地・農村環境の保全】

農業・農村が有する多面的機能を維持・発揮させるためには、個人での管理はもとより非農家を含めた地域全体による共同作業の継続が非常に重要であることから、各種制度を活用し保全管理体制の構築を進めていく。

あわせて、耕作放棄地対策については、農業委員会を中心として農用地の所有者や利用状況等を把握し、適切な農用地管理を進めていくこととし、耕作放棄の防止、農業生産の維持及び周辺地域の景観形成を図っていく。

さらに、近年鳥獣による農作物への被害が増加していることから、里山の保全と併せ農用地の保全の取り組みを強化していく。

【農業担い手の確保】

町内では、令和 5 年に 2 名、令和 6 年に 1 名が、国の補助制度を活用し就農したほか、令和 6 年には 2 名が町の補助制度を活用し、就農に向け取り組んでいる。令和 6 年度に作成した地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）に基づき担い手育成に取り組んでいるものの、農業従事者の高齢化や担

い手不足はより深刻化している状況にある。

町内における担い手の掘り起こしも必要であるが、あわせて町外からの呼び込みも必要であることから、移住担当等と連携をとり、新規就農者の受け入れ体制を整えていくことも重要な課題となっている。

また、農業の担い手は、農業生産の担い手であると同時に地域の担い手として非常に重要であることから、小国らしい暮らし方、働き方の仕組みを通じて、半農半Xによる専業農家だけではない担い手の確保に努めていく。

(2) 林業

【森林の経営管理と里山の保全】

森林の経営管理は、令和3年度策定の「小国町森林整備計画」に基づき進めていく。特に、平成31年度施行の森林経営管理制度を活用し、意欲と能力のある林業経営体へ経営管理を集約化することで、森林資源の循環利用と健全な保全を推進する。

そのため森林境界の明確化に向けて、令和元年度から交付されている森林環境譲与税を活用し、制度に基づく所有者の意向調査や基盤整備について、具体的な仕組みづくりを行う。

併せて、民有林と国有林の連携（以下「民国連携」）による森林共同施業団地を設定し、スケールメリットによる作業コストの低減や生産性の向上を通じて木材の安定的な供給体制の確立を図っていく。

さらに、林業の担い手を確保するため、雇用の受け入れ主体となる林業経営体の取り組みを支援するとともに、人材育成の観点から、林業機械操作研修や林業に関する知識の普及啓発などを行う。

里山の保全については、増加傾向にある有害鳥獣による被害防止を図るため、ニホンザル及びイノシシの保護管理計画に基づく個体数調整を行う。あわせて、その実施主体となる「小国町特定鳥獣被害防止対策協議会」の取り組みや、対策を担う猟友会などの担い手確保の支援の充実を図る。さらに、モデル集落を設定して、住民が主体となって行う地域ぐるみの獣害対策に取り組むことで、その対策や効果検証を通じて町内各地への波及展開していく。

また、クマによる立木への被害対策として、民国連携による取り組みを進めている。国有林内に一定の地区を設定し、リンロンテープ等の対策実施の有無により、地区をさらにブロック分けをして、被害の調査を進めているところである。今後もこの取り組みを継続し、効果を検証していくとともに、被害対策に関する講習会を継続して実施し、地域全体での知識の普及に努める。

【林業基盤の整備】

平成27年度から県代行事業により着手している「森林管理道沼沢線」は、関係機関と協力し、令和12年度の完成に向けて整備促進を図る。

併せて、町内各団地内の自然条件や作業システム等に応じ、簡易で安価な低コスト作業路の開設や間伐作業道などの路網整備を加速化し、林道とのネットワーク化も進める。

また、町内の林業経営体による高性能林業機械を計画的に導入することは、森林施業の効率化や低コスト化に繋がるため、この支援に取り組んでいく。

さらに、林道や作業道は森林施業におけるインフラとして重要であり、一部は観光にも活用されていることから、適切な補修及び改修を実施する。

【特用林産物の生産向上】

本町の特産品であるワラビは日本一の生産量を誇っており、町内外の小売店や異業種との連携による6次産業化、付加価値づくりと地域ブランド化の推進による販路拡大を進めるとともに、山菜の採取者の維持と収量の確保を図っていく。

きのこ類については、菌床キノコなどを中心に販路拡大を進める。一方で、平成29年度から放射性物質の影響により出荷自粛となっている野生きのこに関しては、自粛解除に向けて、継続して取り組みを進めていくとともに、菌床キノコや原木栽培によるキノコの生産販売を支援していく。

さらに、本町の伝統文化である、つる細工や木工品の技術伝承に関する取り組みも進め、特用林産物全体の振興を図ることで林業所得の向上に努めていく。

【森林資源を活用した新たな産業の創出】

本町においては、林業経営体が木質チップ工場を保有しており、公共施設に設置している木質チップボイラーへの燃料供給や町外施設の発電用燃料として供給している。また、間伐材や林地残材の活用や木材の利用促進を図るため、今後も、公共施設への木質バイオマスエネルギー導入の検討などに積極的に取り組んでいく。

また、一般住宅における木質バイオマスエネルギーの活用を支援するために、木質ペレットストーブや薪ストーブの設置に対する支援を継続して行っていくとともに、木育の観点から小中高生を対象とした森づくり体験事業を継続し、林業や木材産業に対する理解の向上を図っていく。

さらに、新たな森林資源の活用方法として、森林空間をワーケーションやグランピング、森のようちえん、森ヨガの場などとして利用することにより、観光や教育、健康、スポーツなど関連する産業と連携しながら、地域経済を活性化していく動きがあり、自然にあふれた農山村が持つ魅力への関心が高まっていることから、本町においても、森林サービス産業に取り組み令和6年度にツアー造成を行ったところである。

(3) 地元立地産業

町経済の核である企業の安定成長のための環境条件の整備と、人材の養成、確保など発展の基盤整備を積極的に推進する。特に既存企業の拡大発展を図るため、引き続き工業用水道を安定的に給水し生産活動の支援基盤を整えていくとともに、安定強化を図るための労働力の確保や定住環境の整備等多面的な支援を行っていく。

また、生産活動の効率化に向けて、高速交通ネットワークを実現する新潟山形南部連絡道路の建設促進を積極的に展開していく。

(4) 起業・事業承継

起業・創業にあたって必要となる支援については、県や商工会等の制度を利用することが可能であり、専門機関への紹介を行う体制をとっているが、そこへ至る前の段階として、起業・創業を考えるきっかけづくりとなるような支援が求められていることから、関心のある方を対象としたセミナーを開催する。

さらに、町内に事務所を設置する起業者を対象に開業資金の一部を助成することにより、円滑な起業

を支援していく。あわせて、これまで町内経済を支えてきた事業を継続できるよう、事業承継への支援を行い、町内産業の維持、向上の取り組みを進めていく。

また、既存の事業者のビジネス及び自発的な活動を支援するため、白い森まるごと塾や白い森ビジネス創出塾の受講生等を継続的に支援していく。

(5) 商業

中核施設である商業施設については、令和7年10月に休業したスーパーマーケットの代替機能として、小国いきいき街づくり公社を主体としたミニスーパーが開設され、移動制約のある高齢者等の買物支援に効果を発揮している。

一方で、施設全体が破産手続等の法的処理の渦中にあることから、関係機関との調整を進めながら課題の解決を図り、町民が日常的に集えるコミュニティ機能を高めながら、中心商店街の活性化にもつなげていけるよう取り組みを進めていく。

また、買物支援事業については、これまで移動販売を実施してきた小国町買い物応援事業運営グループが活動を休止したことから、令和7年8月に町内で宅配事業を行ってきた生活協同組合共立社との包括連携協定を締結し、宅配事業を柱とする周辺部における買い物支援を拡充するほか、高齢者や子どもの見守り支援、防災・災害に関する協力、地産地消の推進と地場製品の普及活動を展開していく。小国町地域総合商社において、町内の特産品の販路拡大を目的に事業を展開していることなどを踏まえ、引き続き必要となる商業環境の充実を図る。

(6) 観光

【観光の促進】

本町が誇る地域資源を最大限活用し観光の促進を図るため、さまざまな自然体験の展開や地域特有の文化、食材、温泉などのPRに取り組んできた。また、小国町観光協会や地域コミュニティ団体では、「おぐに石楠花まつり」や「小玉川熊まつり」、「おぐに夏まつり」、「雪の学校」など、四季折々のイベントを開催してきた。これらの魅力を更に磨き上げ、情報発信し、外部の評価を獲得していくことは、本町のまちづくりの基本理念である白い森まるごとブランド構想の大きな柱のひとつである。そのため、森林セラピーをはじめとする多彩な観光プログラム開発を推進するとともに、各種団体の支援を継続していく。

また、「やまがたアルカディア観光局」に参画し、広域での旅行商品造成が可能となったことから、町内外の観光関係団体等の協力連携体制構築を促進し、この枠組みを効果的に活用していく。加えて、横川ダム白い森おぐに湖を活用した新たなアクティビティへの取り組みを図り、さらなる交流の推進に結びつける。

【観光施設等受入体制の整備】

道の駅白い森おぐには、本町で来訪者が最も多い施設であり、改修計画に基づき緑地化など段階的に整備を行ってきた。今後は、施設の維持管理や設備の計画的な更新を進め、来訪者の利便性の向上に努める。飯豊梅花皮荘をはじめとする飯豊山麓交流ゾーンにおける各施設は、源泉からの長い引湯管による湯温低下や井戸の水量不足など基本的な機能面に弱みがあることやそれぞれの施設の需要も時代の流れとともに変化し、新たな観光客のニーズに対応しきれていないなど、機能の再編が求め

られている。このことから、求められる施設機能、規模等やそれらの整備手法等の検討を進め、地域資源の活用と交流人口の増加を目指す。その他の観光施設についても、不特定多数の方が利用することから、利用状況、安全性の確保等総合的に判断し、必要な整備を図っていく。

また、インバウンド旅行者の増加を見据え、町内において外国語表示の観光案内看板の整備を図る。

さらに、朝日連峰は毎年多くの登山者が訪れているが、登山道及び避難小屋の整備が必要な状況である。国の事業となるため、整備が図られるよう要望を継続していく。

持続的発展のための分野別目標

事業の目標（成果指標）	基準値（R6）	目標値（R12）
水稲作付面積	441.5ha	441.5ha
多面的機能支払交付金事業取組組織数	18 組織	19 組織
新規就農者	1 人	3 人 (5年間の累計)
路線数の維持（林道及び作業道）	42 路線	42 路線
ペレットストーブ・薪ストーブ設置件数（一般住宅）	5 件	10 件
町内企業新卒者雇用数	18 人	35 人
起業化支援補助金活用件数	1 件	3 件
買い物支援事業	実施（移動販売）	実施
町内旅行商品造成（新規）	3 件	5 件
観光交流施設利用者数	16,600 人	17,500 人

3 持続的発展計画

本計画において、産業の振興に関する持続的発展計画を次のとおり定める。

事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展施策 区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考	
2 産業の振興	(1) 基盤整備				
	農業	田沢頭ため池浚渫事業		町	
		基盤整備事業（町有牛導入）		町	
		農業基盤整備促進事業		町	
		大沢川ゲート補修工事		町	
	林業	町有林造林事業		町	
		森林・林業基盤づくり交付金事業		町	
		森林被害木対策		町	
		大石沢治山事業		町	
	(4) 地場産業の振興				
	生産施設	小国町きのこと産業づくり推進事業		町	補助金
	(6) 起業の促進				
		創業支援事業		町	
	(7) 商業				
	その他	小国いきいき街づくり公社支援事業		町	
		まちなか中核施設活用促進事業		町	
		事業承継支援事業		町	
	(9) 観光またはレクリエーション				
		森林サービス産業推進事業		町	
		観光施設管理		町	
		観光施設管理運営事業		町	
		横根スキー場維持管理事業		町	
		道の駅機能拡充事業		町	
	観光交流イベント開催補助金事業		町		
	やまがたアルカディア観光推進事業		町		
	飯豊山麓交流ゾーン拠点施設整備事業		町		
	観光振興計画策定事業		町		
	平岩山遭難小屋整備事業		町		
	朝日登山道吊り橋整備事業		町		

持続的発展施策 区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
2 産業の振興	(11) その他	中山間地域等直接支払事業	町	
		多面的機能支払交付金事業	町	
		農業担い手育成事業	町	
		地域計画管理事業	町	
		農村の暮らしづくり総合助成事業	町	
		野生動物による農地等被害復旧支援事業	町	
		市野沢放牧場草地改良事業	町	
		農業水路等長寿命化・防災減災事業	町	
		農地中間管理機構関連農地整備事業	町	
		有害鳥獣被害対策事業	町	
		白い森づくり体験事業	町	
		森から拓く次代の生業づくり事業	町	
		野生きのこ出荷自粛対策事業	町	
		新たな森林経営管理事業	町	
		有害鳥獣危機管理事業	町	
		労働者対策事業	町	
		未組織労働者資金保証料補給事業	町	
		勤労者生活安定資金原資預託事業	町	
		シルバー人材センター支援事業	町	
		山形県信用保証協会保証料補給事業	町	
		商工会運営費補助金	町	
		商工業経営安定化資金緊急融資事業	町	
		地域経済活性化支援事業	町	
地域企業等人材確保支援事業	町			
中小企業緊急災害等対策利子補給事業	町			
工業用水道利用助成	町			

4 産業振興促進事業

(1) 産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域及び同区域において振興すべき業種について、次のとおり定める。

産業振興促進区域	業種	計画期間	備考
小国町全域	製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業、旅館業	令和8年4月1日～ 令和13年3月31日	

(2) 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

(1)に記載した業種に係る、現状と課題、課題を解決するために実施する事業の内容は、これまで整理したものと重複することから、上記「2対策」及び「3 持続的発展計画」のとおりである。

5 小国町公共施設等総合管理計画との整合

農業用施設及び林業施設のうち、農業用施設、林道等については、インフラ系施設の基本方針に基づき、劣化・損傷が軽微な段階で対策を講じ、可能な限り長寿命化を図っていく。

観光施設等については、建物に関する基本方針に基づき、可能な限り予防保全型の修繕を行い、施設の長寿命化を図るとともに、町の施設としての必要性、施設の機能に応じた重要度、施設の状態等総合的に判断し施設総量の縮減を図っていく。

第3節 地域における情報化



1 現況と問題点

情報通信の速度や技術が様々な分野に波及し、生活のあらゆる面でデジタル化の恩恵を享受している現代において、地方と都市の情報格差は縮小してきている。住民生活や企業活動等においても、スマートフォンや SNS 等を活用した情報発信、クラウドサービスの利用が進んできているほか、生成 AI が様々な分野に浸透するなど、デジタル領域は年々拡大している。

この一方で、少子高齢化と人口減少が進み、地域課題はさらに多様化しており、コロナ禍を経て、テレワーク環境の実現やアプリによる住民サービスの利便性向上、キャッシュレス決済などが、暮らし方や働き方といった個人のライフスタイルを変化させ、地方への移住・定住の関心を高めている。

小国町においては、テレビの難視聴地域や携帯電話等不感地域は、各施設整備によりほぼ解消したほか、公共施設等における公衆 Wi-Fi 環境については、避難所、観光施設、役場庁舎において整備拡充が進められた。また、サイバー空間とフィジカル空間が高次元で結びつき、生活に新たなイノベーションを生み出すと言われる Society5.0 を背景とし、過疎地域であっても都市部であっても、暮らしや仕事の環境において格差のない社会に近づいている。

(1) 移動体通信

平成 9 年、町内市街地エリアで携帯電話の使用が可能となり、平成 14 年以降は移動通信用鉄塔施設が各地域に整備され、現在では一部のエリアを除き町内全域が携帯電話の利用可能となっている。

しかし、広大な面積と山間地域という地理的条件から、観光エリアや幹線道路沿線においても未だに使用できない地域があるため、不感エリア解消に向けた取り組みが必要である。

(2) テレビ等放送中継施設

本町は地形的な制約から、テレビ等の放送受信施設を町内に設置しなければ受信することができない。このため、平成 7 年と 11 年に民放テレビ会社が実施する放送中継基地建設に対して負担措置を講じてきた。ラジオ受信においても同様に、平成 7 年に民放 1 社の受信施設を整備した。

テレビ放送については、平成 23 年に地上デジタル放送が開始されたが、地上デジタル放送を受信するための施設整備や、地上デジタル放送開始に伴いワンセグ放送しか受信できなくなった新たな難視聴地域の解消対策を求めている。ラジオについては、送信施設設備の老朽化に伴い計画的な更新が必要になってきていることに加えて、一部 FM 放送局についてはアンテナがなく受信できない。

(3) 防災無線

災害時に対応する防災無線は、昭和 57 年に山形県防災無線の支局が役場庁舎に開局された。また町では平成 28 年に防災行政通信システムを整備し、防災ラジオを全世帯に配布し、災害時等の状況

周知に努めているが、局地的な豪雨における周知エリアの設定など、きめ細かい対応を考慮した場合の運用や、安否確認など情報の双方向性が確保できないことに課題が生じている。雨量については、国土交通省北陸地方整備局羽越河川国道事務所、飯豊山系砂防事務所等が設置した町内各地の雨量観測所のデータが光ファイバーによって瞬時に役場庁舎に転送されるシステムが確立されている。また、災害時の県との通信手段として、平成 14 年度に消防防災システムが整備された。

(4) 光ファイバー

令和 7 年度情報通信白書によれば、令和 6 年のインターネット利用率（個人）は 85.6% となっており、端末別インターネット利用状況では、スマートフォン（74.4%）がパソコン（46.8%）を 27.6 ポイント上回っている。高齢者層でもスマートフォンの利用率が大きく増加しており、全世代においてスマートフォンがインターネット接続端末の主流となっている。

本町では、平成 9 年からホームページを開設しているが、アクセス数は平成 20 年度には年間 12 万件を超え、令和 6 年度には年間 14 万 3,626 件、1 日平均 393 件を数えている。

平成 22 年度には町内ほぼ全域で光ファイバーが整備され、携帯電話基地局の設置と併せて他地域との格差も解消されつつある。インターネット、SNS、クラウドサービスなどの ICT 環境は、物理的、人的条件の厳しい過疎地域において、情報収集・発信はもとより、防災、福祉、産業、観光、教育など、あらゆる面で効率的にその対策に活用できる優れたツールの一つである。生成 AI（*1）や IoT（*2）などの先進技術とあわせ、引き続き、町民生活の利便性の向上や行政サービスの効率化を目指し、光ファイバーをより有効に活用していく方策についても検討を行う必要がある。

*1 生成 AI

・・・学習したデータをもとに、自動的にコンテンツを生成する人工知能の一種。

*2 IoT：Internet of Things（インターネットオブシングス）

・・・モノのインターネット。従来インターネットに接続されていなかった「モノ」がネットワークを通じてサーバーやクラウドサービスに接続され相互に情報交換する仕組みのこと。

(5) デジタル技術の活用

条件不利地域といわれる過疎地域においては、少子高齢化や人口減少が特に著しく、デジタル技術の活用は、医療福祉、産業振興、生活、防災安全など、あらゆる面において革新的かつ持続可能な未来を描くために不可欠である。行政手続きにおいてもデジタル化が急速に進み、アプリや AI チャットボット（*1）の活用による相談業務や行政情報の提供なども一般化しつつあることに加えて、DX（*2）の推進により業務の在り方や思考そのものも変容が必要となっており、行政事務においても柔軟性や許容性が必要となっている。また、デジタル技術は急速に進歩し、セキュリティリスクも拡大傾向にあることから、それらに対応できるデジタル人材の育成も急務となっている。

*1 AIチャットボット

・・・人工知能技術を駆使して人間との対話を自動化するプログラム。

*2 DX：Digital Transformation（デジタルトランスフォーメーション）

・・・従来アナログで運用していた業務やデータをデジタル化して共有することで、さまざまな機関や企業、地域住民が有効活用して社会的な課題解決につなげる取り組み。

2 対策

(1) 移動体通信・テレビ等放送中継施設・防災無線

通信分野においては、スマートフォンの普及に対応するため、さらにサービスエリアの拡大をさまざまな手法を検討しながら実現していく。テレビについては、町内の共聴組合の組合員の高齢化が進んでいることから、将来にわたって視聴できる環境の確保に向けた取り組みを検討していく。防災無線においてはより安心できる運用の在り方を検討するとともに、双方向性の確保と安否確認等の対応について、今後の機器更新を含め総合的に検討していく。また、防災情報をはじめ、多様な情報発信に向けスマートフォン等携帯端末を利用したアプリの導入等を進めていく。

(2) 光ファイバー・デジタル技術の活用

本町においては、ほぼ全域に光ケーブルが敷設されていることから、今後は、モバイル機器に対応し、より利便性の高い情報通信環境を整備して、さらなる交流促進や情報発信機能の向上を図るため、多方面での ICT（情報通信技術）の効果的な利活用を推進していく。また、さらなる普及促進を図るため、情報通信基盤の整備促進について継続して関係機関等へ働きかけていく。

また、AI（*1）や IoT の行政手続きへの活用や、RPA（*2）による業務の効率化・省力化を進めるとともに、いつでも、誰でもより手軽にアクセスしやすい情報受発信の在り方について検討する。

また、高齢化が進む当町においては、住民間の情報格差の拡大が懸念されることから、全世代においてデジタル技術の恩恵を享受し、誰一人取り残すことのないデジタル社会の実現に向け、デジタルデバイド（情報格差）対策を進めていく。

*1 AI

・・・Artificial Intelligence（アーティフィシャルインテリジェンス）。人工知能のこと。

*2 RPA

・・・Robotic Process Automation（ロボティックプロセスオートメーション）。これまで人間のみが対応可能とされていた作業、もしくは高度な作業を、人間に代わって実施できるルールエンジンや AI、機械学習等を含む認知技術を活用して代行・代替する取り組み。

(3) デジタル人材の育成

教育や防災（災害対応等含む）、産業、医療、福祉、生活基盤等、それぞれの分野における課題は深刻化しており、課題の解決を図るためには、日々進歩するデジタル技術の中から当町に必要な技術を見極め、積極的に活用していくことが重要である。あわせて、国が策定した「自治体 DX 推進計画」や令和 5 年度に策定した「小国町 DX 推進計画」を踏まえ、当町における DX の着実な推進に向け、各分野での活用を進める必要がある。また、近年サイバー攻撃等の脅威が増加傾向にあることから、セキュリティ対策が不可欠になっている。

DX 推進に必要な不可欠なデジタル技術やセキュリティ対策を推進していくためには、デジタル人材の確保及び育成が必要であることから、組織横断的な研修等を通して、デジタル人材の育成を推進していく。

さらに、一人ひとりがデジタル技術を活用していくためには、情報を選択、加工、発信できる情報活用能力を高めることが重要となることから、情報セキュリティや情報モラルの向上など安心してデジタル技術を利用できる環境づくりを進めていく。

持続的発展のための分野別目標

事業の目標（成果指標）	基準値（R6）	目標値（R12）
住民向け DX 講習会等の実施	未実施	実施

3 持続的発展計画

本計画において、地域における情報化に関する持続的発展計画を次のとおり定める。

事業計画（令和 8 年度～12 年度）

持続的発展施策 区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
3 地域における 情報化	(1) 電気通信施設等情報化のための施設			
	ブロードバンド施設	光ファイバー支障移転事業		町
	(3) その他			
		電算事務維持管理事業		町
		電算システム更新導入事業		町
	自治体DX推進事業		町	
	YBCラジオ放送中継局送信機器更新事業		町	

4 小国町公共施設等総合管理計画との整合

情報化のための施設として欠くことのできない光ファイバーについては、インフラ系施設に関する基本方針に基づき、定期的な点検・診断による長寿命化を図っていく。

また、テレワーク環境等の建物整備については、ニーズや既存施設の多目的化や複合化、転用を検討するとともに、民間との連携を図り、町の施設としての必要性等を総合的に判断し進めていくこととする。

第4節 交通施設の整備、交通手段の確保



1 現況と問題点

(1) 道路

本町は、737.56 km²という広大な面積を有している。その中に 100 余りの集落が点在しており、集落間の移動や町外への移動を容易にするため、国道 113 号、主要地方道、一般県道等を組み合わせた町内交通ネットワークづくりを進めてきた。その結果、令和 7 年における国、県、町道の合計は 315 路線、実延長 373,578m となっている。

しかし、本町を横断する国道 113 号が災害等により通行不能となった場合には、他市町村との往来が不可能となってしまう恐れがある。また、東日本大震災の際は、被災地と日本海側を結ぶ路線として交通量が増大し、日本列島の横軸としてその重要性が見直されている。そのため、新たな道路交通網の整備とあわせ、未だ狭隘な橋梁の整備についても課題となっている。

【国道】

新潟県新潟市と福島県相馬市を結ぶ国道 113 号は、本町のほぼ中央部を東西に横断し、本町が四季を通じて他の地域と連絡できる唯一の路線であり、町発展に極めて重要な役割を果たしている。昭和 50 年の全線開通以後、周辺市町村及び県都山形市、新潟市等へのアクセス時間の大幅短縮や新宇津トンネルの開通、防雪柵の設置等により冬季交通の安全性の向上が図られている。

しかし、通行車両の大型化や増大に伴い、市街地での交通事故が多発していることから、損傷の顕著な隘路や、急カーブ等危険箇所の改良に加え、小中学生等の国道往来にあたっては引き続き安全確保が重要な課題となっている。

【県道】

県道は、国道を軸に町の南北に伸びており、町中心部と米沢方面を結ぶ主要地方道川西小国線と、国道と平行する形で東西を結ぶ主要地方道玉川沼沢線のほか、一般県道 2 路線が主要集落を結ぶ動脈となっている。令和 7 年 4 月の整備状況は、実延長 79,287m で改良率が 85.5%、舗装率が 87.8% となっており、いずれも県平均を下回っている。また、整備済の路線についても、歩道が未設置であるなど安全性が確保されていない箇所があるため、その二次改良が必要である。

【町道】

町道は、令和 7 年 4 月現在、309 路線あり、国・県道からさらにその支線として各集落に入っており、実延長は 268 km を超える。整備状況は、1・2 級町道の改良率が 57.9%、舗装率が 62.8%、その他町道は改良率が 46.6%、舗装率が 51.7% となっているが、県平均と比較するとその水準は低い。また、いずれも末端集落まで放射線状に伸びる道路になっているため、これらを周回できるネットワークが必要である。生活関連道路については、ほぼ整備は終わっているが、今後は適切な維持管理による長寿命化と、生活環境の変化に伴って二次改良を検討する必要がある。

【高規格道路】

新潟山形南部連絡道路は、新潟県村上市から山形県東置賜郡高畠町に至る延長約 80 kmの道路である。平成 21 年 3 月には赤湯バイパスと荒川道路が、令和 6 年 3 月には梨郷道路が供用開始され、現在は小国道路及び鷹ノ巣道路が整備区間として事業が進められている。令和 5 年に小国から飯豊間、片貝から金丸間が計画段階評価に着手された。まだルートが決していない区間もあり、今後も新潟山形南部連絡道路建設に向けた意識啓発活動や、関係機関への要望活動を積極的に実施していく必要がある。

道路の整備状況（令和 7 年 4 月 1 日現在）

（単位：m）

種別	路線数	実延長	改良済		舗装済		
			延長	改良率	延長	舗装率	
国道	1	25,891	25,891	100.0%	25,891	100.0%	
県道	主要地方道	2	50,407	39,148	77.7%	40,963	81.3%
	一般県道	3	28,880	28,630	99.1%	28,630	99.1%
	小計	5	79,287	67,778	85.5%	69,593	87.8%
町道	1 級	13	41,648	31,596	75.9%	33,726	81.0%
	2 級	39	60,266	27,455	45.6%	30,244	50.2%
	その他	257	166,429	77,530	46.6%	86,107	51.7%
	小計	309	268,343	136,581	50.9%	150,077	55.9%
合計	315	373,521	230,250	61.6%	245,561	65.7%	

（資料：道路台帳（地域整備課資料）ほか）

【冬季交通の確保】

全国屈指の豪雪地帯である本町にとって、冬期間の交通の確保は、地域住民の日常生活や産業経済活動において極めて重大である。国道・一般県道については 100%、主要地方道については 56.9%の除雪率となっており、町内における冬季交通は確保されている。町道の除雪率は 44.1%であるが生活関連道路については概ね除雪している。気象条件の変化や高齢化の進行などに伴い、除排雪に対する住民のニーズは年々多様化しているものの、最近では除雪機械オペレーター不足なども生じてきており、新たな担い手の確保策も必要である。

（2）公共交通

【JR米坂線】

JR米坂線は、昭和 11 年に開通した太平洋側と日本海側を結ぶ幹線であり、本町及び沿線地域の産業振興の社会基盤として極めて重要な役割を果たしてきた。しかし、通勤や輸送の中心が自動車となったことなどにより利用者が大きく減少したため、昭和 61 年には沿線の関係市町村で「米坂線整備促進期成同盟会」を設立し、利用者の確保とその存続に向けた運動を継続的に展開してきた。

その後、令和 4 年 8 月の豪雨によって鉄橋や線路の流失、土砂崩れといった大きな被害を受け、今泉駅から坂町駅間は現在も不通となっており、代行バスによる代替輸送が続いている。

【町営バス等】

町内の公共交通機関として、昭和26年に国鉄バス（後のJRバス）が運行を開始し、その時々の交通事情に対応しながら、町民の足となる便を確保してきた。しかし、JR米坂線と同様に車社会の急激な進展に伴いその乗客数が減少し、平成7年3月に撤退した。それに代わる交通機関として、町では町営バスの運行を開始した。平成12年からは、市街地を周回する循環バスの運行を開始しており、その後、運賃の見直しや、時刻・ルートの変更など、利便性の向上を図っている。

平成20年3月には「小国町地域公共交通会議」を設置し、高齢者の移動手段の確保、効率的で持続可能な公共交通サービスの確立を目指して、小国町地域公共交通総合連携計画を策定し、平成21年4月からは金目線においてデマンドタクシーの実証運行を開始した。また、スクールバス車両の空き時間を利用した循環線を平成25年1月から運行し、平成26年4月にはさらに1経路増便しているが、登山利用者の減少（マイカーへの移行）、利用児童の減少などを背景として、年間利用者数は平成12年の63,316人をピークとして令和6年には23,637人へ、1日あたり利用者数は平成12年の173人から令和6年には64人へと減少している。一方で、高齢化にともなう日常生活の足の確保はますます重要な課題となってきており、免許返納による無料券配布に加えて、空白地運送の実態に則した運用が求められている。

令和7年現在、7路線9系統で運行しており、うち4路線についてはデマンドタクシーによる運行を行っている。

町営バス利用者の推移

（単位：人）

区分	昭和59年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
	(4~12月)	(4~12月)	(通年)	(通年)	(通年)	(通年)	(通年)	(通年)	(通年)	(通年)	(通年)
利用者	8,330	6,561	15,010	48,449	63,316	43,793	41,592	37,158	33,369	32,574	40,222
(1日平均)	32.2	25.3	41.1	132.7	173.5	120	114	101.8	91.4	89.2	110.2
伸び率	-	-21.2%	128.8%	222.8%	30.7%	-30.8%	-5.0%	-10.7%	-10.2%	-2.4%	23.5%

区分	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
	(通年)	(通年)	(通年)	(通年)	(通年)	(通年)	(通年)	(通年)	(通年)	(通年)
利用者	37,049	38,369	37,589	36,170	31,097	28,042	27,899	24,527	24,055	23,637
(1日平均)	101.5	105.1	103	99.1	85.2	76.9	76.4	67.2	65.9	64.8
伸び率	-7.9%	3.6%	-2.0%	-3.8%	-14.0%	-9.8%	-0.5%	-12.1%	-1.9%	-1.7%

（資料：町民課）

2 対策

（1）道路整備

住民の生活行動範囲の広域化への対応や産業の振興、多面的な交流の促進による地域の活性化を図っていく基盤となる道路交通網の整備を強化していく。

国道113号は、本町において四季を通じて町外に通じる唯一の道路であり、住民生活や産業基盤を支える上で重要な役割を果たしている。市街地の狭隘箇所や急カーブでは、車輛の大型化や交通量の

増大などに伴って、交通事故が多発していることや、災害時の周辺町村との交通の確保等を考慮しながらその改良を引き続き要望し、安全で快適な道路環境の整備を促進する。

新潟山形南部連絡道路は、日本海国土軸と北東国土軸とを連結する横軸となり、多軸型国土の形成に大きく寄与するとともに、多面的な地域間交流を促進し、既存企業の拡大や新たな産業の創出、若者の定住、さらには災害時の緊急輸送路確保や救急時の搬送時間の短縮など医療防災の観点からも大きな効果が期待されている。令和5年度に小国道路が着工し、着実に整備が進んでいるが、全線の早期建設を実現していくため、新潟・山形両県の14の関係自治体などで組織している新潟山形南部連絡道路建設促進期成同盟会と共に、今まで以上に早期実現に向けた関係機関・団体への運動を展開していく。また、インターチェンジから町内へのアクセスや市街地周辺における土地利用計画を念頭に、必要な財源について関係機関に要請しながら、本道路を利用した効果的な地域活性化の方向性を検討していく。

町道については、住民生活の利便性と安全性を確保していくことを基本に、新たな地域間交流、産業の振興、災害対応に結びつく路線の優先整備と町内道路ネットワークの強化を図っていくとともに、計画的な修繕等、持続的活用に向けた対応を強化していく。

(2) 公共交通機関

鉄道については、山形・新潟の両県、沿線市町村や関係団体等からなる米坂線整備促進期成同盟会の活動を通じて、JR東日本や関係機関などにJR米坂線の全線復旧に向けて強く働きかけていくとともに、関係団体による米坂線復旧検討会議において地域の実情を訴えていく。

町営バスについては、運行実績に基づく計画的な車輛更新を行うとともに、小国町地域公共交通会議で運行経路や運行ダイヤ、料金設定の見直しを図りながら、その利便性を高めていくほか、デマンドタクシーやスクールバスとの連携、複合化による、交通弱者に優しく利用しやすい地域内交通システムの在り方を検討していく。

また、鉄道や町営バスの運行時間や乗継時間などについては、住民にとって一層利用しやすい条件整備を継続していく必要があるため、随時関係機関との協議を行っていく。

さらには、平成27年度に策定した小国町地域公共交通網形成計画に基づき、地域住民との協働のもと、公共交通の空白地域内における高齢者の見守りや集会所への移動のための交通手段について、町営バスとの接続によるネットワーク化を図るとともに、空白地運送の在り方についても、より柔軟な運用形態が実現できるよう関係機関と連携しながら検討を進める。

持続的発展のための分野別目標

事業の目標（成果指標）	基準値（R6）	目標値（R12）
町営バス利用者数	23,637人/年	23,600人/年

3 持続的発展計画

本計画において、交通施設の整備、交通手段の確保に関する持続的発展計画を次のとおり定める。

事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展施策 区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考	
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(1) 市町村道				
	道路	町道川下明沢線道路整備事業		町	
		町道舗装補修事業		町	
		北地区排水路整備事業		町	
		郷土の森五味沢線道路整備事業		町	
		町道西田沢頭線道路整備事業		町	
		岩井沢 I C アクセス道路事業		町	
		町道館貝少線側溝改良工事		町	
		小坂町朝篠線道路整備事業		町	
		北地区道路整備事業		町	
	橋りょう	橋梁塗膜補修事業		町	
		町道橋補修事業		町	
	(3) 林道				
		林業施設維持管理事業		町	
		森林管理道沼沢線開設事業		町	
		林道補修事業		町	
	(9) 過疎地域持続的発展特別事業				
	公共交通	公共交通運行事業	町営バスの運行および管理	町	
	(10) その他				
		空白地運送事業		町	
公共交通再編事業			町		
新潟山形南部連絡道路整備促進事業			町		

4 小国町公共施設等総合管理計画との整合

交通施設の整備については、道路、橋梁等のインフラ系施設の整備が重要となる。インフラ系施設に関する基本方針に基づき、定期的な点検・診断を行い、劣化・損傷が軽微な段階で対策を講じるなど計画的に修繕を行いながら、可能な限り長寿命化を図っていく。

第5節 生活環境の整備



1 現況と問題点

(1) 水道施設

水道施設としては、上水道1箇所、簡易水道7箇所、専用水道1箇所が設置されている。令和5年度末における水道普及率は74.0%に止まっているが、本町の場合、広大な行政区域内の中に100余りもの集落が散在していることがその要因となっている。

上水道は、水源環境や天候状況等による水不足や施設老朽化が進んでおり、安定水量を確保するための計画的な設備更新を実施している。特に、有収率確保が重要な課題となっており、継続的に配水管の漏水調査を進めている。また水道施設の耐震化を求められる一方で、人口減少に伴う使用量及び使用料金収入は減少傾向となっており、引き続き経営の健全化にむけた財源確保が必要となっている。

また地理的条件から、全町的な上水道の普及は難しい状況にあり、簡易水道事業区域や未普及地区へ、より「安全で安心な水」を安定して供給するための方策を検討する必要がある。

令和6年度における一世帯あたりの1日給水量は0.69 m³であり、令和2年度の0.72 m³と比較すると0.03 m³減少している。

(2) 生活排水処理

公共下水道は、平成11年から市街地を中心に供用開始し、以降、計画的に整備を進めてきており、令和6年度末で全体計画区域の約88.7%で供用開始している。加入率は86.6%であり、水質保全と生活環境の向上の面から受益者負担軽減措置や利子補給等を実施してきているが、計画区域における整備が一段落したことにより新規加入は鈍化してきている。また、供用開始から20年余りが経過し、施設の経年劣化も進んでいることから、「下水道ストックマネジメント計画」により計画的な長寿命化や設備更新を進めるとともに、水道と同様に人口減少に伴う利用者減少の傾向は続くことから、今後の経営の在り方について精査していく必要がある。

また、町全域の合併浄化槽での処理人口は、令和5年度末現在、1,271人であり、公共下水道の普及にあわせて処理割合は下水道区域内では減少傾向、町全域では増加傾向である。引き続き、単独浄化槽からの円滑な移行を指導するとともに、既存の浄化槽の更新を進め、衛生面での環境改善を図る上から、実情にあわせた生活排水処理施設の整備が求められている。

(3) 廃棄物処理

本町では、ごみの減量と資源化のために、平成5年4月からごみの完全分別収集を開始し、平成14年4月以降は、「可燃ごみ」「不燃ごみ」「有害ごみ」「プラスチック包装」「ペットボトル容器」「缶」「びん」「古紙」「粗大ごみ」の9種類に細分化し回収している。

置賜3市5町の可燃ごみは、平成10年9月から共同で建設した高島町にある千代田クリーンセン

ターで処理され、不燃ごみは、平成6年4月から置賜広域行政事務組合長井クリーンセンターで処理されている。環境負荷の低減やプラスチックごみ削減などを目的とし、全国的にレジ袋の有料化が進むなか、本町においては、令和2年度のごみ総排出量は2,034t、令和6年度の総排出量は1,750tとなっており、全体として増減はあるもののほぼ横ばいで推移している。

ごみの収集は、民間業者に委託し、ステーション方式により収集を行っている。地域別にみると中心部では可燃ごみを週2回、これ以外の地域は週1回、不燃ごみ、びん、ペットボトルは全町域で月1回、プラスチックは全町域月2回程度、古紙と缶等資源ごみについては、全町域で2ヶ月に1回収集している。また家庭ごみにおいては、4割程度が生ごみであることから、この減量化にむけた対策が必要である。

ごみ処理の推移

(単位：人、t)

区分	処理計画人口	処理人口	処理率	年間総排出量	ごみ処理施設						自家処理量
					年間総処理量			施設能力 (t/日)	処理率		
					総数	焼却処理	理立処理		総処理率	焼却処理率	
昭和45年	13,935	6,133	44.00%	3,059	2,909	1,545	1,364	5.6	95.10%	50.50%	150
昭和50年	12,736	12,456	97.80%	5,578	4,973	2,884	2,089	15	89.20%	51.70%	605
昭和55年	12,420	12,358	99.50%	5,924	5,559	2,562	2,997	15	93.80%	43.20%	365
昭和60年	12,144	11,134	91.70%	5,125	4,760	3,358	1,402	15	92.90%	65.50%	365
平成2年	11,566	10,618	91.80%	3,989	3,643	2,716	927	15	91.30%	68.10%	346
平成7年	10,899	10,218	93.80%	1,967	1,866	1,403	233	15	94.90%	71.30%	101
平成10年	10,647	10,536	99.00%	2,775	2,749	2,086	217	15	99.10%	75.20%	26
平成12年	10,547	10,547	100.00%	2,716	2,716	1,904	339		100.00%	70.10%	
平成17年	9,901	9,901	100.00%	2,900	2,900	2,138	279		100.00%	73.70%	
平成22年	8,981	8,981	100.00%	1,892	1,892	1,657	162		100.00%	87.60%	
平成27年	8,159	8,159	100.00%	1,865	1,865	1,670	123		100.00%	89.50%	
令和元年	7,429	7,429	100.00%	2,002	2,002	1,600	140		100.00%	74.90%	
令和2年	7,280	7,280	100.00%	2,034	2,034	1,476	153		100.00%	72.60%	
令和6年	6,593	6,593	100.00%	1,750	1,750	1,324	107		100.00%	75.70%	

(4) し尿処理

し尿については、現在、公共下水道と浄化槽の方法により処理している。平成13年度からはみなし浄化槽が設置できなくなったため、公共下水道供用区域以外については、合併浄化槽設置を進めている。

浄化槽や公共下水道の普及により、し尿処理施設での処理割合は減少している。し尿処理は長井クリーンセンターまで運搬し、広域処理を行なっているが、春の処理量増、運搬回数増は経費の増加につながるため、引き続き下水道加入や合併浄化槽設置へと誘導していく。

し尿処理の推移

(単位：人、kl)

区分	処理計画人口	処理人口	処理率	年間総排出量	し尿処理施設			自家処理量		
					年間総処理量	処理率	処理能力(kl/日)	総数	し尿浄化槽	その他
昭和45年	13,935	6,133	44.0%	3,327	3,127	94.0%	10	200		200
昭和50年	12,736	6,067	47.6%	6,508	6,508	100.0%	10	3,101	295	2,806
昭和55年	12,420	8,951	72.1%	5,272	3,532	67.0%	20	1,740	478	1,262
昭和60年	12,144	10,032	82.6%	4,543	3,398	74.8%	20	1,145	830	315
平成2年	11,566	8,761	75.7%	5,410	3,977	73.5%	20	1,433	1,283	150
平成7年	10,899	7,841	71.9%	6,467	4,655	72.0%	20	1,812	1,769	43
平成10年	10,647	6,719	63.1%	7,103	4,683	65.9%	20	2,420	2,420	0

区分	処理計画人口	し尿処理施設		下水道		浄化槽	
		処理人口	処理率	処理人口	処理率	処理人口	処理率
平成12年	10,547	5,358	50.8%	1,087	10.3%	4,102	38.9%
平成17年	9,716	3,056	31.5%	3,070	31.6%	3,590	36.9%
平成22年	8,981	2,805	31.2%	3,401	37.9%	2,775	30.9%
平成27年	8,159	2,176	26.7%	3,706	45.4%	2,277	27.9%
令和2年	7,280	677	9.3%	4,370	60.0%	2,233	30.7%

(資料：一般廃棄物処理事業実態調査 ほか)

(5) 消防・防災

迅速で効率的な消防体制の実現を目指し、ポンプ庫の改築、防火水槽の設置、消防指令車及び消防ポンプ自動車、全自動積載車の購入など設備の整備、更新を計画的に行っている。昭和49年、西置賜行政組合消防署小国分署の設置により、常備消防体制が整っている。非常備消防団についても、社会環境の変化に合わせながら組織編成を行ってきている。消防団員は、令和6年度において定員数を320人に変更し、令和7年4月現在306人、8分団（本部分団を入れて9分団）である。総じて、団員の確保と高齢化が課題となってきたり、全町的な分団再構築と施設整備の在り方を検討する必要がある。

消防施設及び設備をみると、町内には、未だ防火用水の整備が遅れている地区がある。水の確保が困難な場所が多いため、整備計画に基づき地域性と優先順位を考慮しながら進めていく。

総括的な防災という観点では、小国町地域防災計画（令和6年1月）により、緊急災害時の対応がマニュアル化されており、これに基づいて地震や豪雪をはじめ、土砂災害や林野火災などが発生した場合に、必要な対応を講じることとしている。令和3年度には、平成27年度に作成したハザードマップをリニューアルし、洪水浸水想定区域を示して危険箇所の周知を図っている。また東日本大震災以来、住民へのいち早い情報の伝達や減災体制の構築が求められており、防災行政通信システムを導入し、防災ラジオも全戸配布しているが、情報伝達手段については、多様な媒体や自主防災組織との連携が求められる。さらに、災害時におけるスムーズな避難所の設置体制、プライバシーや女性や子どもも使いやすく、感染症対策等も備えた避難所設備に配慮していく必要がある。

また、「自助」「共助」「公助」の考え方にに基づき、住民が主体となった防災体制が必要であることから、より一層地域における自主防災組織の組織化促進に取り組む必要がある。

(6) 住宅

持ち家率は令和2年79.1%で平成27年82.4%と比較すると3.3ポイント減少したものの、依然と

して高い持ち家志向がみられる。このようなニーズに対応し定住を促進するため、これまであけぼの地区の宅地分譲を進めてきており、全 110 区画中、令和 7 年 3 月までに 96 区画が販売済みとなっている。

公営住宅は、勤労者住宅（小坂町・西）、あけぼの団地、小坂町住宅、幸町団地があり、若年労働者や若年世帯を中心として根強いニーズがある。また、単身高齢者や老齢夫婦世帯の居住環境を整えるため平成 14 年度には高齢者住宅（5 戸）を建設している。しかし、多くの公営住宅で老朽化が著しくなっており、さらには少子化や単身世帯の増加に対応するため、新たな住宅環境の整備や住宅取得支援など、若い世代に対する住宅環境施策が必要となっている。

さらに近年、人口減少、高齢化とともに空き家が急増し、管理が不十分な物件や、所有者が不明確な物件が増え、特に冬期間における雪害などが大きな課題となっていることから、空き家対策にかかる喫緊の対応が求められている。

一方で、活用可能な空き家情報を求める移住者のニーズもある。空き家や空きスペースの利活用が叫ばれながらも、空き家情報が一元管理されておらず、すぐに住むことが出来る空き家を案内できない状況となっている。

（7）雪への対応

本町は全国屈指の豪雪地帯であり、雪を克服し快適な冬の生活を送ることが住民の強い要望である。冬期間は、平均して町中心部でも 2 m ほど、山間部では 4 m 以上の積雪になることもあり、住民生活と企業活動において、除雪体制の整備や生活道路の確保は、本町にとって非常に重要である。

除雪機械は計画的な整備を行ってきた結果、令和 6 年現在の保有台数はロータリー除雪車 16 台、除雪ドーザ 8 台、ショベルローダ 1 台、計 25 台となっている。道路の常時除雪は、国道及び一般県道が 100%、主要地方道は 56.9%の除雪率となっており、町内における冬季交通は確保されている。町道除雪は 44.1%となっているが、町内の生活関連道路はほぼ全線にわたって完全除雪体制がとられている。また、ハンドガイド式除雪機を 4 台使用し、住民組織への貸出によって、よりきめの細かい柔軟性の高い除雪体制整備を行っている。

市街地及びその周辺については、機械除雪とともに流雪溝を整備し、これによる排雪を行っているが、水量不足のため十分機能していない箇所もある。また、高齢世帯の増加、生活様式や就労環境の多様化に伴い、住民の除排雪に対するニーズは一層高まってきているものの、除雪機械オペレーター不足なども生じてきており、新たな担い手の確保対策も必要である。

冬季交通の確保状況（令和 6 年度現在）

（単位：m）

区分	実延長	総数		常時除雪		随時除雪	
		延長	率	延長	率	延長	率
国道	25,891	25,891	100.0%	25,891	100.0%	—	—
主要地方道	50,464	28,700	56.9%	28,700	56.9%	—	—
一般県道	28,880	28,880	100.0%	28,880	100.0%	—	—
町道	271,274	118,612	43.7%	107,745	39.7%	10,867	4.0%

（資料：米沢国道維持出張所・置賜総合支庁西置賜道路計画課・地域整備課資料）

除雪機械等（令和6年度現在）

（単位：台、人）

区分	保有台数							借上車	オペレータ		委託者
	総数	除雪ドーザ	ロータリー除雪車	ショベルローダ	除雪グレーダ	高速圧雪整正機	その他		職員	雇用	
国	18	1	4	-	2	4	7	-	-	-	1
県	16	9	5	-	-	-	2	-	-	-	3
町	25	8	16	1	-	-	-	21	-	12	9

（資料：米沢国道維持出張所・置賜総合支庁西置賜道路計画課・地域整備課資料）

（8）安全

町内の交通安全の啓発活動については、町や小国警察署をはじめ、交通安全協会や安全運転管理者協議会等の交通安全関係団体で構成される交通安全推進協議会が主体となって、年間を通じた交通安全週間における各種取り組みなどを展開してきた。また、交通量の多い国道と県道については安全な道路環境を確保するため、対向車を知らせる電子掲示板の設置や視距改良などの対策を行ってきた。これらの取り組み等により町内の人身交通事故件数は、平成17年の57件をピークに、平成22年33件、平成26年22件、令和2年16件、令和6年6件と減少傾向にある。しかし、死亡事故については毎年のように発生しており、特に国道113号沿いで多く発生していることから、対町民だけでなく、往来する通行車両も含めて誰もが安全意識を高める取り組みが必要となっている。

近年、ツキノワグマの大量出没が頻発しており、イノシヤニホンザル等による農作物被害とあわせて、適切かつ効果的な防除・捕獲事業等を実施することにより、住民の安全を確保していくことが一層求められている。

2 対策

人口減少、少子高齢化の進行、所得格差の拡大や価値観の多様化、自然災害の増加に伴い、住みやすい生活環境に対する住民の需要は年々高まる一方にあることから、安全で安心して暮らすことができる快適な定住環境の整備に加え、多様な地域との協働、交流、連携を促進していくための基盤整備について、着実に推進していく。

さらに昨今、SDGsに象徴されるように、暮らしと環境の持続可能な在り方については地球規模で注目されている。本町においても、木質バイオマスエネルギーなどの有効活用など農山村における循環型社会の実現を目指して、環境負荷の低減や生活の質の向上を図っていくこととする。

（1）水道施設の普及

水道施設については、平成30年度より新たに針生水源地と配水池を整備して供用開始したところであるが、施設全般については供用開始から40年以上が経過しているため、老朽化施設の改修を計画的に進めていく必要がある。また有収率確保のため漏水調査を継続するとともに、更新経費の平準化と料金改定を進め、集落の立地条件を踏まえ、最適な方法を考慮して整備し、普及率向上と安定供給を図っていく。さらには、濁水対策として、新たな手法による対応を進めていく。簡易水道についても水質や水量調査を行い、安全で安心な水を供給できるよう整備と更新を進めるとともに、料金改定を行い、給水人口減少に対応するため上水道との経営統合を見据えた検討を今後進めていく。

(2) 生活排水施設の普及

下水道については、引き続き加入促進を図りながら、ストックマネジメントに基づき計画的な施設設備の更新を進めていく。

また、公共下水道計画区域外については、地域の立地環境に合わせながら、浄化槽の設置普及を進め、生活排水や水質保全に対する住民の意識高揚を図っていく。

(3) ごみ処理対策

ごみ処理については、これまでどおり広域的な対応での取り組みを推進していく。これに併せて本町としては、生ごみ減量化、資源ごみ回収、分別収集を徹底しながら、再資源化を進め、環境保全への意識づけや、循環型社会の仕組みづくりを進めていく。また同時に、ごみをなるべく出さない生活習慣の普及を図り、環境学習の場の設定や各種ソフト事業の展開を進めていく。

(4) し尿処理対策

し尿処理については、融雪期に処理量が増加することや、運搬量、回数に伴い経費が増加するため、下水道加入や浄化槽設置を誘導し、生し尿の処理量の減少を図っていく。

(5) 安全な生活環境の維持

近年は、局地的な豪雨や竜巻、突風など、予測の難しい災害が頻発していることなどから、住民へいち早く災害情報を伝達するため、防災行政無線をはじめ、ICTの活用を含め多様な情報伝達システムを整備するとともに、避難行動要支援者の避難行動計画策定や避難所機能の充実、ボランティアセンターの体制整備、さらには災害時の拠点となる防災センター整備等について検討する。

また、国等に対する要望などを通じて、治山治水事業の継続的な推進を図り、安全な住民生活を確保していく。

消防、救急においては、西置賜行政組合の取り組みを継続しながら、防災や緊急援助の広域的な対策について検討を行っていく。さらに、少子高齢化や人口減少の進行により、消防団の体制維持が困難になっていくことが懸念される。そのため、班編制の見直しを検討するとともに、地域を守る意識を高めながら、消防団への加入促進を図る。併せて、こうした消防団体制の見直しとともに、機動力化を目指した軽積載車など、計画的な資機材と施設の更新・配備を検討していく。

万が一災害が発生した場合には、行政による対応のみでは限界があることから、自助・共助・公助の考え方にに基づき、住民が自ら災害に備えることや、自主防災組織の設立促進を継続して展開するとともに、地域の環境を捉えた共助の体制づくりを検討する。

防犯については、犯罪や詐欺事件が増えている中、特に高齢者に対する犯罪防止のためのソフト事業が求められていることから、警察、防犯協会等との連携を強化し、地域全体で犯罪を防ぐ体制づくりを進めていく。

交通安全についても、現在取り組まれている通学路の安全対策を含め、警察や交通安全協会団体との連携による取り組みを継続し、事故防止に努めていく。

ツキノワグマ等の市街地周辺への出没に対して、緩衝帯の整備や住居周辺の果樹等の誘因物の除去、農地等への侵入防止等の対策を講じるとともに、小国町猟友会をはじめとした関係者と連携を図りながら有害鳥獣捕獲や緊急銃猟を適切に実施し、農作物被害の防止、住民の安全確保に努める。

(6) 住宅供給

生活様式の多様化や、少子高齢化を踏まえ、時代に即した居住環境整備を進めるため、その実態把握に努め、公営住宅の計画的改修や少子高齢社会に対応した居住施設等の整備を図っていく。また最近では、単身世帯用の住宅ニーズが増してきているため、二地域居住や交流居住、U J I ターンなども含めた多様な需要へ対応できるよう空き家や空きスペースなどの情報収集及び利活用の検討を進める。また、策定を進めている空き家対策計画に基づき、活用できない危険空き家については除却を促すとともに、その支援を行っていく。

定住環境の整備については当面、あけぼの団地の販売状況や中古住宅市場の状況を見ながら、求められている住宅ニーズを的確にとらえ検討を進める。近年の傾向としては、集合住宅よりも戸建て住宅を求める声も聞かれることから、民間事業者が取り組む事業への支援や個人の住宅取得に対する支援を検討していく。一方、高齢者世帯の増加や周辺部における空き家事情なども総合的に考慮し、あらゆる年代において安心して住み続けられる住宅環境の在り方と、多様な居住空間の整備に取り組んでいく。さらに、空き家情報の収集と利活用にむけて関係機関と連携を図っていく。

(7) 雪処理対策

道路除雪については主要生活道路からさらに支線に至る生活密着道路までを対象とし、冬季の住民生活を支えていく。市街地については、流雪溝用水を確保しながら、効果的、効率的な雪処理空間を形成し、除雪機械オペレーターの確保と育成に努める。また、機械除雪が対応できない狭隘道路や独り暮らし老人や老夫婦世帯などの社会的弱者に対する住宅除雪の支援策として、除雪ボランティアの育成を進めるとともに、地域のなかで人々が支えあう除雪体制を構築していくほか、宅道除雪など、きめ細かい除雪維持体制の確保に努める。一方、人口減少等に伴い、必要となる除雪路線の精査を継続しながら、効率的で効果的な除排雪を図ることとする。

持続的発展のための分野別目標

事業の目標（成果指標）	基準値（R6）	目標値（R12）
公共下水道加入率	53.78%	56.47%
1人当たりごみ排出量	512g/日	450g/日
自主防災組織の組織率	71.60%	100%

3 持続的発展計画

本計画において、生活環境の整備に関する持続的発展計画を次のとおり定める。

事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展施策 区分	事業名 (施設名)	事業内容		事業 主体	備考
5 生活環境の整備	(1) 水道施設				
	上水道	水道事業		町	
	簡易水道	簡易水道事業		町	
	(2) 下水処理施設				
	公共下水道	下水道事業		町	
	(4) 火葬場				
		斎場設備機器修繕事業		町	
		斎場管理事業		町	
	(5) 消防施設				
		消防車両購入事業		町	
		消防施設整備事業		町	
	(6) 公営住宅				
		公営住宅長寿命化事業		町	
		公営住宅解体事業		町	
	(7) 過疎地域持続的発展特別事業				
その他	地域商業サービス支援事業	買い物が困難な住民への支援	町		
	住宅環境整備事業	子育て世代・高齢者等の住宅の整備	町		
(8) その他					
	特定空家対策事業		町		
	自主防災組織育成整備事業		町		
	災害用備蓄品整備事業		町		
	避難所環境整備事業		町		
	し尿処理施設維持費分担金		町		
	ごみ処理施設維持費分担金		町		
	ごみ収集・処理委託業務		町		
	消防団処遇改善事業		町		
	消防団活性化事業		町		
	消防団安全装備品事業		町		
	除雪事業		町		
	除雪機械購入事業		町		
	勤労者住宅管理事業		町		
	小国の住宅総合支援事業		町		

持続的発展施策 区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
5 生活環境の整備	(8) その他	立地適正化計画策定事業	町	
		合併処理浄化槽整備事業	町	
		小河川整備事業	町	
		工業用水道事業	町	
		入浴施設整備事業	町	

4 小国町公共施設等総合管理計画との整合

生活環境の整備については、上下水道等のインフラ系施設の長寿命化、公営住宅等建物の長寿命化、消防施設等の整備に取り組む。いずれの施設も基本方針に基づき、長寿命化や適正な規模による整備を図っていく。

第6節 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上 及び増進



1 現況と問題点

(1) 子育て環境

令和7年4月1日現在の就学前児童数は145人であり、令和3年度に比べ56人減少している。令和6年度中に生まれた子どもの数は21人であり、児童数の減少が加速している。

町内では、令和5年3月をもって公立の保育所1箇所及びへき地保育所2箇所を廃止し、現在は、町内の民間の認可保育所及び認定こども園各1箇所並びに町外保育施設において、就学前児童の86.9%にあたる126人が通年保育を受けている。

子育てに関しては、保健、医療体制や相談体制の充実も求められており、町立病院で小児科を開設しているほか、令和6年度からはこども家庭センターを開設し、妊娠・出産・子育てに関するすべての相談に対して、関係部署が連携して一体的に対応するワンストップ窓口としての機能を担っている。

また、平成28年度からは医療費の無償化を高校生世代まで拡充したほか、令和元年度から園児の副食費実費相当の支援を開始し、令和7年度からは保育料無償化の対象を0歳から2歳児にも拡大するなど、経済的な負担を軽減している。

さらに、令和5年7月には子育て支援センターをショッピングセンターアスモ内に移設するとともに、子育て講座などのプログラムの充実などにより利用性の向上を図っている。そのほか、保護者の就労形態の多様化に伴い、臨時的な保育ニーズに対応するため、会員制で育児に関する相互援助活動を行うファミリーサポート事業や病後児保育事業を展開するなど、子育て支援サービスの総合的な充実を推進している。しかし、いずれも対応する人材や財源の確保が課題となっている。

中央児童室では、留守家庭児童を対象に放課後保育等を実施しており、令和7年4月1日現在の入所児童数は69名である。共働き世帯の増加などによって、入所児童が増加傾向にあることから平成31年度に定員を80人に増員した。施設は小国小学校内に設け、学校と一体となった体制を整備することで、利便性の向上を図っている。さらに、平成27年度からは制度改正に併せ、対象を小学校6年生までに拡大し、開所時間を延長するなど、仕事と子育ての両立に対応している。近年においては、支援が必要な子どもが増えている傾向があることから、個々の発達特性に応じたていねいな支援を継続するための体制確保が求められている。

(2) 高齢者の福祉

本町の令和7年4月1日現在の65歳以上の人口は2,735人で、総人口に占める割合が42.8%となっている。今後、さらに加速する急速な高齢化にあって、高齢者が安心して暮らすことができる介護や生活支援のサービスの充実とともに、地域全体の福祉力の向上、送迎や除雪など日常生活支援の担い手の育成といった地域包括ケアの充実と、地域社会において高齢者一人ひとりがいきいきと輝

くことのできる環境づくりに努めていく必要がある。

介護が必要な高齢者に対しては、介護保険制度による介護サービスを提供しているが、本町においては、地域包括支援センターを中心に医療、福祉、介護、保健の連携を図りながらサービス提供にあたっている。令和7年4月1日現在、65歳以上の要介護、要支援者が519人で高齢者全体の19.0%を占めている。一方、ひとり暮らし高齢者が507人、65歳以上の高齢者のみで構成される高齢者世帯が985世帯と年々増加傾向にあるため、家族に代わって地域全体で見守っていくための体制づくりが必要になっている。

施設介護においては、特別養護老人ホーム（106床）、介護付き有料老人ホーム（30床）において介護サービス提供を行っているほか、令和6年3月、小国町立病院内に小規模介護医療院（19床）を開設し、令和7年10月に介護老人保健施設温身の郷の機能を移管した。これらの入所型施設においては、個室、ユニットケアの普及など入所者一人ひとりの生活の質の向上が求められているが、本町の場合、これら施設内だけでの対応では困難であり、在宅サービスとの組み合わせなどによって対応していく必要がある。

近年、認知症高齢者が増加傾向にあり、介護する家族の負担が大きくなっていることから、現在、民間の認知症対応型グループホーム及び介護老人保健施設で認知症高齢者に対する介護保険サービスを提供している。また、平成27年度には認知症高齢者が行方不明になった場合に速やかに捜索ができるよう、小国警察署等と連携して認知症高齢者帰宅支援事業を開始している。しかし、認知症に対しては、食事や運動指導などを含めた予防、早期発見、早期治療が重要とされており、気軽に相談することができる環境と、関係機関の連携による支援体制の充実が急務である。

また現在、高齢者の見守りの場、交流の場として町内各地において地域サロンを展開しているが、地域の自主的な活動であるため、地域のリーダーとなる人財や世話人の確保が難しく開催できない地域があり、課題となっている。

（3）その他の福祉

令和7年4月現在で、本町の身体障害者手帳所持者は329人、療育手帳所持者は56人となっている。また、精神障がい者は町の推計によると91人となっている。

平成25年度から施行されている障害者総合支援法に基づき、障がいがあっても、希望する場所で生活を維持していくことができるように、暮らしやすい環境づくりや地域の一員として社会とかかわる支援を行うことが重要である。また、町内のNPO法人がグループホームの開設や相談支援、就労支援などの障がい福祉サービス事業を行いサービスの充実にも努めている。

町内の生活保護世帯は、令和7年4月現在で25世帯、保護人員は25人となっており、このうち65歳以上の高齢者世帯が16世帯、16人で、経済的自立に向けた対策とともに、高齢者福祉と連動した対策が必要になっている。

2 対策

（1）子育て環境

少子化の進行は著しく、その傾向は今後も加速していくと予想され、将来の社会経済環境に大きな

影響を及ぼすものと考えられる。このため、若い世代において安心して子どもを産み、育てることができる環境づくりを進めるため、結婚から、妊娠、出産、子育て期までの切れ目ないサポートを推進し、子育ての喜びや楽しさを共有できる環境を創出する。さらに、子どもを社会全体で育てることを基本に、子育てにかかる精神的・経済的負担の軽減に努めながら、子育て優先型社会の創出に繋げていく。

【結婚・妊娠・出産への支援】

若い世代の結婚や新生活を応援するため、結婚に至るまでの支援に取り組み、結婚に伴う住宅費や引っ越し費用の一部助成などを行って経済的に支援するほか、安心して妊娠・出産ができるよう妊婦健診の費用助成や出産支援金の支給、さらには育児用品の贈呈等を行い、結婚から出産まで継続的にサポートし不安や負担の軽減を図る。

【子育て支援の充実】

核家族、共働き世帯の増加に伴う保育ニーズの多様化への対応や、子育てにかかる経済的負担の軽減など、子育てしやすい環境づくりを進めるため、各保育施設の安定的な運営に向けた連携の強化や町独自の保育料無償化、病後児保育の運営、ファミリー・サポート・センターの利用拡大に向けた取り組みなどを継続するほか、子どもの遊び場づくりや子育て世代の交流の創出などを進め、保育サービスの充実を図る。

また、乳幼児に対する医療や保健の水準を確保するため子育て講座や食育講座などを開催するほか、子育て全般の相談や各種情報提供など、子育て支援センター機能を充実していく。また、親世代のニーズの把握と、低学年児童への放課後対策なども含めて、保育施設や中央児童室に求められる役割の検討を進めていくとともに、放課後子ども教室を担う教育委員会や子育てイベントなどを行う民間団体等との連携を図る。

【総合的な子育て環境の整備】

本町の有する自然や伝統の知恵など、高齢者や子育てを経験した世代が持つノウハウを子育て世代と共有するほか、子育て世代同士が相談しあえる場を創出するなど、多様な交流を促進し、安心して子どもを産み育てることができる仕組みを構築する。また、結婚から子育て期まで、長期における環境整備が必要であるため、切れ目のない系統的な子育て支援施策を検討していく。

一方、少子化の進行に伴う児童数の減少などにも的確に対応しながら、保育施設の充実や必要な保育サービスを展開する。併せて、子育て支援の拠点となる子育て支援センターの機能拡充や子どもの遊び場などの施設整備、障がい児に対応するデイサービス事業等について検討していく。

(2) 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

高齢化の進行により、高齢者が社会を担うウェイトは益々高まっていくため、高齢者が健康でいきいきと生活し、その知恵や技術を地域づくりや産業づくりに発揮していく環境整備が必要になっている。そのため、各種サービスの実施やICTの利活用等によるセーフティネット機能の充実とともに、元気で健康な高齢者を生産年齢の一部と捉えた事業展開を図るなど、社会的に活躍できる場を積極的に創出していくことが重要である。

【包括的な支援の充実】

健康づくり事業、介護予防事業、介護サービス等の各段階において、保健、医療、福祉、介護サービスの連携を強化し、家族や利用者のニーズに即したサービス提供を行い、包括的な福祉サービスの拡充を図るとともに、民間のグループホーム、特別養護老人ホーム、介護付き有料老人ホーム等との連携を図り町全体として計画的な高齢者施策を展開する。

在宅介護支援については、地域包括支援センターを総合相談窓口として24時間体制で対応し利用者の不安軽減を図っていく。また、介護保険制度で活用できるサービスメニューの検討と多様なニーズの把握を行うとともに、個々の症状に柔軟に対応できるよう支援体制の充実を図る。

また、急増する認知症対策としては、早期の診断と治療介護がその後の生活に大きく影響することから、平成28年度に認知症初期集中支援チームを設置しており、引き続き認知症地域支援推進員の育成や関係機関との連携強化を図っていく。また、介護が必要になることを予防するという視点から、加齢により身体機能が低下しても、より健康で快適な生活を送ることができるよう積極的な健康づくり事業を展開する。

介護保険制度については、今後、更にニーズが高まると見込まれるため、健全な運営と継続性を高め、要介護、要支援と認定された方へのサービス提供と、支援の必要な高齢者への介護予防サービスの充実を図っていく。さらに住み慣れた地域での生活の継続を目的として、地域のケア資源を活用し、要介護者の希望に応じたサービスの提供を継続していく。併せて介護が必要な高齢者のみでなく、介護する家族の負担や、その家族が抱える様々な課題へ対応するため、各種の相談に適切に応じることができるよう関係機関の連携を強化していく。また、要介護者のケアプラン策定を担う居宅介護支援事業所及びケアマネジャーが減少していることから、新たな人材の育成に取り組んでいくことに加え、ケアプランセンターの構築などの対応を整理していく。

高齢者の生きがいづくりと自立を目指し、シルバー人材センターの登録の推進と生涯学習、生涯スポーツ・健康づくり事業などが連携し、高齢者が地域における産業や福祉及び教育等の様々な分野で活躍できる仕組みづくりを行う。

【地域の福祉力の向上】

行政と地域全体が力を合わせて支援が必要な方をきめ細かく支えていけるように、介護の基礎的知識を習得する機会を設け、多くの方が助け合いの輪に参画できるよう支援していく。さらに認知症サポーター養成講座等を通して、幼少期から認知症の方がいる社会を理解し、共に支え合う地域づくりを進めていく。

また、地域内の繋がりが希薄になる中で、自宅への閉じこもりを防止する等の役割を担う地域サロンの開催が持続できるよう地域のリーダーの育成を図る。課題である移動手段については、空白地運送の検討や住民同士のカーシェアリングなど多様な手段の確保に努める。また、見守り支援と併せて、福祉カルテを活用し、地域、関係機関が情報を共有することにより、防災体制や緊急時の迅速な対応を確保するとともに、日常生活での支援を行うため、引き続き福祉カルテの登録を推進していく。このように多様な主体が連携しながら地域で支援する仕組みを確立し、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすことのできる町の構築を目指す。

(3) 障がい者の保健及び福祉の向上及び増進

障がい者一人ひとりの適性に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な形態による事業を効果的に実施し、住み慣れた地域で障がいがある人もない人も安心して暮らし続けられる地域づくりを目指す。具体的には、移動支援事業や福祉タクシー券助成等による交通支援、公共施設等のバリアフリー化を図るとともに、現在展開されている農福連携の取り組みなどを含め、関係団体との連携を進めながら、障がい者の地域における自立した生活や社会参加を促す。また、令和2年3月に制定した「小国町障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例」の基本理念に基づき、町民や事業所の理解促進を図るとともに、地域共生社会の実現に向けた取り組みを推進する。

(4) その他の福祉

生活保護世帯やひとり親世帯等の福祉対策については、貧困状態に陥ると生活基盤を再構築することが容易でないことから、関係機関と連携し、心身の健康の維持と社会的・経済的な自立を目指した継続的な支援を行う。

社会的な問題となっているひきこもりについては、当事者を取り巻く社会環境の複雑化や関係者の高齢化などに伴い、状況がより困難になっていく傾向が認められることから、実態把握や支援のあり方を検討するとともに、関係者を孤立させない体制づくりを進めていく。

(5) 多様な福祉の担い手の育成

高齢社会の進行に伴って、生活支援や介護を必要とする高齢者が確実に増えていくことが予測される一方、生産年齢人口の減少や都市部との給与水準格差等を背景として、介護福祉士などの福祉関係の人材不足は深刻さを増している。本町では、介護職員の初任者研修に対して支援を行い、移住者や高校生は受講費用を無料とするなど、多様な人材を確保する仕組みづくりを継続してきた。しかしながら、近年は人員不足により当該研修の実施さえも困難な状況となっていることから、これまで実施してきた小国高校等との連携による人材育成に加えて、新規就業者に対する居住支援など、福祉人材が就職先として本町を選びやすくなるような新たな支援を検討していく。

また、地域住民相互の支え合い活動や、福祉対策を要する方の家族会、介護者交流会など、多様な主体による自主活動を促進し、すべての人がそれぞれの役割を担い、共に助け合いながら生活できる地域共生社会の形成を目指していく。

持続的発展のための分野別目標

事業の目標（成果指標）	基準値（R6）	目標値（R12）
母子保健事業利用者の満足度 （子ども・子育て支援事業計画ニーズ調査）	95.30%	95%
地域サロン実施箇所数	31 地区	31 地区
就労継続支援 A 型から一般就労への移行	0 人	1 人
就労継続支援 B 型から一般就労への移行	0 人	1 人

3 持続的発展計画

本計画において、子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進に関する持続的発展計画を次のとおり定める。

事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展施策 区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考	
6 子育て環境の 確保、高齢者 等の保健及び 福祉の向上及 び増進	(1) 児童福祉施設				
	児童館	中央児童室管理運営事業	町		
	(8) 過疎地域持続的発展特別事業				
	児童福祉	子育て支援福祉医療給付事業	ひとり親家庭等に対する医療給付	町	
	高齢者・障 害者福祉	障害者居宅生活支援事業	重度心身障害者等福祉タクシー助成ほか	町	
		支え合いほっとライン事業	安心見守りサービスの実施ほか	町	
		介護職なかま創出事業	ケアマネジャー資格取得への支援など	町	
		高齢者等暮らし応援事業	虚弱高齢者等への除雪支援	町	
	(9) その他				
		地域生活支援事業 (障害者総合支援法)		町	
		障害者補装具費等給付事業		町	
		健康管理センター自動車管理事業		町	
		障害者自立支援給付費		町	
		福祉職転入定住支援事業		町	
		介護予防支援事業所運営事業		町	
		老人福祉施設入所措置事業		町	
		介護保険利用者負担軽減事業		町	
	児童福祉事務事業		町		
	副食費支援事業		町		
	子どもの遊び場整備事業		町		
	出産祝金支給事業		町		
	保育所入所児童委託事業		町		
	児童手当支給事業		町		
	特別保育事業		町		
	認定こども園施設型給付事業		町		

持続的発展施策 区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
6 子育て環境の 確保、高齢者 等の保健及び 福祉の向上及 び増進	(9) その他			
		子育て支援センター運営事業	町	
		病後児保育事業	町	
		母子保健事業	町	
		子育て支援アプリ運用事業	町	
		健康まつり開催事業	町	
		妊婦出産支援事業	町	
		妊婦支援給付金支給事業	町	
		不育・不妊治療費助成事業	町	
		赤ちゃん応援ギフト事業	町	
		居宅介護サービス給付費	町	
		地域密着型介護サービス給付費	町	
		施設介護サービス給付費	町	
		居宅介護福祉用具購入費	町	
		居宅介護住宅改修費	町	
		居宅介護サービス計画給付費	町	
		介護予防サービス給付費	町	
		介護予防福祉用具購入費	町	
		介護予防住宅改修費	町	
		介護予防サービス計画給付費	町	
		保険給付費審査支払手数料	町	
		高額介護サービス等費	町	
		高額医療合算介護サービス等費	町	
	特定入所者介護サービス等費	町		
	介護予防・生活支援総合事業	町		
	包括的支援事業費	町		
	高齢者地域支援事業（任意事業）	町		

4 小国町公共施設等総合管理計画との整合

子育て環境の確保に関する施設については、少子化が進む中で、民間との役割分担や保育ニーズの量的見込み、今後の施設のあり方についての検討に基づき、令和5年3月をもって公立のおぐに保育園を閉園した。また、平成27年度に休止したあさひ保育園は、高齢者サロン等を開催する地域拠点に、平成29年度に休止した叶水保育園は、地域住民が自主運営する放課後児童クラブや簡易郵便局などに転用している状況である。

高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進に関する施設は、介護老人保健施設については、その機能を小国町立病院に併設した介護医療院に移転したことに伴い、空きスペースが生じていることから、利活用について検討を進めていく。

いずれの施設も、今後多様なニーズに応じていく必要があるが、公共施設等総合管理計画の基本方針を踏まえ進めていくこととする。

第7節 医療の確保



1 現況と問題点

(1) 健康増進と疾病予防

小国町の令和4年の死因別死亡統計では三大生活習慣病による死亡割合が35.4%であり、県全体の47.0%を11.6ポイント下回っている。継続的な啓発による生活習慣の改善に加え、各種検診の促進による疾病の早期発見、治療技術の向上などにより、昭和60年以降、着実に減少している。

医療の発展や栄養・食事面の改善、住環境の向上などによって、平均寿命、健康寿命とも延伸していることに加え、健康に対する意識の高まりにより、心身の健康が保たれ、活発な社会活動を行う高齢者も増えてきている。一方で、平均寿命（令和2年簡易生命表）と健康寿命（令和4年厚生労働科学研究算出）の間には男性で9.3年、女性で12.1年（いずれも県平均）の乖離があることから、従来の疾病対策とともに、生涯にわたって健康に暮らせるよう、各種検診の充実を図りながら、それぞれの年代に応じた対策を講じて疾病を予防していくことが重要である。

三大生活習慣病による死亡者数及び割合

死因	昭和45年		昭和50年		昭和55年		昭和60年		平成2年		平成7年		
	人数	率	人数	率	人数	率	人数	率	人数	率	人数	率	
死亡総数	114	100.0%	87	100.0%	97	100.0%	80	100.0%	105	100.0%	128	100.0%	
三大生活習慣病	脳血管疾患	44	38.6%	30	34.5%	25	25.8%	25	31.3%	12	11.4%	22	17.2%
	悪性新生物	13	11.4%	15	17.2%	23	23.7%	16	20.0%	31	29.5%	17	13.3%
	心疾患	10	8.8%	16	18.4%	17	17.5%	13	16.3%	17	16.2%	26	20.3%
	計	67	58.8%	61	70.1%	65	67.0%	54	67.5%	60	57.1%	65	50.8%

死因	平成12年		平成17年		平成22年		平成27年		令和2年		令和4年		
	人数	率	人数	率	人数	率	人数	率	人数	率	人数	率	
死亡総数	108	100.0%	118	100.0%	157	100.0%	152	100.0%	123	100.0%	147	100.0%	
三大生活習慣病	脳血管疾患	16	14.8%	14	11.9%	12	7.6%	11	7.2%	6	4.9%	6	4.1%
	悪性新生物	28	25.9%	31	26.3%	43	27.4%	33	21.7%	30	24.4%	27	18.4%
	心疾患	12	11.1%	20	16.9%	24	15.3%	21	13.8%	13	10.6%	15	10.2%
	計	56	51.9%	65	55.1%	79	50.3%	65	42.7%	49	39.8%	52	35.4%

(資料：健康福祉課資料)

(2) 地域医療

小国町では包括ケアタウン「癒しの園」として、町立病院、健康管理センターをはじめ、新たに介護老人保健施設を町立病院に機能転換した小規模介護医療院を開設し、保健・医療・福祉・介護の包括的なサービス提供を円滑に進めている。町立病院の医師が訪問看護利用者及び特別養護老人ホーム入居者の主治医となっているケースが多く、町立病院を核に総合的な医療提供に努めている。

また、町内には、民間の医院が2施設、歯科医院1施設が設置されており、それぞれ患者の症状や状態に応じて、町立病院と連携が図られている。

町立病院では、現在令和7年3月に改訂した第4期小国町立病院経営強化プランに基づき、町立病院の建設当時と比較し、少子高齢化と人口減少の急速な進行と同時に疾病構造の変化に対応した医療、介護の持続可能な連携と併せて、病院機能、提供体制の見直しを行うなど、令和9年度を終期とした病院規模や機能を縮小することで、町民の不利益を招くことのないような医療サービスの提供を目指している。少子高齢社会に対応した医療の提供、高度化する医療、医療人材の不足等に対応するため、電子カルテを導入して公立置賜総合病院とネット環境で主な診療情報を共有できる「OKI-net」に参画し、迅速で的確な医療サービスを連携して提供している。診療体制は令和7年4月現在、内科、小児科、整形外科、耳鼻咽喉科、眼科、歯科の6科で病床は26床であり、人口減少や高度医療を専門病院に集約する医療資源の再編などの理由から令和3年5月には外科が、同年10月には産婦人科を休診としている。今後も、医療環境の変化に柔軟に対応し地域の医療機関と連携を図りながら効率的な業務運営を行う必要がある。

全国的に医師の偏在傾向は解決しておらず、地方の医療機関にとっては、医師確保が大きな課題である。町立病院では、とりわけ常勤医の確保が大きな課題となっており、令和元年度から山形県医師確保対策による常勤医師の派遣を受けている。このほか、外来診療等に山形大学、新潟大学及び公立置賜総合病院から年間約90人に及ぶ非常勤医師の派遣が欠かせない状況になっている。

医療施設数の水準（令和5年度）

（人口10万人あたりカ所、床）

区分	病院	診療所	病院ベッド数
町	-	-	-
県	6.4	85.9	1324.9
国	6.5	84.4	1191.1

医療施設従事医師、歯科医師数の水準（令和4年度）

（人口10万人あたり人）

区分	医師	歯科医師
町	53.2	26.6
県	239.6	65.1
国	262.1	81.6

（資料：厚生統計要覧、町立病院資料）

(3) 救急医療

町立病院は、救急告示病院として指定を受け、休日や夜間の救急医療にあっていたが、患者数の減少に伴い夜間等の救急患者数が減少する一方で、救急体制を維持するために必要な医師、看護師のほか、レントゲン、検査といった医療技術者などの医療スタッフを常時確保することが困難な状況になってきたため、令和4年4月1日付けで救急告示を取り下げたところである。

しかしながら、救急受診者は、高齢者や小児など、その年齢層は多様である。また、町内者のほか、交通事故、山岳事故など、町外者の受診も多く、救急医療は、“地域の安心づくり”に欠かすことのできない医療となっている。このことから、平日及び祝休日に、時間外救急診療時間を設けて救急患者の対応にあたっている。

町立病院が担う救急医療は一次医療であり、救命救急センターを有する公立置賜総合病院において、専門的で高度な医療を要する患者の対応を行っている。令和6年度における、入院患者の転送を除く小国町から公立置賜総合病院救命救急センターへの救急搬送は224件となっている。また、町内の公共施設では、観光交流施設、スポーツ施設、高齢者福祉施設、救急車が到着するまで相応の時間を要する集落施設などにAEDが設置され、緊急事態に備えている。

(4) 検診体制

総合検診、国保ドック、メタボリックシンドロームに着目した特定健診等の事業を実施し、健康に関する町民の意識高揚を図るとともに疾病予防はもとより、近年増加している生活習慣病に対する早期発見、早期治療に努めている。女性特有の子宮がん・乳がんと壮年期から発生しやすい大腸がんについて、特定の年齢を対象に無料クーポン等を配布し、継続的に受診してもらう機会を設けているが、年齢や健康保険によって対象となる検診項目が異なり複雑なため、町民が理解し受診しやすい環境づくりが必要である。

(5) 保健活動

生活習慣病の発症、重症化予防の取り組みとして、町独自の健康教室を開催し、住民の意識の向上を図っている。しかし、今後さらに各年代における生涯を通じた健康づくりを進めるには、学校や職域と連携した保健活動の拡充が課題である。

さらに効果的、効率的な保健活動を進めるには、健康管理センターを拠点とする「癒しの園」全体での連携が必要であり、また、体力づくりを目的とした活動については、教育委員会との連携が重要である。現在、各地区において健康づくりや食生活改善の普及などをテーマとして地域サロンが開催されているほか、総合型地域スポーツクラブでは、生涯スポーツの普及と実践を目的に各年齢層に応じた企画に多くの人々が参加している。病気の予防や早期発見とともに、健康で潤いある生活を送るためには、対象に応じてこれらの活動との協調が求められる。

(6) 訪問看護

平成11年度から、在宅でかかりつけ医の指示を受けて生活している人々を支援していく訪問看護ステーションを健康管理センター内に設置した。広大なエリアを有する小国町の特性から、通院が困難な患者等に対して訪問看護計画に対応した十分なサービスが展開されている。また町立病院、健康管理センターと併設されているため、利用者情報が共有されるなど、円滑な活動が行われている。平成12年度に106人であった利用者は年々増加していたが、介護施設等の増加の影響から、平成21年度の204人をピークに減少傾向にあり、令和6年度は約168人まで落ち込んでいる。

また、近年は家族形態の変化により、在宅での介護力が大きく低下している現状にあることから、

訪問看護だけではなく、介護の側面からのケアが望まれている。このことから、居宅介護支援機能の充実を目的として、専任のケアマネジャー2名と訪問看護師6名を配置し、体制の強化に努めている。

2 対策

(1) 健康の確保

食生活の改善、健康・体力づくりなどのソフト事業の充実、特に中年層における糖尿病の予防が重要であるため、地域単位等における食生活指導、特定健診の結果に基づく健康・体力づくり等を図っていく。またこれまで同様、第5期健康増進計画に基づき、健康福祉課、教育委員会、町立病院が協力して各年代に応じた総合的なソフト事業を展開していく。また、令和7年5月に民間事業者と健康増進に関する協定を締結したところであり、こうした枠組みを積極的に活用しながら健康づくりに対する意識の高揚を図っていく。

(2) 地域医療

地域医療の中核である町立病院については、町民が安心して生活していくための重要な社会基盤として、その役割を継続的に果たしていけるよう、医療水準や医療分野の適性を探りながら経費節減、医療収益の増収を目標に経営の安定を図っていく。併せて、疾病構造の変化、少子高齢化、医療の高度化に対応した電子カルテシステム及び医療機器の更新を実施するとともに計画的な施設の維持管理に努める。

医師確保については、引き続き山形大学と新潟大学及び山形県に協力を要請し、医師の負担軽減対策も含めた環境整備を行うとともに、多様な手法を図りながら、常勤医や派遣医の確保に努めていく。また、山形大学医学部附属病院及び米沢市立病院、公立置賜総合病院、日本海総合病院、県立河北病院の臨床研修協力施設として臨床研修医の積極的な受け入れを行っていく。

高度医療の提供については、公立置賜総合病院や山形大学医学部との連携を強化し、町民の医療需要に応じていく。特に、二次医療との連携においては、公立置賜総合病院との医療連携システムを活用し町民の健康生活を支えていく。

高齢化の進行に伴い、住み慣れた地域で暮らし続けられる仕組みとしての地域包括ケアシステムの構築・充実が求められている。町立病院は先駆的に取り組んできており、町民の受療行動や疾病構造の変化などを捉えながら今後もその役割を果たしていく。また、人工透析患者の精神的、身体的負担軽減を図るため、町外の人工透析施設への通院送迎や交通費の助成を含め引き続き支援していく。

(3) 救急医療

町立病院は一次医療（地域医療）の担い手であり、急性期医療は公立置賜総合病院等と緊密に連携して提供していかなければならない。公立置賜総合病院をはじめとする置賜二次医療圏内の医療機関相互の医療連携手段として整備された OKI-net を基軸に、町民の医療ニーズの窓口として高度医療への橋渡し機能を発揮し、町民の安心感を高めていく。

(4) 検診体制

町民一人ひとりの状況に応じたサービスの提供が必要であり、町民個々人の健康管理と健康増進、疾病予防に努めるとともに、各種検診事業の受診率の向上を図るため、各地区における健康教室の開催や検診内容の充実、継続的な情報提供を図っていく。また、町立病院の健診部門との連携強化を図り、癒しの園全体で町民の健康づくりを行う基盤の整備に努めていく。

(5) 保健活動

健康管理センターでの保健活動のなかで、体力づくり・運動指導が必要な対象者を把握するとともに、引き続き特定健診における特定保健指導を要する方やいきいきサロンの参加者、食生活改善推進員連絡協議会員などを対象とした健康教室を開催し参加の機会を提供していく。また、教育委員会や地域、職域と連携しながら、幅広い年齢層へ対応した保健活動を行うため、新たな内容と手法について検討していく。

(6) 訪問看護

患者一人を様々な角度からサポートできる体制や基盤強化を図り、関係機関とのより一層の連携を強め、地域包括医療ケアへとつなぐ役割を果たしていく。また、高齢者が明るく活力ある生活を送るために、居宅介護支援機能のより一層の充実に取り組む。町内の広大なエリアを訪問するために適切な人員の確保を図り安定的なサービスの提供に努める。

持続的発展のための分野別目標

事業の目標（成果指標）	基準値（R6）	目標値（R12）
がん検診要精密検査受診率	61.30%	80%

3 持続的発展計画

本計画において、医療の確保に関する持続的発展計画を次のとおり定める。

事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展施策 区分	事業名 (施設名)	事業内容		事業 主体	備考	
7 医療の確保	(1) 診療施設					
	病院	医療機器更新事業		町		
		電子カルテ更新事業		町		
	(3) 過疎地域持続的発展特別事業					
	その他	人工透析患者送迎事業		人工透析患者の医療 機関までの送迎	町	
		小児インフルエンザ予防接種事業		予防接種の費用を助 成	町	
	(4) その他					
		健康増進事業			町	
		がん検診推進事業			町	
		がん患者医療用ウィッグ等購入助成事業			町	
		骨髄移植ドナー助成事業			町	
	重粒子線がん治療患者支援事業			町		
	予防接種事業			町		
	新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業			町		
	総合的な医療確保対策事業			町		

4 小国町公共施設等総合管理計画との整合

医療の確保に関する施設については、町立病院がその中核を担うことから、基本方針を踏まえ、計画的な保全を行う「予防保全型」の修繕により長寿命化を図っていく。

第8節 教育の振興



1 現況と問題点

(1) 学校教育

本町には、令和7年4月現在で小学校2校（単独校1、小・中併設校1）、中学校2校（単独校1、小・中併設校1）が設置されている。

本町の特徴的な教育施策である「白い森おぐに保小中高一貫教育」構想に基づき、15年間の教育課程を系統的、継続的に編成し、「国際・情報・地域学習」の取り組みを強力に進めている。また、コミュニティ・スクール制度は、町内全ての小中高の学校運営協議会が参画する合同学校運営協議会を組織し、白い森地域学校協働本部がコーディネート機能を果たすことで、より多くの町民が関わる「町民総がかりの教育」を展開している。また、県立小国高校では、令和2年度文部科学省の「地域との協働による高等学校教育改革推進事業」に取り組み、個性的な教育カリキュラムの編成を進めているほか、令和3年度より、「高校魅力化事業」の一環として全国各地から地域留学生の受け入れを開始し、さらに令和4年度からは生徒の全国募集を開始している。多様な人財との関わりにより、自ら課題を見つけ、考え、主体的に解決することができる「小国人」の育成を図っている。

さらに、国のGIGAスクール構想に基づき、令和2年度までに1人1台タブレット等を整備し、一人ひとりに個別最適化され、創造性を育む教育ICT環境の実現に向けた取り組みを実施している。

一方、発達障がい等により、学習に支援が必要な児童生徒が増加傾向にあるため、小中学校に学習支援員を配置しているほか、各小中学校に特別支援学級を開設し、支援を必要とする児童生徒へのきめ細やかな対応を図っている。

【児童・生徒数】

児童・生徒数は、昭和40年代以降減少しており、令和7年4月現在では、小学生225人、中学生が156人となっている。就学前児童数等をもみても減少傾向は今後とも続くものと見込まれている。学校別の児童・生徒数は、小国小学校が209人、叶水小学校が16人、小国中学校が145人、叶水中学校が11人となっている。

これまで小学校6校が小国小に、中学校4校が小国中にそれぞれ統合され、学校再編が進められてきたが、少子化はさらに加速しており、将来を見据えた「小国町小中学校教育環境整備方針」を策定するとともに、町全体の近い将来の教育環境整備の議論を重ねており、極小規模校で実践されてきた伝統的な地域との関わりに根ざした教育の良さを確認しつつも、特に人口、児童生徒数の減少に起因する学校を取り巻く様々な変化により、これまでのような学びの実践と学校運営が成り立たなくなっていくことへの懸念が指摘され、新たな教育環境への脱却が求められている。

小学校数と児童数等

(単位：校・人)

区分	学校数		学級数	児童数			教員数	1学級	教員1人
	本校	分校		計	男	女		あたり児童数	あたり児童数
昭和45年	10	5	65学級	1,461	743	718	89	22	16
昭和55年	9	2	46学級	979	483	496	71	21	14
昭和60年	8	1	47学級	881	443	438	71	19	12
平成2年	8	1	49学級	815	417	398	83	17	10
平成7年	8	1	45学級	713	367	346	81	16	9
平成12年	8	1	43学級	620	290	330	79	14	8
平成17年	8	1	42学級	569	311	258	66	14	9
平成22年	6	-	32学級	433	200	233	51	14	8
平成27年	2	-	18学級	376	193	183	27	21	14
令和2年	2	-	19学級	304	150	154	29	16	10
令和7年	2	-	17学級	225	102	123	29	13	8

中学校数と児童数等

(単位：校・人)

区分	学校数		学級数	生徒数			教員数	1学級	教員1人
	本校	分校		計	男	女		あたり生徒数	あたり生徒数
昭和45年	8	-	34学級	886	442	444	69	26	13
昭和55年	7	-	25学級	497	238	259	63	20	8
昭和60年	6	-	21学級	452	234	218	51	22	9
平成2年	6	-	21学級	413	212	201	52	20	8
平成7年	6	-	22学級	383	177	206	60	17	6
平成12年	6	-	20学級	330	165	165	56	17	6
平成17年	6	-	21学級	301	135	166	58	14	5
平成22年	4	-	17学級	277	160	117	45	16	6
平成27年	2	-	10学級	184	95	89	27	18	7
令和2年	2	-	9学級	175	86	89	26	19	7
令和7年	2	-	10学級	156	84	72	29	16	6

(資料：教育振興課)

【教育施設】

平成25年度に統合小学校の母体となる小国小学校を整備し、平成26年4月に開校した。小国小学校は、小国中学校や小国高校、おぐに開発総合センター、町民総合体育館等がある文教地区（岩井沢地内）に建設したことにより本町が進める保小中高一貫教育をはじめ、保育園から高校、生涯教育までの一貫した教育環境が整備された。一方、学校統合により発生した空き校舎については、地域組織による管理運営が行われているが、その利活用と老朽化が大きな課題となっている。

【高校卒業者の進路】

令和6年3月末の高校卒業者の進路状況をみると、卒業生44人中、進学者は25人（56.8%）、

就職者は12人(27.3%)となっている。就職者のうち、町内に就職したのは5人であり、今後さらに地元定着による人材確保等が求められている。

(2) 生涯学習

町民が生涯を通して心豊かで楽しく生きがいのある充実した人生を送るために、主体的に学習し学習を通して喜びや楽しみを実感しながら、その成果を地域活性化に活かす仕組みづくりが重要である。

昭和43年に建設したおぐに開発総合センターは、本町の生涯学習の拠点として年平均約15,000人が利用してきたが、施設機能の不足や施設の老朽化により施設維持が困難な状態である。同センター内には年平均約6,000人が利用する図書室を設置し、約26,000冊の蔵書を有していたことから、(仮称)次期総合センターでは、利用者の多様化するニーズに対応するうえでも、他団体との図書館ネットワークシステムの構築が必要である。

地域コミュニティ機能を補完する施設として、町内2カ所(南部、東部)に地区公民館が設置されているが、(仮称)次期総合センターとの役割や地区公民館そのものの在り方について、検討が求められている。さらに基礎集落には37の自治公民館があり、住民の地域づくりの拠点として活用されているが、少子高齢社会の進行により、集落活動の維持、機能の低下が懸念される。このことから平成31年3月に策定した第3次生涯学習推進計画を基本に、総合センター、地区公民館、自治公民館のそれぞれが持つ役割を明らかにしていく。

【文化財】

本町には、長い歴史と伝統の中で育まれてきた有形、無形の文化財が数多く残されているが、その中でも特に貴重な文化財38点を町の文化財として指定している。そのほか、県の文化財では特別天然記念物として2点、有形民俗文化財として1点の指定を受けている。しかし、文化財の所有者や管理者が高齢化しており、文化財の保全活動が困難になっていることや無形文化財の継承が困難となつつある。

一方、令和6年5月には旧伊佐領小学校を活用した「おぐにふるさと文化館 百石」を開館し、これまで収集した民俗資料を中心に展示して、先人の技や知恵、伝統文化の保護・継承とそれらの発信と活用に取り組んでいる。

【芸術文化】

本町では、文化協会と連携しながら児童、生徒を対象とした芸術鑑賞会として「白い森芸術・文化ふれあい事業」を実施し、質の高い文化に触れる機会を提供し芸術文化に対する意識を高めている。また、町民による文化祭も毎年実施しているが、少子高齢化により文化の担い手が減少するとともに、文化団体の会員の減少が見られることから、芸術文化を継承していく担い手の確保が大きな課題となっている。

(3) 生涯スポーツ

スポーツは、爽快感や達成感、他者との連帯感など精神的充足や楽しさ、喜びをもたらし、心身の両面に渡る健康の保持増進につながる。また、生涯にわたってスポーツを楽しむことは、生きがいづ

くりや健康づくりに極めて大きな意義があるといえる。

本町における生涯スポーツの振興は、令和5年3月に第4次小国町スポーツ推進計画を策定し、「スポーツで『明るい笑顔・さわやかな感動・いきいき地域』の実現」を目標に、生涯を通して楽しめるスポーツ活動の推進、将来に繋がる幼少期のスポーツ活動の推進、スポーツを通じた活力ある地域社会の実現、スポーツを支える人材の確保・育成、スポーツ施設環境の充実を基本方針とし事業を展開している。

コミュニティスポーツの振興においては、本町に結成されている11地区のスポーツ協会を中心に、スポーツ大会等を開催しているが、それぞれの地域では参加者を確保する事が困難な状況が生じており、実施手法等に検討を加えながら開催されている。また、人口減少や生活環境の変化、価値観の多様化等に伴い、住民が主体的に地域スポーツ活動に参加する意欲の低下が感じられるとともに、スポーツ協会の弱体化など組織を支える人材の不足により組織内の新陳代謝が滞り、発展的な活動の展開が見られない等の課題がある。

また、競技スポーツの振興にあたっては、スポーツ協会との連携のもと、令和7年現在15の競技別団体がそれぞれ自主的な活動を展開しているほか、10のスポーツ少年団で157名、町内全児童・生徒の41.4%が活動をしており、これらの団体の活動支援やこれに伴う指導者の育成事業に取り組んでいるが、児童生徒の減少により、チームスポーツなどの人数や年齢に左右される種目については、その編成が困難になっており、競技レベルの低下や子どもたちの選択肢の幅が狭まる事が懸念される。一方で、山形県と新潟県の県境に位置している特性を活かし、柔道、バレーボール、野球等の競技で両県の交流大会が開催されるなど、スポーツを通じた交流事業も行われている。

町内の運動環境においては、昭和54年に完成した町民総合体育館を中心とした、町民プール、町民広場のある二の宮公園エリアと平成元年度から整備を進めてきた町民野球場、テニスコート、陸上競技場、合宿施設アスネットのある総合スポーツ公園エリアが、住民のニーズに対応できるよう配置されている。また平成24年に多目的屋内運動場「あいべ」を整備し、冬期間や悪天候の日でも住民が体を動かすことができるよう対応している。

このような中で、平成21年度に生涯スポーツの普及と実践を目的に、町民が主体的に運営する総合型地域スポーツクラブ「特定非営利活動法人おぐにスポーツクラブ Yui」が設立され、各年代層に応じた多彩なスポーツを提供するなど、生涯スポーツ環境の充実が図られている。特定非営利活動法人おぐにスポーツクラブ Yui は、平成27年度から多目的屋内運動場及び町民総合体育館の指定管理者となり、施設管理とスポーツサービスの提供を一体的に展開している。

2 対策

(1) 小国を担う子どもたちの育成

子どもたちの健やかな成長には、家庭、学校に加え、地域が有している機能や力が不可欠であるため、地域と子どもたちの連携強化を図り、町民総がかりで子どもを育む環境づくりを推進する。子どもたちが自ら課題を発見し解決する力、コミュニケーション能力、物事を多用な観点から考察する力、さまざまな情報を取捨選択できる力の醸成が求められており、「生きる力」を育むとともに、地域社会と連携した教育や地域資源を生かした教育などを通じて「郷土を愛する心」を育む教育を推進していく。

【保小中高一貫教育の推進】

新たな保小中高一貫教育基本構想に基づき、保育園から高校まで連携した教育の実施と地域住民を委員とした小国町合同学校運営協議会の仕組みを活かして、学校・家庭・地域の連携を促進し、本町に受け継がれてきた生活文化や伝統技術、年中行事などの地域文化を系統的に学習しながら、郷土を愛する心を育成していく。また、国際理解教育、情報教育の分野に力を注ぎながら、国際社会においても活躍できる人財を育成していく。また、勤労観や職業観の育成、より高度な専門知識の体験を目的として企業や大学等との交流や連携を推進していく。保小中高一貫教育の最高学府である県立小国高校の魅力向上させるため、高校と町と企業などで構成されているコンソーシアムを母体として、郷土愛を育むカリキュラム開発に取り組み更なる魅力向上を図り、特色ある教育を展開していく。

【支援が必要な子どもに対する対策】

心の問題は、対人関係や社会環境など複層的に不安要因が絡み、いじめや不登校、犯罪の低年齢化などの問題行動に発展する危険性を含んでいる。このことから、学校や家庭、地域、有識者が連携を深めながら、児童・生徒の不安の連鎖を絶ち、健全な心身の成長を支えていくため、教育相談員の配置等相談業務の充実や支援ネットワークの充実を図る。また、学習障害や発達障がい等により支援を必要とする児童・生徒に対し、学習支援員の配置の要請や特別支援学級の設置など特別支援教育の推進を図り、児童・生徒の学習と学校生活を支援していく。

【教育施設の整備】

学校施設は、児童・生徒の学習や生活の場であるとともに、災害時における緊急避難場所や地域コミュニティ施設としての役割も果たすことから、安全で快適な教育環境の確保が重要であり、今後の学校統合の方向について一定の整理を加えながら必要に応じた取り組み等を検討、整理していく。併せて、閉校校舎の現状を踏まえ、地域との協議を進めながら解体や利活用について引き続き検討する。また、学校統合によって学校区が広域化したことから、引き続き利便性の高いスクールバスの整備運行に取り組むとともに、郷土学習、芸術文化活動、部活動での利活用を進めていく。さらに、国のGIGAスクール構想に基づき、令和2年度までに整備した、通信環境や1人1台のタブレット等を適切に管理し、ICTを活用した多様な学習方法を駆使するとともに、校内での職員研修を充実させ、教職員・児童生徒の力を最大限に引き出す取り組みを推進する。

(2) 生涯学習の推進

住民すべての人に活躍の場があり、地域の魅力を伝える人財を生み出すためには、生涯にわたって自発的、主体的学習を促していくことが重要である。そのため住民の多様な学習要求に応えられる学習機会や団体活動の場を提供し、生涯各期（乳幼児期～高齢期）における学習の充実を図る。本町の社会教育事業は「おぐに開発総合センター」を中心に活動が行われてきたが、整備から半世紀が経ち施設の老朽化、住民ニーズの多様化等に対応することが困難であるため、新たに文化・芸術活動の拠点となる（仮称）次期総合センターの整備を進めている。

特に地域を担う若者に対しては、地域づくり、まちづくりへの主体的な取り組みを促進するため

の学びの場を創り、自らのアイデアを実践できるスキルを身につけるなど地域のリーダーとしての役割を担う人財を育成し、持続可能な地域づくりを展開していく。また、生涯学習推進計画に基づき、小国町に伝えられてきた生活文化・生活技術を基調とした学習プログラムを展開し、小国町を担う多様な人財の育成と確保に努める。さらに少子、高齢社会、国際化、ICT化といった取り巻く社会環境に対応した学習機会と「場」の提供を図りながら、多様な世代が出会い、ふれあうことのできる環境づくりに取り組んでいく。

【主体的な学習活動の推進】

生涯学習の推進にあたって、企業や教育機関、民間団体や地域社会相互の連携を深めるとともに、その実践や相談に対応できるよう窓口機能を強化する。また、住民の中には豊かな生涯を送るための知識や技術習得に対する要求が多様化している。こうした状況に対応するため、個々の希望に添ったテーマの学習機会を提供していく。

【地域文化に根ざした生涯学習の展開】

先人が営み、今に受け継がれてきた「ぶな文化」は、生涯学習活動において多面的な効果をもたらす中心的存在であり、学習プログラムには欠かすことのできないものである。この「ぶな文化」の継承と創造的発展は、これからの小国町を築くとても重要な柱であることから、文化財担当の専門職員を配置するなど、生涯学習の展開における取り組みを継続して推進していく。また、旧伊佐領小学校に開設した「おぐにふるさと文化館 百石」を活用し、歴史的価値がある資料の保管と展示を行い、題材として学ぶことにより、町民の歴史への理解や郷土に対する愛着が深まり、地域を支える人財の育成を図る。

【芸術文化の振興】

町民による各種芸術文化にふれる機会を提供し、芸術文化に対する意識の高揚を図る。また、町民の芸術文化に対する関心が個性化、高度化してきていることから、自主的な活動やサークル活動の振興を図り、多様な芸術文化活動の展開可能な環境づくりを推進するとともに、情報提供機能の充実や生活実態にあった圏域における広域的な芸術文化事業の共同開催などを積極的に展開する。さらに、ぶな文化に現代性を加味し、新たな山村文化の創造を図るとともに、ぶな文化に関する情報受発信機能を高めていく。

(3) 生涯スポーツの推進

平成22年2月に設立した総合型地域スポーツクラブ「特定非営利活動法人おぐにスポーツクラブ Yui」やスポーツ推進員と連携し、町民ニーズに応じた各種スポーツ教室や高齢者や障がい者向けのスポーツイベントの開催を行う。また、地区対抗で行うスポーツフェスティバル等のイベントを開催し、スポーツの楽しさを実感する機会を創出するほか、健康づくりへの意識の向上を図る。

競技スポーツの振興にあたっては、町内保育園を会場に運動教室や体力測定を定期的に行い現状把握しながら、幼少期からの体力づくりを推進していく。また、学校からの推薦等により運動能力の高い児童生徒を対象にした走カトレニングを開催し、子どもの適性に合わせて得意分野を伸ばしていく事業を展開するとともに、さまざまなスポーツにおける競技レベルの向上を図る。さらに、ス

ポーツ少年団の指導者を対象に定期的に研修会を開催し指導者の育成を図る。

町内の運動環境においては、小国町公共スポーツ施設検討委員会での検討結果に基づき、人口減少や少子高齢化を踏まえた上で整理、統合、廃止も含めて検討する一方、(仮称)次期総合センター建設に伴い、現総合センターを解体することとなるため、その跡地利用とあわせ、町民プールの改修を検討する。また、多様化する利用者ニーズへの対応策として従来型の行政による施設運営から、民間の柔軟な発想による施設運営への転換を進めていく。

持続的発展のための分野別目標

事業の目標（成果指標）	基準値（R6）	目標値（R12）
地元中学生の小国高校への進学率	25%	40%
高校卒業後の地元事業所への就職者数（小国町出身者）	5人	13人
地域学講座受講者数	26人	34人
3大スポーツ大会参加選手数	659人	600人

3 持続的発展計画

本計画において、教育の振興に関する持続的発展計画を次のとおり定める。

事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展施策 区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
8 教育の振興	(1) 学校教育関連施設			
	校舎	学校消防設備修繕		町
	スクールバス・ボート	スクールバス購入事業		町
		スクールバス運行事業		町
	その他	I C T活用推進事業		町
	(3) 集会施設、体育施設等			
	集会施設	次期総合センター管理運営事業		町
	体育施設	体育施設管理事業		町
	(4) 過疎地域持続的発展特別事業			
	義務教育	要保護及び準要保護児童就学援助事業	就学が困難な児童の保護者に対する援助	町
		要保護及び準要保護生徒就学援助事業	就学が困難な生徒の保護者に対する援助	町
	その他	小国町保小中高一貫教育支援事業	保育園から高校までの一貫教育の推進	町
	(5) その他			
		学校保健管理事業		町
		学校教育研究所活動支援事業		町

持続的発展施策 区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
8 教育の振興	(5) その他	閉校校舎維持管理事業	町	
		コミュニティ・スクール推進事業	町	
		特別支援教育推進事業	町	
		留学生受入事業	町	
		学校給食管理事業	町	
		小学校一般管理費	町	
		小学校保健管理事業	町	
		小学校臨時修繕事業	町	
		白い森学習推進事業等支援事業	町	
		小学校教科書改訂事業	町	
		社会科副読本作成事業	町	
		教育教材整備事業（小学校）	町	
		中学校一般管理費	町	
		中学校保健管理事業	町	
		中学校臨時修繕事業	町	
		白い森学習推進事業補助金事業	町	
		中学校教科書改訂事業	町	
		小国中学校吹奏楽用楽器整備事業	町	
		教育教材整備事業（中学校）	町	
		青少年健全育成事業	町	
		公民館経営事務事業	町	
		おぐに開発総合センター跡地利用整備事業	町	
		生涯スポーツ振興事業	町	
		競技スポーツ振興事業	町	
		町民プール管理運営事業	町	
		町民プール改築整備事業	町	
小国高校魅力化支援事業	町			
白い森地域学校協働活動推進事業	町			

4 小国町公共施設等総合管理計画との整合

教育の振興に関する施設については、教育関連施設及び集会施設の整備が必要となる。公共施設等総合管理計画の基本方針を踏まえ、教育関連施設については、統廃合により休校となった校舎の利活用について地域との協議を進めながらも、老朽化の著しい施設は解体の検討を行い施設総量の縮減を図っていく。また、新耐震基準以前に建設した施設のうち、利用状況や重要度の高い施設については、耐震化を図っていく。

集会施設として利用している総合センターについては、新たに整備している（仮称）次期総合センターの本格運用までの間、現在の施設を利用することを考慮し、管理に努める。

第9節 集落の整備



1 現況と問題点

本町は、荒川、横川、玉川に沿っておよそ100もの集落が点在している。このため、本町では昭和41年の「生活圏整備構想」から「産業圏整備構想」へ、さらに「自然教育圏構想」、そして「ぶな文化交流圏構想」という振興方針をまちづくりの中心に据えて、集落の整備を図ってきた。

「生活圏整備構想」以来、継続して集落の整備に取り組むことで集落機能の維持や保全を行い、住民の安定した生活の確保を進めてきている。元々は主たる生業であった農林業などの生産活動を通じて、生活と生産そして文化が一体となった地域コミュニティが形成されてきたが、明治期における町村制の施行による旧村単位（小国本村、北小国村、南小国村、津川村の4村）や、「生活圏整備構想」で示している生活圏域を一つの単位として、時代の変遷と共に基本的な生活の維持がなされてきた。

また、地域自治活動や地域文化の継承などの集落機能については、未だに多くの基礎的な集落単位において保全されており、これらの活動は住民の多くがその重要性を認識し、参画意識を有していることから、今後、当面は維持されていくものと期待されるが、急激な人口減少や少子高齢化の進行による地域コミュニティへの影響は否定できず、その対応に向けた様々な取り組みを進めると共に、生活圏と一体となった地域づくりの基盤を再び構築する必要がある。また、少子高齢化による小中学校の統廃合に伴い、これまで学校を中心として形成されてきた地域コミュニティ機能が失われつつあることから、新たな地域づくりの仕組みを検討する必要がある。

これまでも一つの集落や複数の周辺集落からなる圏域や職域の主体的な活動を支援するため、本町では昭和59年に「むらおこし総合助成制度」を創設し、地域の活性化を促進してきた。これは、平成元年度からの「ふるさと創生事業」に引き継がれ、現在では「ふるさとづくり総合助成事業」として、圏域や職域のふるさと計画づくりやこれに基づく実践活動を支援している。これまでの事業内容は、公民館建設、生活水路や公園の整備、伝統芸能の復興、海外研修などのハード、ソフト両面にわたるコミュニティ活性化事業が展開されてきた。また、公・共・私の役割分担を明確にし、さらに実効的な支援を行うため、平成13年度に「コミュニティ道路整備事業」、平成14年度には「農村の暮らしづくり総合助成制度」を創設し、地域がより一層、自主性や主体性を持った活動を行うことのできる環境を整備してきた。また、平成22年度から「緑のふるさと協力隊」を、平成24年度からは「地域おこし協力隊」を各地区へ配置し、集落支援や地域活性化のあり方を模索しながら、地域活動の促進を図っている。

(1) 人口減少や少子高齢化の進行

人口減少や少子高齢化の急激な進行は本町に深刻な影響を与えており、特に集落に対する影響は極めて大きなものがある。町内でも近年、住民がいなくなってしまう集落や、数戸しか残っていない集落、ある程度戸数はあるものの高齢化の進行により、お祭りや盆踊り、共同作業などに支障をきたす懸念がある集落があり、地域コミュニティ機能の低下が著しくなっている。そのため、農地や山林の管理、施設の管理、除雪など、様々な分野で課題が生じており、人口減少社会に適した地域社会の構築が求められている。

こうした状況については、常にその実態を把握しつつ、多様な人々との交流・連携・協働の積極的な推進や集落同士の支えあいなどの取り組みを住民と行政、民間が一体となって展開することによって、集落を見守り支える仕組みをつくと共に、高齢者の買い物や子どもの見守り機能などを集中した拠点の整備を進め、その集落における安定した生活の維持、確保を図る必要がある。

（２）集落の衰退による環境の衰退

本町は飯豊連峰や朝日連峰を代表とする豊かな自然環境に囲まれており、特にブナの森は全国有数の規模を誇っている。本町の人々はその自然の恵みを持続的に享受するために、自然の条件に歩調を合わせながら、一方で、自然に対し意識的に手を加えて、その環境をつくり、維持、保全すると共に自然との共生と循環の知恵や生活文化を長い時間をかけて育んできた。

一方、現代社会において、大量生産、大量消費の社会システムが、地球環境に深刻な影響を及ぼしており、現在、地球規模での環境問題が叫ばれている。これは、これまでの公害問題と違い、CO₂などの温室効果ガスの排出による地球規模での気候変動をはじめとして、大気汚染や水質汚濁、大量の廃棄物の処理問題など、より広域的に、そしてより複雑化してきているものでもある。また、社会環境やライフスタイルの変化に伴って、これまで人間と自然とのかかわり合いの中で保全されてきた里地里山が荒廃してきている。

山村集落の衰退は、環境に過剰の負荷を与えずに自然と多様な動植物と共に生きてきた知恵と技の衰退であり、先人達から受け継いできた国土や景観の崩壊を招くものである。本町の特性である豊かな自然環境の保全に向けた取り組みを進めることは、時代の要請に当てはまる動きであり、都市的な生活スタイルが象徴する経済至上主義の価値観にとらわれることなく、持続的な地域環境を適切に保全し、豊かな地域社会を構築していくことは、重要な意味を持つものである。

２ 対策

地域づくりを推進するうえで、本町を６つの地域（中央地区、沖庭地区、北部地区、南部地区、東部地区、白沼地区）に区分けし、中央地区における地域の考え方を整理するとともに、それぞれを一定の地域コミュニティとする基本単位としながら、各地域の地形や歴史、文化などの実態に即した推進を図ることにより、集落機能の維持や保全、生活の支えあいなどを可能とする仕組みづくりを進める。具体的な取り組みにあたっては、次の視点を基本とした展開を図ることとする。

（１）地域づくりにおける交流・連携・協働の促進

地域づくりの推進や集落の力を維持していくため、住民や行政、民間、さらには地域外の人々との交流、連携、協働を図るとともに企業や大学、NPOなど一定のテーマを持って直接結びつくことも必要である。中でも外部的な補完機能として、NPOやボランティア団体などの組織化を支援し、連携しながら持続可能な地域社会を築いていく。こうした交流、連携、協働の前提として、地域の住民が自らの地域に対する価値観を再認識し、自信と誇りを持って、主体的に課題解決や地域づくりに取り組むことが大切であることから、地域にある様々な資源の見直しや再評価を行う地元学の展開など、住民が主体的に活動できる機会をつくることに努める。

(2) 集落整備にかかる施策の方向

【産業の振興】

地域づくりにおける地域資源、地域特性を再確認し、それぞれの圏域の中で創意工夫しながら、地域外からの観光交流などの人の流れを促進し、本町全体のブランド化を進める地域総合商社などと連携しながら、持続可能なコミュニティビジネスが形成できるような産業振興を目指していく。また、見守りや宅配など、地域の困り事をビジネスチャンスと捉え、新たな雇用や産業につなげる仕組みを構築していく。

【生活基盤の整備】

地域づくりは、生活圏とほぼ一体となる圏域としてとらえられることから、域内道路の整備や圏域を結ぶ道路整備のほか、防災対策、地域公共交通体系の整備、廃棄物の収集や運搬、処理、さらには水道施設や生活排水施設の整備など、安定した生活に欠かせない生活基盤の整備を着実にやっていく。

【移住交流の推進】

多様な地域間交流を実現するため、本町ならではの人や技、知恵などを交流の資源として再評価し、継続的な交流活動の素材として活用する仕組みと、その交流を支える基盤を構築する。そのうえで、地域を知る機会を提供するための交流事業や、地域コミュニティへの積極的な参加を促進する活動を展開するとともに、既存施設の活用なども視野に入れながら、交流空間、連携や協働の拠点をつくり、地域活力の増進を図っていく。

また、令和元年度に実施された「新しい日常における森林活用の意向調査」によれば、農山村への移住定住の意向率は24.4%であり、約4人に1人は農山村への移住の意向を持っていることが明らかになっており、その理由として、自然あふれた環境で生活したいという回答が突出して高くなっている。加えて農山村の就労への意向については、移住定住時の希望業種として、農業が最も高くなっており、次いで、第3次産業、林業、IT・情報産業関連となっている。なお、重視する仕事の条件としては、勤務時間にとらわれない働き方や労働時間の短縮、やりたい仕事があったなどが上位にあがっており、新型コロナウイルス感染症を契機とした社会環境の変化により、農山村が持つ魅力への関心が高まってきている。

このような中、森林空間を活用した観光交流事業の推進や、これまで進めてきた都市部の利便性とは異なる豊かな暮らしの提案や、その発信を積極的に展開し、田園回帰の受け皿としての移住環境整備を図っていく。そのために新規就農者の支援や起業創業支援事業、空き家活用に係る住宅支援などに取り組んでいく。

さらに、四季折々の仕事を組み合わせて行うマルチワークによる自然と共に暮らす小国らしい働き方を提供しながら、移住定住施策として事業展開することにより、都市部の農山村へ関心がある若年層の移住定住に繋げ、地域の担い手として確保し、地域コミュニティや経済を活性化させる取り組みを行っていく。

【支えあう地域社会の再構築と集落機能の維持・保全】

高齢者が豊かな経験と知識、技術などを社会で一層発揮できるよう、地域づくりにおける活動拠点を整備するとともに、地域や集落において高齢者を見守り、支えていく仕組みをつくりあげていく。また、子育てについても地域全体で関わっていくために、子育て家庭に対する支援の充実を図ってい

く。こうした多様な主体の結集による支えあいの仕組みを通じ、集落に住む人々が安定した暮らしを維持することができるよう生活の一体性の確保を図ることとする。また、地域づくりにおける集落同士の結びつきや、民間団体、NPOなどのほか、地域外の人を含めた多様な主体による取り組み、さらにはそれを可能とする人財育成に向けた支援、そして、農用地や農業施設などの協働での維持管理の仕組みなど、新たな手法を活用しながら集落機能の維持や保全を図っていく。さらに、集落を見守り続けていくための取り組みとして「緑のふるさと協力隊」の受け入れをはじめ、「地域おこし協力隊」などのさらなる導入を進める。そして、地域における高齢者の買物支援や子どもの見守り機能、域内交通の集約など、機能を集中した「小さな拠点」の整備を検討し、集落の維持と活性化を図るほか、現在、東部地区で進めている「にっこリンク（*1）」の取り組みをモデルとして発信しながら、広がりを持った活動に繋げていく。一方、今後の人口減少、少子高齢化の状況によっては集落機能の維持に著しく困難が生じていくことも想定されるため、これからの地域社会のあり方をともに考える機会を提供し、必要に応じた個別の支援策などによる対応に努める。

*1 にっこリンク

・・・東部地区で展開している住民による日常生活（ゴミ出し、カーシェアリング等）助け合いの取り組み

【環境にやさしい循環型社会の構築】

本町が有する広大な森林を始めとした豊かな自然環境には水資源や森林資源など自然エネルギー資源が豊富に温存されている。こうした資源の有効活用に向けて、公共施設における木質バイオマスエネルギーの多角的な活用や雪氷冷熱の利用、農業用水等を利用したマイクロ水力発電の導入などのモデル事例を構築し、民生部門への波及を促すことで、活用可能な新エネルギーの積極的な導入の拡大を図っていくとともに、生ごみの堆肥化や日用品のリユース、リサイクルなどの資源循環の取り組みを展開し、環境負荷の小さい地域構造の構築を進める。

さらには、自然と共にある住民の生活、その生活によって育まれた文化や技術などが本町の優れた農山村景観をつくってきたことを改めて認識し、国外資本による大規模な山林取得や水資源を求めた開発など、今後想定される課題に対応しながら、それを守り、伝えていくための取り組みを展開し、美しい田園風景や里山景観の保全を図っていく。

また、現在のような環境の時代に本町が果たすべき役割やその取り組みを広く地域内外に発信し、その考えに同調、共鳴する企業、大学等との連携による環境保全、景観保全を展開していくこととし、特に農地や森林の管理、再生可能エネルギーの導入とそれを活かした産業振興などを通じた企業や都市部との結びつきを模索するなど、新たな手法による取り組みを検討し、環境保全を切り口とした都市と農山村の協働・交流・連携を推進していく。

こうした取り組みとともに、ごみの減量化や省エネルギー、節電等を意識した、環境にやさしい小国らしい暮らし（小国ライフ）の普及と推進を図り、地域全体で環境保全の取り組みができるような仕組みの構築を進め、環境持続性の高い安全で先進的な地域に居住する誇りというべき地域のアイデンティティを醸成していく。

【行政の総合的展開】

地域づくりにおいて、様々な主体の関わりによって集落整備や集落機能の維持、保全を進めていくにあたっては、これまで以上に地域と密着するなど行政も一体となった展開を図ることとし、まちづくりパートナーシップモデル事業などに取り組みながら、地域と行政の協働を前進させていく。

そのうえで、行政サービスの総合化（全体的な雪対策、保健・福祉・医療・消防との連携等）や各分野が相互に関連した総合的な施策を推進するとともに、既存の集落における組織と連動し、きめ細かな対応ができる仕組みづくりに努め、より効果的なサービス提供に結びつけていく。

また、地域づくりを推進するうえで、その先導役となるリーダーが重要であることから、その育成に向け、20代から30代を主な対象とした研修制度の創設や地域づくり研修会への参加を促していく。

持続的発展のための分野別目標

事業の目標（成果指標）	基準値（R6）	目標値（R12）
緑のふるさと協力隊員数（累計）	19人	25人
地域おこし協力隊員数（累計）	18人	30人

3 持続的発展計画

本計画において、集落の整備に関する持続的発展計画を次のとおり定める。

事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展施策 区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
9 集落の整備	(2) 過疎地域持続的発展特別事業			
	集落整備	集落活動維持保全事業	緑のふるさと協力隊の受け入れ	町
	(3) その他			
		駐在員設置事業		町
		ふるさとづくり総合助成事業		町
		空き家利活用事業		町
		地域づくり支援員導入事業		町
		地域と職員のパートナー事業		町
	協働による地域デザイン事業		町	

4 小国町公共施設等総合管理計画との整合

集落の整備に関し、必要な事項に関する施設については、公共施設等総合管理計画の考え方を踏まえ進めていくこととする。

第10節 地域文化の振興等



1 現況と問題点

本町には、先人たちが自然と向き合った生活の中で、その意志と努力によって育まれてきた独特の生活文化や生活技術である「ぶな文化」が残されている。それは、例えば、山に入って山菜やキノコを採り、それを調理、保存することや、マタギに代表される狩猟の技術と規律、様々な樹種の性質を巧みに使った木地づくりやつる細工に見る木地文化などであり、こうした自然との営みの中から豊作や豊猟を祈願する舟渡の獅子踊りや古田歌舞伎に代表される農民芸能が生まれてきた。これらの地域文化や伝統は効率性が追い求められる都市的な価値観とは対極にある貴重な価値観を有するものである。

しかし、情報通信の発達や地域間移動の拡大、社会における価値観の多様化などによって、集落を取り巻く環境と住民の生活様態は大きく変化を遂げており、少子高齢化による地域の担い手の減少が進む中、こうした農山村の文化には、徐々に衰退し、受け継がれないまま姿を消したものもある。

一方で、環境問題に直面した世界の価値観が、近代における自然を支配する論理から自然と共存する論理へとシフトしており、それに伴い、我が国における国土保全や食料生産などの多面的な機能を有する農山村は、他には代替することのできない重要な役割があり、その貴重な価値観を守りながら、後世に残していくべきものとして、評価されてきている。

さらに、住民が主体的に取り組むまちづくりの場においては、その地域に根ざした独自のまちづくりの方法、すなわち、地域資源の発見と活用の手法が求められており、それは必然的に地域固有の歴史と文化を見直すことと結びついている。「ぶな文化」が様々な要因により失われつつあるという危機意識を持ちながら、新たな時代の要請に応じていくため、積極的に地域文化や伝統を後世に受け継いでいく努力をすることが現代に生きる私たちの使命である。

2 対策

豊かな人間性や自然と共にある暮らしに裏付けられた「ぶな文化」の知恵と技を次世代に継承していく過程において、人と人のつながりや、共に支えあう関係性を再び構築し、持続可能な地域社会の形成に結びつけていく。さらに、知恵と技の継承は、自らが住む地域を学び、理解することにも通じるため、故郷に熱い情熱と誇りを持ち、新しい時代を担う人財の育成や教育の基盤にしていくことが必要とされている。

また、本町ではそれぞれの集落において、様々な生活文化を有しており、その文化性を評価していくという視点を持ちながら、その展開を図っていくことで、「ぶな文化」の存在を誇りとして、ブランド化することにより、地域間の交流や産業の振興にもつなげ、地域文化や伝統を継承できる持続可能な仕組みをつくっていく。

加えて、文化財の所有者や管理者が高齢化しており、文化財の保全活動が困難になっていることや無形文化財の継承が困難となりつつあることから、地域文化や伝統の担い手としての人材育成への取り組みや、無形文化財を記録として保存していくことを検討していく。

「ぶな文化」を発信していく中心拠点として、本町の魅力ある地域文化や伝統を継承していく仕組み

をつくる必要がある。このため、「おぐにふるさと文化館 百石」を活用し郷土学習や生涯学習の場として利用していくことで、歴史に対する理解や郷土への愛着を深めることにより、地域に住む人々が関わり合いながら、本町の将来を担う人財の育成を進めていく。

さらに、地方創生を推進していくために、文化や教育、子育てなどの複合的な機能を有する地域づくりの拠点として整備している（仮称）次期総合センターを中心に、人財の育成や交流を活性化させ、地域コミュニティ活動などの展開を支えながら、地域が一体となって、「ぶな文化」の継承に取り組むことができる場をつくっていく。

（１）地域文化継承のための担い手づくり

「ぶな文化」とは、縄文の時代から受け継がれてきた生活文化や生活技術、マタギの狩猟に見る山の規律、落葉広葉樹の森と木地師の文化、山の神信仰と暮らし、これらを培ってきた豊かな自然、独特な産業構造など人々の暮らしを支えてきた有形、無形、静的、動的な文化の総称である。

これまで受け継がれてきた「ぶな文化」を評価、保存し、次世代に継承していくために、地域の中だけでなく、協働人口を始めとする地域外の人々と協働しながら地域づくりや地域文化の継承に関わることのできる仕組みづくりを進め、その仕組みを中心に地域文化や伝統の継承のみに留まることのない、新たな文化の創造に結びつけていく。

（２）歴史民俗資料や文化財の管理

生活文化や生活技術の継承にあたっては、それを物語る残された貴重な資料を後世に引き継いでいく必要がある。また、人口減少が進む集落にあって、集落の成り立ちや歴史を動画なども含めてアーカイブとして記録していくことが重要である。このため、「おぐにふるさと文化館 百石」の取り組みの中で、これまで収集した民俗資料などとあわせて、新たな資料の収集を進めながら、魅力のある農山村の暮らしや文化を展示できる場をつくり、地域内外へ効果的に発信できる方法を検討していく。

（３）「ぶな文化」発信拠点の整備

現在も残る貴重な生活文化や歴史を、本町固有の地域資源として発掘し、豊かな自然と文化の魅力を地域内外へ発信すると共に、教育活動や交流活動を中心として、人財の育成や交流を通じ、地域文化や伝統を後世に継承していく地方創生の拠点として、「おぐにふるさと文化館 百石」と「（仮称）次期総合センター」を活用していく。

持続的発展のための分野別目標

事業の目標（成果指標）	基準値（R6）	目標値（R12）
おぐにふるさと文化館「百石」入館者数	628人	600人

3 持続的発展計画

本計画において、地域文化の振興等に関する持続的発展計画を次のとおり定める。

事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展施策 区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
10 地域文化の振 興等	(3) その他	文化財保護事業	町	
		生涯学習講座開設事業	町	
		文化振興事業	町	
		文化財補修事業	町	
		おぐにふるさと文化館管理運営事業	町	
		文化公演開催事業	町	

4 小国町公共施設等総合管理計画との整合

地域文化の振興等に関する施設としては、公共施設等総合管理計画の基本方針を踏まえ、旧校舎を活用した「おぐにふるさと文化館 百石」と複合的な機能を有する「(仮称)次期総合センター」の適正な規模による整備を進めていく。

第11節 再生可能エネルギーの利用の推進



1 現況と問題点

小国町は広大な森林をはじめ、豊かな自然環境を有しており、その中には水資源、森林資源など自然エネルギーの資源が豊富に温存されている。この資源を有効に活用することにより、再生可能エネルギーの利用推進を図っており、特に木質バイオマスエネルギーの熱利用導入を積極的に進めてきたところである。

平成18年度においては、地球温暖化の原因となる化石燃料から、森林資源を活用した木質バイオマスエネルギーへ転換するための方策を取りまとめた「小国町木質バイオマス利用計画」を策定し、翌19年度、その計画を基に「公共施設における木質バイオマスエネルギー導入事業」として事業化している。これは、それまで重油ボイラーを熱源として温水供給していた役場庁舎の暖房、駐車場等の消雪について、木質チップボイラーに転換し、温室効果ガスの削減に取り組んだものである。また、木質チップボイラーの燃料を間伐材や林地残材等を利用した木質チップとし、町内事業者によるその生産体制の整備もあわせて進めたことから、未利用資源の活用に加え森林保全や新たな産業振興にもつなげていくことができる取り組みとして展開してきた。

役場庁舎・木質チップボイラー 木質チップ・重油使用量

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
木質チップ (t)	387.85	533.72	475.97	586.53	761.7	752.46
重油 (kl)	250	160	232	212	246	186
	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
木質チップ (t)	839.18	770.91	675.79	808.33	675.32	631.19
重油 (kl)	138	114	120	140	166	54
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
木質チップ (t)	564.64	448.66	428.08	533.94	355.08	
重油 (kl)	168	140	116	110	160	

* 平成19年度以前の重油使用量：平均332kl

(資料：総務課資料)

さらには、平成26年度に開校した新小国小学校においても、暖房、給湯に利用する熱源として木質チップボイラーを整備したほか、道の駅にペレットストーブ、薪ストーブを導入し、公共施設における木質バイオマスエネルギーの利用促進を図っている。加えて、一般住宅におけるペレットストーブ等の燃焼機器の設置に対し継続的な支援を行い、広く利用が図られるようその拡大にも努めてきたところである。

一方、その他の再生可能エネルギーの利用については、太陽光発電システムの導入を進め、役場庁舎、小国小学校、道の駅にその設備を設置している。

他にも民間事業者が中心となり、再生可能エネルギーに関するイベントやシンポジウムを開催するなど、町民における意識の向上や気運の高まりが見られるようになってきている。その他、民間事業者等によ

る新たな水力発電施設の整備が実施されており、現存する施設とあわせ、水資源を活用した再生可能エネルギーの導入促進が図られている。

その後においても、公共施設における再生可能エネルギーのさらなる導入に向け、平成27年度に再生可能エネルギー導入可能性調査を実施し、具体的な公共施設を対象に木質バイオマスエネルギー等の活用手法、エネルギーシミュレーション、コスト等の分析、検討を進めているほか、町内における小水力発電のポテンシャル調査等もあわせて整理している。また、平成29年度には、木質バイオマスエネルギーの賦存量を改めて調査し、それを基にした持続的な森林マネジメントを目指した活用方法等を検討しているほか、令和5年度においては、地域脱炭素実現に向けた再生可能エネルギーの最大限導入のための方向性とそのシナリオを検討する脱炭素推進事業に取り組んでいる。

しかしながら、整備事業費や管理経費の捻出、効果が実感しにくい等の要因から、こうした調査を踏まえた実際の取り組みには至っておらず、その具体化が課題となっている。特に、木質バイオマスエネルギーのさらなる活用に向けて重要となる、全体的な森林利用の方向性や推進方法等にかかる調整には時間が必要である。さらに、一般住宅におけるペレットストーブ等の設置についても、その数は減少傾向にある。ただ今後、脱炭素社会の実現を目指していくためには、これまで検討してきた、実現可能な取り組みを中心に着実に進めていくことが求められる。町内では燃焼機器の販売等を手がける事業者が精力的な活動を展開しており、こうした関係者等と緊密に連携しながら、多様な手法によって、本町の地域資源を最大限に生かした再生可能エネルギーの一層の利用推進を図る必要がある。

2 対策

国では、2020年10月、2050年までに温室効果ガスの排出量を実質ゼロにする目標を掲げ、現在、脱炭素社会の実現を目指し政策推進を図っている。2020年以降の地球温暖化対策の国際的枠組みを定めた、2016年発効の「パリ協定」を受け、同年日本では中期目標として、2030年度の温室効果ガスの排出を2013年度の水準から26%削減することが目標として定めたが、その後2021年4月には、46%削減と目標数値を大幅に引き上げるとともに、同年5月には2050年カーボンニュートラル宣言を基本理念とした改正地球温暖化対策推進法を成立させ、そのための工程表を策定するなど、取り組みを加速化させている。

こうした状況を含め、これまでの実績や実施してきた調査などを踏まえ、小国町において再生可能エネルギーのさらなる利用推進、普及拡大を図ることにより、地域における脱炭素の実現に近づけていく。そのためには、本町における再生可能エネルギーの導入目標を定め共有化を進めるとともに、効果の「見える化」を図ることが重要である。また、目標を定め地域において一層の利用推進に取り組むには、民間と行政がさらに連携できる体制の整備とあわせ、町民や民間事業者等との合意形成が不可欠であり、それを円滑に進めるための戦略づくりを展開しながら、自然や環境にやさしい、小国らしい暮らしのあり方を提案する一体となった取り組みにつなげていくこととする。

一方で、再生可能エネルギーの普及拡大には、地域経済の活性化、産業振興等に結びつくことが背景として求められることも認識しながら、未利用資源等の具体的な活用策を検討、明らかにするとともに、必要に応じた町内事業者等の活動支援や一般住宅への再生可能エネルギーの導入促進、再生可能エネルギー施設の導入促進地域設定の検討などを行い、地域内での循環を目指した事業展開に努める。

脱炭素を図るために取り組む再生可能エネルギーの導入促進は、本町の魅力向上と地域の価値を高める要素になることから、地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の策定を検討するほか、2050年のカー

ポニュートラルを目指す「ゼロカーボンシティ宣言」(*1)も視野に入れ、新たな時代のまちづくりにおける重要施策の一つとしての取り組んでいくこととする。

*1 ゼロカーボンシティ宣言

- ・・・2050年に温室効果ガスの排出量または二酸化炭素を実質ゼロにすることを旨を公表した地方自治体。2025年9月時点で全国1,188自治体(46都道府県、660市、22特別区、399町、61村)、山形県内では25自治体が表明している。

持続的発展のための分野別目標

事業の目標(成果指標)	基準値(R6)	目標値(R12)
公共施設に設置した木質バイオマスエネルギー設備(累計)	4	5

3 持続的発展計画

本計画において、再生可能エネルギーの利用の推進に関する持続的発展計画を次のとおり定める。

事業計画(令和8年度~12年度)

持続的発展施策区分	事業名(施設名)	事業内容	事業主体	備考
11 再生可能エネルギーの利用の推進	(1) 再生可能エネルギー利用施設			
		温水造成供給事業	町	
		公共施設等におけるZEB化推進事業	町	
	(3) その他			
	地域再エネ導入戦略策定事業	町		

4 小国町公共施設等総合管理計画との整合

再生可能エネルギーに関する施設については、建物の新規整備との位置付けだけでなく、既存施設に付帯する設備整備も検討する。いずれの場合も、公共施設等総合管理計画の考え方を踏まえ進めていくこととする。

第12節 その他地域の持続的発展に関し必要な事項



1 現況と問題点

(1) 白い森まるごとブランド構想の推進

小国町には、生きるための知恵と技、そして資源があふれている。季節に応じ、気候と向き合いながら、農地を耕し、山野の恵みを利用し、また食物を採取し、そして暮らしの道具を作ってきた。また、白い森が培う豊かな水資源を活かして誘致した中核企業は、80年以上の歴史を有する世界トップレベルの先端技術産業として町内経済を牽引している。このように、小国の先人たちは、その時の自然とのつきあい方や、その場面に応じた知恵と技の組み合わせによって、農山村の新しい可能性を広げてきた。本町が有する森、水、土、動植物、それらを最大限に活かして生産されている地場産品や工業製品も、さらには風土に根ざした暮らしの技や文化、そしてそれらを生み出し、受け継いできた小国の人財なども、すべて価値のある地域資源として広く内外に発信する「白い森まるごとブランド構想」をまちづくりの基本理念に、選んでもらえる取り組みを展開することとしている。これにより、外部からの評価を獲得し、町全域に人財や活力を呼び込む潮流を生み出すとともに、町民である自分たち自身が白い森の国の誇りを再認識し共有することで、「白い森の国おぐに」に暮らすことの価値や幸福感を高めていくことにつながるものである。

町ではこのブランド構想に基づいて、平成29年4月、組織機構の改正により「白い森ブランド戦略室」を設置し、当室を中心に多様な地域資源のブランド化にかかる施策を戦略的に進めている。

まずは“白い森”を広く認知できるようロゴマークを設定し、各種物品や多様な場面で活用しながらブランドイメージの定着を図ったほか、ブランド化に必要な“白い森”の商標登録やブランドストーリーの構築を進めた。また、認知度の向上や、町民によるブランド化の取り組みへの支援、白い森ブランドの商品、サービスの拡充などを効果的に展開するため、地域総合商社を設立し、「白い森まるごとブランド構想」実現の中心的な機能を有する組織として活動している。さらには、地域総合商社と役割分担しながら、地域資源を活用した新たなお土産品、特産品などの開発に加え、町内外におけるイベントへの出展、参加などを通じたPRなど、ブランド構想の推進に努めている。

こうした取り組みにより、認知度の高まり、町民による活動の活発化など着実に効果が表れている。一方、地域資源のさらなる活用、事業者間の連携強化などに関してはまだ課題があるため、今後その対策が求められる。また、「白い森まるごとブランド構想」では産業分野を超えたブランド化の推進も目指しているため、具体的な取り組みや手法の整理と連携体制の構築などを図り、「地域価値」を高めるまちづくりにつなげていく。

(2) アフターコロナ時代のまちづくりとSDGsの推進

2019年の終わりに発生した新型コロナウイルス感染症は、瞬く間に世界中に感染が拡大するパンデミックを引き起こすとともに、地球規模において人々の生活、経済活動、医療などに衝撃的な危機をもたらした。その後、ワクチン接種などにより収束し、現在は季節性インフルエンザと同等の5類感染症と

なっている。ただ、新型コロナウイルスをきっかけとした感染拡大防止を図るための新しい生活様式は未知のウイルスへの対応も含め今後も必要とされ、私たちの生活、仕事などは全般的に大きな転換期を迎えている。

こうしたニューノーマルを意識した行動が求められる現在にあって、まちづくりを着実に前進させるためには、的確に対応できる柔軟性をもちあわせることが重要であり、新たな生活様式に照らし合わせながら、これまでの取り組みを改めて検証することが大切となる。そのうえで、変容を受け入れ、その時々にあわせた対応を図りつつ、さらに新たな手法や技術も活用し、進むべき方向を目指していくこととする。

また、アフターコロナ時代における地方創生に向けた取り組みにおいては、国連が定めたSDGs（持続可能な開発目標）の理念を踏まえた持続可能なまちづくりに努めることも効果的な方策とされている。SDGsには、健康、福祉、産業、経済、社会、環境などにまたがる17の目標と169のターゲットが設定されており、それぞれを読み解きながらまちづくり全般をはじめ町民生活、経済活動などに落とし込むことで、現状の課題相互の連関性を認識するとともに解決の新たな視点を与えてくれる。

一方で、SDGsという言葉の認知度は向上していると考えられるが、本町内に限らず、その内容や意味、意義などについて十分に浸透しているとはいえないのが実態である。したがって、SDGsに向けた行動、活動等に関する継続的な情報発信等により理解を深める努力を図り、それを基盤にSDGsの実践や具体的な取り組みのデザインにつなげていくことが重要である。

（３）男女共同参画の推進と結婚支援

平均寿命の伸び、高学歴化や社会的自立意識の高まりなどによって、ライフスタイルが変化しつつあり、就業や社会活動などにおいて、女性の社会参画が進んでいる。特に本町では共働き率が高く、少子高齢化の進行に伴い、生産を支える人口の割合が減少していく中で地域社会における女性の役割はますます重要なものになっている。住民生活の全般にわたって、女性と男性がともに活躍できる場所や機会を創っていくことが、地域社会の持続的な発展に貢献していくための環境整備が必要である。

また、人口減少・少子高齢化の進行に歯止めをかける為、結婚を望む方々に対する出会いの機会拡大に努めていくことも重要である。

（４）持続可能な行財政運営

人口減少社会、超高齢社会の中、住民ニーズの多様化、業務の複雑化などにより、行政サービスの質を維持、向上させるには、これまで以上に内部の業務改善や人材育成などに取り組むことが求められるが、現在においてはそれだけにとどまらず、町民や地域、民間事業者等との連携、協働が不可欠となっている。

また、人口減少、少子高齢化の進展に加え、近年の防災対策・危機管理等の新たな行政需要の拡大は財政制約を一層厳しくしており、財政運営はさらに難しさを増していくことが想定される。こうしたことを踏まえ、より効率的で効果的な事業実施と創意工夫による財政負担の軽減が求められており、重大な課題となっている。

一方、これまで整備してきた本町の社会資本、公共施設等は老朽化が進行し、これから集中的な更新時期を迎える中、限られた資源として有効活用するため、平成28年度において、長期的な視点で公共

施設等のあり方を整理した「小国町公共施設等総合管理計画」を策定している。現状を鑑み現在保有する全ての公共施設等を管理、運営することは困難であるとの認識に立ち、今後見込まれる状況変化や利活用の実態などを十分に把握しながら、本計画の基本理念や方向に基づいた、公共施設等の適切かつ的確な管理が必要である。

2 対策

(1) 白い森まるごとブランド構想の推進

これまで取り組んできた、認知度向上の取り組みや、白い森ブランドとなる商品の開発、販路拡大、サービス向上などを継続しながら、地域総合商社が中心となって、白い森ブランドがもたらす地域経済の好循環システム創出に努めていく。

また、資源の魅力化にあたっては、本町と関わりのある大学の学生や小国高校生など若い世代の参画も想定しながら、より深い考察と分析を通じた多様な可能性を見だし、楽しみに満ちた白い森ブランドの商品やサービスに磨きをかけていくこととする。事業者による連携強化に向けては、町内事業者が地域外の個人や事業者とともに新たなビジネスプランを構築することができるよう支援を図り、さらに多面的な取り組みを可能とする体制づくりを進めていく。

「モノ」のブランド化に加え、「コト」のブランド化を図ることは、小国の人々の知恵と技、そしてその暮らしそのものを価値の高い資源として生かすことである。そこで、商品開発による「モノづくり」、事業者や町民の活動を活発化させ稼ぐ力を引き出す「ヒトづくり」を進めながら、小国での体験、経験や小国の人々との関わりから経験価値を高める「コトづくり」につなげていくことが重要となる。こうした考え方に基づいて、小国の自然に触れる、人に触れる、暮らしに触れるなど、これまで以上に深くニッチな体験事業を企画するなど、具体的な取り組みを広く発信し、小国ファンとなる関係人口の拡大を図りながら、「コト」のブランド化を含めた「白い森まるごとブランド構想」により、まちづくりの未来像である、「みんなで未来を描こう 白いキャンバスに みんなで暮らそう 彩りゆたかな白い森で」を目指していく。

(2) アフターコロナ時代のまちづくりとSDGsの推進

新型コロナウイルス感染症により多大な影響を受けた地域活動や町民の活動、地域経済の活性化を図るため、引き続き関係団体等との連携を強化し必要な取り組みを進める。

SDGsにかかる考え方をさらに深く広めていくために、身近な体験や経験から知る、また楽しみながら学ぶ講座等を設定することとし、個人による実際の行動につながるような取り組みを中心に、それを先導する人材育成なども含めた展開を図っていく。加えて、本町が優先的に取り組む目標と考え方を整理するとともに、事業者の取り組みを促進する施策の整理や認知度をさらに向上させる情報発信に努めるほか、町民や民間による、SDGsを活用した地域づくり、まちづくりの提案事業などの検討も進めることとする。さらには、これまで取り組んできた小国の自然環境の保全にかかる事業なども、SDGsの考え方と歩調を合わせて、新たな課題への対応も含め進めていくこととする。

こうした取り組みとあわせ、「SDGs未来都市」(*1)のエントリーを図り、SDGsに関連づけた実践により、中長期的な見通しに立った持続可能なまちづくりを目指すことで地方創生に結びつけていくも

のとする。

SDGsの重要な理念の一つである、「誰一人取り残されない」持続可能なまちづくりを、町民、民間、行政、そして本町のまちづくりに共感し、積極的に関わる外部人材である協働人口などが一体となって進めることで、町民の幸福として「ウェルビーイング」の実現を目指すことが可能となる。本町のような農山村はそのポテンシャルを有しており、こうした役割を果たすことが求められている。

また、こうした取り組みを中心に白い森おぐにの新たな価値の創造につなげ、その考え方を広く発信していく。

*1 SDGs 未来都市

・・・地方創生 SDGsの達成に向け、優れたSDGsの取り組みを提案する地方自治体を「SDGs 未来都市」として選定し、成功事例の普及を促進している。



(3) 男女共同参画の推進と結婚支援

男女共同参画社会の形成に向けて、男女がお互いに尊重し、ジェンダー平等の考えに基づき義務と責任を分かちあいながら支えあう意識の高揚を図るなどの施策を展開しながら、アンコンシャス・バイアス(*1)の解消を図り、特に女性の活躍による社会の活性化や地域における身近な男女共同参画などを重視することで、農山村における女性の役割の重要性を再確認し、それが各分野にわたる視点であることを認識した施策の展開を図る。

さらに、結婚減少や晩婚化が進展しているが、男女の出会いの場の創出への支援や結婚活動に関する情報提供などを推進する。

こうした取り組みにより、女性と男性がともに活躍できる場を増やすとともに、結婚の促進により少子化の抑制を図り、地域の活力を取り戻し、地域や集落の持続可能性の維持を目指す。

*1 アンコンシャス・バイアス

・・・固定的な性別観に関わる無意識の思い込みのこと。

(4) 持続可能な行財政運営

社会経済情勢が目まぐるしく変化し、地方自治体を取り巻く環境も大きく変容している。こうした環境変化に対応し、多様な行政ニーズに応えていくため、行政の取り組みだけでなく、産学官の連携・交流、町民や民間との協働によるまちづくりを推進するとともに、「協働人口」とも力を合わせ課題に立ち向かう、多様な人々による「協働・連携・交流」をさらに促進し、将来的にはまちづくり施策の展開を担う「新たな公共」の構築を目指す。このため、地域住民と町職員などが一体となって課題解決を目指す仕組みづくりを進めるほか、町民と行政が協働して取り組む事業などの継続、拡大や、地域の若者による地域づくり活動等の支援、地域づくり手法等を学ぶ機会の設定など、多彩な主体によるまちづくり施策の構築と推進に努める。

時代に即した行政サービスの提供と健全で効率的な行財政運営を進めるため、費用対効果を踏まえた事業展開や投資の最適化、コスト管理の徹底などマネジメント強化に力を入れる一方、その基盤となる職員の資質向上と、新しい時代や人材育成に向けた研修の充実を図る。さらには、行政事務執行のさらなる効率化と町民の利便性向上を目指して、自治体 DX の推進や RPA の導入、包括的外部委託導入の検討を行うとともに、財源確保に向け継続して事務事業の工夫、改善や使用料等の見直し、広告収入やふるさと納税、企業版ふるさと納税の確保などのほか、クラウドファンディング等新たな財源の検討などに取り組むこととする。さらに、施設の整備手法について、公共施設等総合管理計画に示す通り、従来の整備手法のほか、「PPP/PFI（*1）」など民間活力を活用した整備手法を検討し、改修・更新コストや管理運営コストの縮減を図る。

社会経済のボーダレス化や道路交通網の整備、情報化の進展に伴い、町民の行動や経済活動の範囲は一層広域化、多層化していることから、引き続き近隣自治体との広域連携を図り、共通する行政課題に対応するため、置賜定住自立圏形成協定に基づいた施策の展開を進める。

*1 PPP/PFI

・・・公民が連携して公共サービスを行う手法を PPP（パブリック・プライベート・パートナーシップ：公民連携）という。PPP のうち、代表的な手法のひとつが PFI（プライベート・ファイナンス・イニシアティブ）で、公共施設等の設計、建設、維持管理及び運営に、民間の資金とノウハウを活用し、公共サービスの提供を民間主導で行うことで、効率的かつ効果的な公共サービスの提供を図る手法。

持続的発展のための分野別目標

事業の目標（成果指標）	基準値（R6）	目標値（R12）
白い森ブランドロゴ町内産品利用申請件数（累計）	34 件	40 件
審議会等委員における女性比率	18.5%	30%

3 持続的発展計画

本計画において、その他地域の持続的発展に関し必要な事項に関する持続的発展計画を次のとおり定める。

事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展施策 区分	事業名 (施設名)	事業内容		事業 主体	備考
12 その他地域の 持続的発展に 関し必要な事 項		職員研修		町	
		町有財産管理費		町	
		役場庁舎臨時修繕工事		町	
		男女共同参画推進事業		町	
		結婚支援推進事業		町	
		役場庁舎周辺地下水調査事業		町	
		ふるさと納税事業		町	
		白い森みらい創生事業		町 民間	

4 小国町公共施設等総合管理計画との整合

その他地域の持続的発展に関し、必要な事項に関する施設については、公共施設等総合管理計画の考え方を踏まえ進めていくこととする。

事業計画（令和8年度～12年度） 過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展施策 区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(9)過疎地域持続的 発展特別事業 公共交通	公共交通運行事業	町	公共交通と地域住民の協働のもと、利用しやすい地域内交通システムを実現することが、地域の持続的発展に資する。
5 生活環境の整備	(7)過疎地域持続的 発展特別事業 その他 その他	地域商業サービス支援事業	町	移動販売事業等を支援することで、集落の維持に資する。
		住宅環境整備事業	町	子育て世代や高齢者等が安心して暮らせる住環境を整備することは、地域の持続的発展に資する。
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8)過疎地域持続的 発展特別事業 児童福祉	子育て支援福祉医療給付事業	町	子育て世代の経済的負担の軽減等、子育てしやすい環境を整備することで、子どもの健やかな成長と、定住者の確保に資する。
	高齢者・障害者福祉	障害者居宅生活支援事業	町	誰もが住み慣れた地域の一員として生活できる環境をつくることは、地域の持続的発展に資する。
	高齢者・障害者福祉	支え合いほっとライン事業	町	誰もが住み慣れた地域で安心して生活できる環境をつくることは、地域の持続的発展に資する。
	高齢者・障害者福祉	介護職なかま創出事業	町	介護における多様な人材を確保し、誰もが住み慣れた地域で安心して生活できる環境をつくることは、地域の持続的発展に資する。
	高齢者・障害者福祉	高齢者等暮らし応援事業	町	高齢者の負担である冬季間の除雪を支援し、安心して生活できる環境をつくることは、地域の持続的発展に資する。
7 医療の確保	(3)過疎地域持続的 発展特別事業 その他	人工透析患者送迎事業	町	人工透析療法を必要とする方が、住み慣れた地域で安心して生活できることは定住者の確保に資する。
	その他	小児インフルエンザ予防接種事業	町	子どもの予防接種を支援し、安心して生活できる環境を提供することは、定住者の確保に資する。
8 教育の振興	(4)過疎地域持続的 発展特別事業 義務教育	要保護及び準要保護児童就学援助事業	町	就学が困難と認められる児童の保護者を支援することで、安心して子育てができる教育環境の整備と児童の健やかな成長に資する。
	義務教育	要保護及び準要保護生徒就学援助事業	町	就学が困難と認められる生徒の保護者を支援することで、安心して子育てができる教育環境の整備と生徒の健やかな成長に資する。
	その他	小国町保小中高一貫教育支援事業	町	子ども達が地域に愛着を持ち、次代を担う人材として心豊かで健やかな成長を図っていくことは、地域の持続的発展に資する。

SDGs（持続可能な開発目標）と各節の関連性

SDGs	1 貧困	2 飢餓	3 健康と福祉	4 教育	5 ジェンダー	6 水・衛生	7 エネルギー	8 働きがいと経済成長	9 産業と技術革新	10 格差是正	11 住み続けられるまち	12 持続可能な生産と消費	13 気候変動	14 海洋資源	15 陸上資源	16 平和と公正	17 パートナーシップ
1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	●										●						●
2 産業の振興							●	●	●			●		●			
3 地域における情報化									●	●	●						
4 交通施設の整備、交通手段の確保									●	●	●						
5 生活環境の整備						●											
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	●	●	●					●									
7 医療の確保			●														
8 教育の振興				●												●	
9 集落の整備					●						●						
10 地域文化の振興等				●													
11 再生可能エネルギーの利用の促進							●										
12 その他地域の持続的発展に関し必要な事項					●						●						●